

日清戦後の自由党の改革と星亨

伊藤之雄

はじめに

日清戦後の政党と藩閥官僚勢力の関係については、従来数々のすぐれた研究がなされてきた。その主な指摘は、藩閥の側に政党の政治参加を拡大することで日清戦後経営への協力を求めようとする空気が出現したこと、これが第二次伊藤博文内閣と衆議院の第一党である自由党、第二次松方正義内閣と衆議院で自由党と並ぶ第二党（まもなく第一党となる）の進歩党との提携として展開したこと、それに反発する藩閥官僚は山県有朋のもとに結集し、山県系官僚閥が形成されたこと、一八九八年初頭には進歩党も自由党も提携条件次第では地租増徴案を承認してもよいと考えていたと推定できる動きを始めたこと等である。^①

しかし、自由党主流の板垣退助や林有造らの土佐派や、伊藤系官僚の伊東巳代治農商務大臣が、一八九八年三月の総選挙後も、第三次伊藤内閣と自由党の提携の成立を望んだにもかかわらず、なぜ第

二次伊藤内閣期のように、その提携が成立しなかったのか、一般に一八九七年一月頃から列強の中国分割が始まり、日本の藩閥官僚は危機感を抱き出したといわれているが、その状況下で九八年六月なぜ政党に政権を渡した（第一次大隈重信内閣の成立）のか、また板垣自由党総理が一八九七年三月に自由党総理を辞任するなど、板垣や林はなぜ党への影響力を減退させていくのか等、政党と藩閥の関係の基本となる幾つかの事実が従来の研究では理解できない。さらに、政党員が第二次伊藤・第二次松方両内閣で入閣や就官を果し、一八九八年に四ヶ月間とはいえ、最初の政党内閣である第一次大隈内閣ができたことは、政党が日清戦後に順調に勢力を増大させていると理解すればよいのか否かについても検討がなされていない。

それは、これまでの研究が政党の組織や構造、藩閥官僚勢力の構造、大陸政策を十分に把握せずに論を立てる傾向にあったからである。^② 本稿では、第二次松方内閣が成立する一八九六年九月から第一次大隈内閣が倒れる九八年一〇月末までの、自由党および、自由党が進歩党と合同して憲政党を創設してからの憲政党内旧自由党系

の構造と組織の変容について、産業革命の進展や東アジアの国際関係の変化を視野に入れ、藩閥官僚勢力の動向との関連に留意して考察したい。自由党およびその後身の自由党系は、衆議院三〇〇議席のうち常に一〇〇議席程度を有し、進歩党およびその後身と拮抗して、衆議院の第一党または第二党となり、当時の政治動向に大きな影響を及ぼしていた。第一章から第五章までは、日清戦後の産業革命の展開に伴う新状況に自由党が適応しきれず、主流派の土佐派支配が崩壊し大きな混乱を生ずること、その中で過渡的に各地方団を背景とした新しい党構造が形成されること、藩閥官僚勢力は一八九八年初頭から混迷する政党に対し強圧的になってゆくことを示す。最後の第六章では、一八九八年八月、星亨がアメリカから帰国して、旧自由党系に新しい目標を与える目的をもって党の掌握を始め、それに成功する過程が明らかになるであろう。そのことにより、すでに別稿で述べた、第二次山県有朋内閣(一八九八年一月成立)期に展開する、次のような星の政治改革の意義が、さらにわかりやすくなるはずである。(一)星は伊藤博文と連携し、日本の工業化とそれを支える商工業者層の政治的台頭、地主層の商工業への参入を促進するため、地租増徴や選挙法改正(市部独立選挙区、有権者数とりわけ市部の有権者数の大幅拡大)などを実現すべく、憲政党(旧自由党)を引っ張っていったこと、(二)星は、遅くとも一八九九年はじめには伊藤を総裁とする新党(のちの立憲政友会)を創設する意欲を示し、一九〇〇年九月に実現したこと、(三)幹部統制が弱まった党

を掌握し強化するため、星は、地方団連合化した党の状況に配慮し、地方団のバランスに配慮した公平な役員人事や地方団での政策審議を行う一方で、第二次山県有朋内閣と一時的な提携を行ったこと等。³⁾

(1) 坂野潤治『明治憲法体制の確立』(東京大学出版会、一九七一年)、升味準之輔『日本政党史論』第二巻(東京大学出版会、一九六六年)など。

(2) たとえば、一八九〇年代の政治史研究として最も評価の高い、前掲、坂野潤治『明治憲法体制の確立』でさえ、板垣が一八九七年三月に自由党総理を辞任しているにもかかわらず、一八九八年「四月二十七日に開かれた外資輸入同盟会の席上で、自由党総理板垣退助は」(二〇九頁)などという誤った記述をしている。このことは、政党と藩閥官僚勢力の関係や、政党など政治権力集団を研究する際に、そのスローガンや政策の表面上の表現のみならず、それらを唱えている組織や構造、政治過程を理解した上で考察する、という基本的作業が日本近代史研究において不十分であることを示している。なお、第二次伊藤内閣期までの、そうした研究傾向を克服しようとする試みは、拙稿「第一議会期の立憲自由党」(『名古屋大学文学部研究論集』一一〇号、一九九一年三月)、同「初期議会期の自由党」(山本四郎編『近代日本の政党と官僚』東京創元社、一九九一年)、同「第二次伊藤内閣期の政党と藩閥官僚」(『名古屋大学文学部研究論集』一一三号、一九九二年三月)、同「自由党・政友会系基盤の変容」(前掲、山本四郎編『近代日本の政党と官僚』)、同「都市と政党」(『ヒストリア』一一九号、一九九〇年十二月)等で行った。

(3) 拙稿「立憲政友会創立期の議会」(内田健三・金原左門・古屋哲夫編『日本議会史録』第一巻、第一法規出版社、一九九一年)。

第一章 第二次松方内閣の成立と自由党改革運動

自由党の星亨と板垣総理らは、第二次伊藤博文内閣と自由党を提携させて自由党の藩閥政府への発言力を強め、党の発展・強化もはからうとしたが、この指導体制は一八九三年一二月に星が失脚して崩壊した。日清開戦後、伊藤内閣の書記官長伊東巳代治と自由党土佐派の林有造を中心に、伊藤内閣と自由党の関係は深まり、日清戦後の一八九五年一月に自由党は伊藤内閣との提携宣言を發した。

その結果、第九議會で自由党が伊藤内閣に協力し、一八九六年四月板垣が内務大臣として入閣するまでになった。当時の自由党には、土佐派（板垣総理・林有造ら）という四国・中国・近畿地方と東海・北信（北陸と信州）の一部をも基盤とした全国的派閥と、関東派（星亨ら）、東北派（河野広中ら）、九州派（松田正久ら）という地域を中心とした派閥の四大派閥があった。伊藤内閣との提携は、自由党の土佐派を中心に東北派・九州派を基軸に行われ、従来、土佐派と共に党主流派を構成してきた関東派は、星の失脚後に非主流派となった。また土佐派と連携関係が比較的強くなった東北派は、民党的色彩を多く残しており、伊藤内閣との連携の成果として、他派以上に言論・集会の自由の拡大など政治制度の民主化に原則的にこだわる予想された。提携の結果次第では、東北・関東・九州派を中心に土佐派批判が強まる可能性もあった。⁽¹⁾

日清戦後の自由党の改革と星亨（伊藤）

伊藤首相が板垣入閣後わずか四ヶ月半で政權を投げ出し、松方正義内閣が成立、進歩党を与党としたことは、提携推進の中心となった林有造や板垣総理・土佐派に対する党内の不満を高めた。

第九議會の会期中に、自由党最高幹部から伊藤首相に提出されたと推定される要求書の中に、「首相ハ少ナクモ此次ノ議會ヲ経ル迄ハ其位置ヲ去ラサル事」とあるように、自由党は第一〇議會まで少なくとも約一年間の提携を期待しており、四ヶ月半は余りにも短かすぎた。

また第九議會では、新聞紙条例中の新聞発行停止の廃止・保安条例の廃止・地方制度の民主化（大地主制や複選制の廃止）など、自由党が求めた改革が、山県系官僚の妨害もあって、まったく実現しなかった。

ポストの面でも、板垣総理が内務大臣になった他、県治局長になった三崎龜之助、内相秘書官となった栗原亮一がいずれも土佐派であり、党役員人事でも土佐派の中心である四国が特に優遇されていた。⁽³⁾

伊藤は自由党の不満をなだめるため、次に伊藤内閣を組織する際に板垣を再び内務大臣にすることを党の最高幹部に密約した。そのことは、伊東巳代治の日記の一九〇〇年四月二七日の分に、次のように記載されている。

余（伊東）は前年伊藤内閣のとき〔第三次伊藤内閣―伊藤注〕、伊藤侯が前約に背き板垣伯を内務に奏薦することを拒絶し、自由党

か伊侯の背信を憤りて提携を謝絶するに当り、一身を以て伊藤侯を救ひ、自由党の感情を繋きたる⁽⁴⁾

また伊藤は、次の伊藤宛伊東書翰にある如く、伊東を媒介に自由党にかなりの金銭を活動費として渡した。それはまず板垣に知らされ、林が受け取り、のち板垣から河野広中に知らされた。

扱御垂問之一条は先日拝別後直に板垣を訪ひ御内意之趣申含候処、同伯にも御厚情之次第深く鳴謝被致、其内御地へ罷出親敷御札可申上旨被申聞候。続而林有造氏も帰京、前文之次第内審申含候処、是又意外之御厚誼何とも御札申上様も無之と深く感佩被致候次第に御坐候。依而其翌日現物も林氏に引渡受証取置申候。将来之取扱等も堅く秘密を守り、河野広中氏丈へは御厚情之次第板垣より被申含候事に相成、河野氏も其後小生方へ被参、閣下御厚意之段深く謝辞被申述候⁽⁵⁾

金銭受取問題は、右のように板垣・林政務委員ら土佐派を中心に処理され、河野政務委員(東北派)には知らされたが、同じ政務委員の松田正久(九州派)には知らされなかった。板垣と林は、東北派が民党的色彩を残しており、河野が民党連合論的考えを有する傾向があるので、河野との信頼関係を強め河野を自重させるために河野に知らせたのであろう。松田は薩派に近く、⁽⁶⁾板垣や林は金銭受取が薩派を中心とする松方内閣や進歩党に洩れることを警戒したのであろう。

いずれにしても、自由党最高幹部のみが知っている内務大臣供与

の約束や金銭援助では、中堅代議士以下党内の土佐派への反感を緩和することはできなかった。

自由党内で土佐派を批判する改革の動きが最初に出現したのは、第一〇議會を前に一八九六年一月二十五日に開かれた自由党定期大会においてであった。それは第一に、板垣が内務大臣に就任して自由党総理のポストは欠員となっていたが、板垣の内相辞任後の最初の党大会で総理のポストが欠員のままにされたことである。⁽⁷⁾これは土佐派の象徴的な盟主である板垣の総理復帰を阻んで、伊東―林―土佐派ラインに打撃を与えようとした動きであった。

第二に、この党定期大会で評議員が復活されたことである。評議員は九五年三月の代議士総会において一六名で党の最高幹部を構成することになったが、同年一二月の党定期大会で廃されていたものであった。今回は、党の運動を敏捷に行うための最高幹部として三名の政務委員(総理を補佐し党務を整理し評議員会の決議を執行する)と並存させて、政務委員をチェックする幹部として三〇名の評議員(「本党重要な事件を評決す」)が設置されたのである。政務委員は前任者の再選ということで、河野広中・林有造・松田正久の三人が再任された。評議員は大会出席者の投票で、片岡健吉ら三〇名が選出され、翌一六日の評議員会で石田貫之助(兵庫県選出)が評議員会会長に選出された。⁽⁸⁾

石田貫之助は旧愛国公党系であるが、第一議會で政府との妥協を目指した天野動議に賛成せず、いわゆる土佐派の裏切りに加担しな

かった。このように第一議會以来、土佐派とは一線を画してきた。⁽⁹⁾ 九六年一二月の党大会の頃は、総理欠員説を主張する自由党七人組の一人とか、非土佐派の「河野派」の「参謀」とみられていた。⁽¹⁰⁾ すなわち評議員設置の動きは、総理欠員を継続する動きとあわせ、土佐派の自由党支配を抑え、自由党を中堅代議士を中心に各地方の有力者の會議で運営しようとする試みであった。

自由党の土佐派支配を批判し改革しようとする動きは、衆議院議長選挙にむけて自由党の候補者を決めることにしても生じた。開院式当日の衆議院の各派所属議員数は、自由党一〇二名、進歩党九七名、藩閥系の国民協会三四名、議院俱樂部二三名、無所属四四名であった。⁽¹¹⁾ 議院俱樂部は議長選で進歩党と連携する見込みであり、自由党と国民協会が連携しない限り、進歩党から議長が出る可能性が強かった。松方内閣は、衆議院議長を進歩党に確保するため、国民協会中の九州選出議員にも切り崩しをかけてきた。国民協会幹部の品川弥二郎・白根専一(いずれも進歩党と組んだ松方内閣に批判的な山県系官僚)は、佐々友房(熊本県選出)を衆議院議長にする策動をすることで松方内閣に対抗しようとした。そこで国民協会は自由党に議長選を契機に提携することを申し出、自由党側は林政務委員らが交渉を行い、それに合意した。しかし自由党内には「河野派四・五の野心家は大政党として議長を他に譲与する事は、尤も不面目に付、勝敗の数に關せず必ず自由党より其候補者を出さざるべからずとの説を唱へ」るなど、林を中心とした藩閥系との妥協を嫌

い、河野を議長として推そうという声があった。河野は「右等利害を承知仕居候故」、評議員会で議長を国民協会に譲る決心を表明することになっていた。⁽¹²⁾ すでに示したように、板垣・林が伊東から秘密の政治資金を受けとったことを河野に通知したような、板垣・林からの河野への信頼の中で、河野の気持ちは揺れていたであろう。

二月二一日、自由党の評議員会と代議士総会は第一党である自由党から議長を出すことをあくまで主張し、国民協会に議長を譲るという政務委員の意見と対立したので、二月二二日に林・河野・松田の三政務委員は辞表を提出した。⁽¹³⁾ 自由党から議長候補者を出すことを主張する中心となったのは、評議員設置を推進したグループである。石田貫之助評議員会会長らは、国民協会との取引きを強く批判して議論をリードし、自由党は河野広中を議長に推すことが決まった。⁽¹⁴⁾

二月二二日の衆議院議長選の結果は、鳩山和夫(進歩党)一四〇点、河野広中(自由党)一二八点、鈴木重遠(進歩党)四六六点等で、鳩山が議長として天皇に推薦される最高点を得、鳩山が任命された。議長選が終ると、同日午後、自由党は代議士総会を開き、三政務委員の辞任申入れに対する善後策を協議した。この総会には、石田貫之助・重野謙次郎・田村順之助・重岡薫五郎ら反土佐派の核心分子や片岡健吉など四六名の代議士らが出席した。そして満場一致で、片岡健吉を仮政務委員とし、政務委員の取扱ってきた事務を当分の間片岡に囑託することになった。⁽¹⁵⁾ 片岡は土佐派であるが、地

元高知で林有造と対立しており、林ら三政務委員が辞任し、温厚な片岡が仮政務委員となったことは、評議員会の発言力を高め、林が主導してきた土佐派の自由党支配を弱めることを意味した。

これら自由党を改革しようとする中核グループの政策目標は、十分に統一されたものではないが、伊東巳代治・林有造らを媒介とする伊藤博文との提携のみにこだわらず、政策や条件が合うなら第二次松方内閣―進歩党とも連携してゆこうというものであることが理解される。彼らは、第二次松方内閣の行財政整理、言論・集会・結社の自由など政党の政治活動の自由拡張への姿勢や大隈の入閣に代表される政党の政治参加の拡大政策をかなり評価していた(第二章で詳述する)。

以上に述べた自由党改革の運動は、一二月段階で自由党内を十分に制圧したわけではない。先述の一二月一五日の党定期大会では、第一号議案として、「吾党は現内閣を以て吾党に反対なる者と認む、之に対する機宜の運用は代議士会に一任す」との、従来同様の方針も可決された。また関東派の幹部利光鶴松(星亨の直系、東京府選出代議員)は、大会の議案調査委員の一人として、委員会では否決された少数意見を大会に提案した。それは次のように、大会で可決された右の一号議案以上に松方内閣に対して強硬であった。

吾党は現内閣を以て吾党に反対なるものと認む、依て衆議院に於て内閣不信任決議案を提出する事⁽¹⁾

翌年一月以降、土佐派支配の復活に反発して自由党を脱党してゆ

く党改革グループは松方内閣や進歩党に宥和的であり、利光の姿勢はそれらとまったく異なる。関東派は星の失脚以来、党の土佐派支配に批判的であったが、関東派の主流は松方内閣―進歩党への対応の仕方、党改革運動の中核グループと違った行動をとったのである。同様のことは関東派以外の場合でも考えられる。このことが、第二章以下で示すように、反土佐派の方向をもった自由党改革の動きが一つにまとまらず複雑な動きをする要因であった。

(1) 拙稿「初期議会期の自由党」(山本四郎編『近代日本の政党と官僚』東京創元社、一九九一年)、同「第二次伊藤内閣期の政党と藩閥官僚」(『名古屋大学文学部研究論集』一一三号、一九九二年三月)。

(2) 「伊藤公爵家記録」(東京市伊藤博邦氏所蔵、一九三〇年一月影字、京都大学文学部博物館所蔵)。

(3) 前掲「第二次伊藤内閣期の政党と藩閥官僚」。

(4) 伊東巳代治「翠雨荘日記」(写)(国立国会図書館憲政資料室所蔵)。鈴木安蔵が伊東巳代治筆の原本を一九三九年一月に採訪したものである。

(5) 伊藤博文宛伊東巳代治書翰、一八九六年一〇月二〇日、伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』(以下『伊藤文書』と略す)第二巻(塙書房、一九七四年)三五六頁。この前にも、林・河野・松田の三政務委員に伊藤から伊東巳代治を媒介に、次のようにある程度のお金が渡されたらしい。「林・河野・松田の三人へは先日御厚意の旨申合、例の物相渡置候」(同前、一八九六年九月九日、前書、三五五頁)。

(6) 少し後ではあるが、松田は郷里の佐賀県選挙区の調整をするため、元改進黨系代議士の松尾寛三(改進黨から山下倶楽部)を引退させ、

松方正義に談じ、見返りに松尾を台湾銀行創立委員(将来の理事ふくみ)に加えている(栗原亮一宛松田正久書翰、一八九九年七月一日、「栗原亮一文書」、国立国会図書館憲政資料室所蔵)。このように松方と松田はかなり密接につながっていた。

(7) 『自由党党報』第一二三号(一八九六年二月二十五日)。

(8) 同右。

(9) 前掲、拙稿「初期議会期の自由党」。

(10) 『国民新聞』一八九六年二月一日、二四日。七人組は石田の他、重野謙次郎(山形県選出、党評議員)・山下千代雄(山形県選出、党評議員)・武者伝二郎(宮城県選出、党評議員)・田村順之助(栃木県選出、党評議員)・重岡蕉五郎(愛媛県選出、党評議員)・土井光華(三重県選出)らで、東北地方が三人と多く、六人が評議員である。

(11) 衆議院・参議院『議会制度百年史(院内会派編衆議院の部)』(同前、一九九〇年)七一頁。

(12) 伊藤博文宛伊東巳代治書翰、一八九六年二月二日、『伊藤文書』第二巻、三七八―三八〇頁。『伊藤文書』では、この書翰の年を一八九七年(二月二日)と推定しているが誤りである。議長問題について、伊東巳代治は自由党と国民協会の提携が成立するよう林有造に積極的に助言している(林有造宛伊東巳代治書翰、「一八九六年」筆者推定)二月二〇日、同二月二日、「林有造関係文書」、国立国会図書館憲政資料室寄託)。

(13) 『自由党党報』一二四号、一八九七年一月一〇日。

(14) 『国民新聞』一八九六年二月三日、『大阪朝日新聞』一八九六年二月二三日。

(15) 注(13)と同じ。

(16) 升味準之輔『日本政党史論』第四巻(東京大学出版会、一九六八年)一五―一六頁。

(17) 注(7)と同じ。

日清戦後の自由党の改革と星亨(伊藤)

第二章 土佐派支配の復活と脱党騒動

1、土佐派支配の一時的復活

一八九六年二月下旬、自由党は総理欠員のうえに、最高幹部である三政務委員が辞任し、「目下は幾んど無政府の有様にて只だ僅かに新撰三十名の評議員の中にて同党の政治は行はれつゝあり」と、論評される状態であった。^①

これに対し衆議院議長選での敗北を背景に、林有造ら土佐派の巻き返しが始まった。二月二六日、衆議院の正・副議長に次ぐ名譽あるポストである全院委員長の選挙では、自由党と国民協会の連合が成立し、自由党の谷河尚忠(岩手県選出)が当選した。^② 次いで二月二七日、午前の評議員会は、板垣が自由党総理になることを希望すること、「党外有為の士」を歓迎して党勢の拡張を計ることを決議し、午後の代議士総会もそのことを満場一致で承認した。この代議士総会は、片岡仮政務委員・田中賢道幹事(非代議士、一八九六年二月より就任)の党役員に加え、林有造・西山志澄(高知県選出)・栗原亮一(三重県選出)・小松三省(高知県選出)ら土佐派の有力者も含め、党全代議士の七三・五%にあたる七五名が出席していた。^③ 林―土佐派は伊東巳代治と末松謙澄(妻は伊藤博文の長女、前法制局長官)が入党し政務委員となり、党運営の中枢に参画することを

期待していたといわれ、決議にある「党外有為の士」を歓迎とは、林―土佐派にとって彼らの入党の準備であった。この頃、反土佐派として党改革の動きの中心となった石田貫之助・重野謙次郎・山下千代雄・重岡薫五郎らを除名しようという声すら党内に出るようになった。⁽⁵⁾

板垣を自由党総理に復活させる要望を受け、翌一八九七年一月一日、自由党臨時大会が党本部で開催された。出席者は片岡假政務委員はじめ、代議士九三名、各府県の代議員六一名、本部幹事一名等であった。そこではまず第一に、総理を置き板垣の復任を請うことが決議され、板垣は就任を受諾した。また第二に、政務委員を五名以下置き(旧則は三名)、政務委員は「大会に於て選挙し総理を補佐し党務を整理す」(旧則には「評議員の決議を執行するものとす」の文字あり)と、政務委員に関する党則が改正された。これは、政務委員と総理の関係を強め評議員の党運営の権限を弱めること、党外の有力者を入党させ政務委員とするためであった。もともと、林―土佐派は伊藤・末松の入党を、星の率いる関東派(星は駐米公使で不在)は陸奥宗光や中島信行(陸奥系、元イタリア公使)の入党を望んでいたと思われ、入党者の人選で党内が一致していたわけではなかった。

そのため政務委員の人選を板垣総理に一任することが決まったにもかかわらず、一月二日河野・林・松田の三人が復職したにとどまり、二人の政務委員ポストは欠員となった(片岡の假政務委員は

同日解任)⁽⁷⁾。しかし、こうして一応、林―土佐派の自由党支配が再び復活する方向が示された。

林―土佐派の支配の復活に対する中堅以下の黨員からの抵抗もあった。院外有力者(元代議士か少し下のクラス)の団体である自由倶楽部は、(一)総理一名に加えて副総理を置くこと、(二)政務委員と評議員会の並存をやめ、両者を合せて協議委員五名以上一〇名以下を設けることの二点を、建議案として大会に提出した。この目的は、総理や政務委員という少数の最高幹部、とりわけ土佐派の独裁の弊を避けることにあった。しかしこの建議案を議題とすることは否決された。⁽⁸⁾

板垣総理もこうした動きを考慮し、総理再就任演説で、次のように、評議員の地位にも表面上の配慮を示し党の団結を説いた。

政務委員は総理は助けて党務を整理する者なり、即ち総理補佐の職なり、故に其の評議員との地位は恰も行政と立法との関係の如し、余は斯の如く評議員の地位を高むるを希望するものなり⁽⁹⁾

しかし、一月一〇日の自由党臨時大会以降、河野広中が脱党届を出す二月一五日まで、板垣総理と政務委員で党の方針を決め、評議員会を重んじない、旧来の土佐派支配の方式がとられた。すなわちこの直前の一八九六年二月一六日から九七年一月一〇日まででは自由党の重要事項は評議員会で審議したのち代議士総会にかけて決定する方法が取られた(この間の評議員会七回、代議士総会は一月一日の党臨時大会も含め五回)。ところが一月一日以降は、党の方

針決定に際し、評議員会が開催されず代議士総会のみが開かれた(この間の代議士総会は三回)¹⁰⁾。政務委員の会合や各専門の部会の会合は当時の党報に記載されていないことを考慮すると、党の方針の決定パターンは、各専門の部会↓評議員会↓代議士総会(政務委員欠員)から、一月一日以降、各専門の部会↓総理・政務委員↓代議士総会(代議士総会を開かず総裁・政務委員で決定することも多い)に変化したといえよう。

2、自由党の脱党騒動

自由党内の改革を求める声を抑圧して土佐派支配が復活しつつある中で、河野広中・松田正久という党最高幹部にも動揺が生じ、彼らと樺山資紀内相との接触が始まった。土佐派を支持し松方内閣に敵対意識をもっていた伊東巳代治は、三年数ヶ月後に次のように回想している。

(伊東と松田・林・河野の)衆議一決す、余は自由党の為に三年の維持法を計画し、松隈内閣と対戦するに最大の籌謀^{ちゆうぼう}も遺漏する所なく一撃以て松隈内閣を倒す積なりしに、開戦後旬日を出てすして河野広中は樺山内相の轅門^{えんもん}に降り、後大石正巳の手にて買取せらるる、又松田正久も屢々樺山内相と密会するとの密報に接す、自由党内凡そ四十人余樺山等に買取せられ世間評して薩派と称するもの即是なり、河野・松田等の樺山と密会せし翌日、内相の護衛中より其事漏洩して余か耳鼎に達するに及び、直に林有造を呼

日清戦後の自由党の改革と星亨(伊藤)

寄せ事の顛末を告ぐ、林の驚愕一方ならず¹²⁾

一八九七年一月上旬の新聞においても、河野は、進歩党の大石正巳(元朝鮮公使、のち第一次大隈内閣で農商務大臣)と会見したとの報道がある。また河野は一月中旬に武者伝二郎(一月二日に自由党を脱党、宮城県選出)の紹介で樺山内相に二度面会していることは間違いない。¹¹⁾

こうした動揺は自由党の中堅代議士にまで及んだ。この結果、一八九七年一月から三月末までに自由党の代議士の四分の一以上にあたる二三名もの代議士が脱党し(一名はまもなく復党)、その中に政務委員の河野広中も含まれていた(第1表)。脱党代議士の出た地域は、河野広中がリードしてきた東北地方の七名(東北地方の自由党代議士一三名中の五三・八%)を筆頭に、関東地方(山梨県を含む)七名(同前二一名中の三三・三%)、復党者を除くと二一名中六名で二八・六%、中国地方(兵庫県を含む)四名(同前二一名中の三六・四%)、東海地方二名、北信(北陸と信州)地方二名、近畿地方一名である。とりわけ東北地方は自由党の勢力が半減してしまった。

脱党した代議士たちの次の議会までの所属党派は、関東・中国地方の代議士を中心に、一〇月六日創立の公同会をへて、一二月二三日創立の新自由党に所属した者が一〇名と最も多い。次いで河野ら福島県選出代議士四名が五月二〇日創立の東北同盟会に、他に公同会に四名が所属し、無所属は三名である。林―土佐派の自由党支配に対する反発から二〇名以上の脱党者が出たものの、彼らはその中

第1表 第10議会中の自由党脱党代議士(第10議会閉会直後も含む)

脱党年・月・日	氏名	選出府県	自由党での役職	第11議会開会までの所属党派
1897年1月1日	田村順之助	栃木	評議員	$\frac{2}{28}$ 新自由党→ $\frac{1}{6}$ 公同会
同上	浜名信平	茨城	同上	同上→同上→ $\frac{12}{23}$ 新自由党
同上	西村甚右衛門	千葉	同上	同上→同上→同上
同1月2日	武者伝二郎	宮城	同上	同上→同上→同上
同上	中村克昌	東京	同上	同上→同上→同上
同上	高橋安爾	埼玉	同上	1月7日に自由党に復帰
同1月3日	重野謙次郎	山形	同上	$\frac{2}{28}$ 新自由党→ $\frac{1}{6}$ 公同会
同1月6日	南野遣親	大阪	同上	$\frac{1}{6}$ 議員倶楽部→同上
同1月10日	直原守次郎	岡山	陸軍省副部長	$\frac{1}{6}$ 公同会→ $\frac{12}{23}$ 新自由党
同上	富永正男	広島		$\frac{1}{4}$ 議員倶楽部→ $\frac{2}{28}$ 新自由党→ $\frac{1}{6}$ 公同会
同上	永井穎雄	同上		同上→同上→同上→ $\frac{12}{23}$ 新自由党
同上	長谷川亀一郎	同上		同上→同上→同上→同上
同1月27日	森久保作蔵	愛知		$\frac{2}{28}$ 新自由党→同上→同上
同上	杉村寛正	東京		同上→同上→同上→同上
同2月15日	水島保太郎	石川		同上→同上→同上→同上
同上	河野広保	神奈川		同上→同上→同上→同上
同2月21日	石平貫之助	福島	政務委員	$\frac{5}{40}$ 東北同盟会
同上	吉田正雄	兵庫	評議員	無所属
同上	愛田沢山	福岡		$\frac{5}{40}$ 東北同盟会
同上	深田敏	同上		同上
同3月2日	後藤康	同上		同上
同上	島津貞	三重		$\frac{1}{6}$ 公同会
同3月25日		城野		無所属
				$\frac{1}{6}$ 公同会→ $\frac{12}{28}$ 無所属

(備考) 衆議院・参議院編『議会制度百年史(院内会派編衆議院の部)』(同前、1990年)55-78頁より作成。第10議会以降の党派移動も考慮に入れた。

の最有力者である河野広中を中心に結集できなかった。そこに、政界を主導するという点におけるこの動きの限界をみる事ができる(第1表)。

脱党者たちの主張は、自由党内の林—土佐派支配とそれらに主導された伊藤博文との提携関係を再検討することであった。¹⁵ そのことは、河野広中が二月一五日の脱党に際し、選挙区と全国の新聞にむけ発表した、次のような宣言書に示されている。

そこでは第一に、第二次伊藤内閣と自由党との提携を、「伊板内閣成ると雖、元老は尚未だ情実を撤去し、旧套を擺脫して時運の進行に伴ひ政治の革新を断行するを得ず」と、政治改革が成功しなかつたものと反省した。¹⁶ 河野は第二次伊藤内閣下で、言論・集会の自由の拡大など政治制度の民主化が、まったく達成されなかつたことに失望しているのである。

第二に河野は、第一章に略述した第二次松方内閣と進歩党の目指す政治改革が、進歩党が衆議院の過半数政党でないことから、実現が難しいと次のようにみた。

〔現内閣が〕組織の聯立内閣に属するの一事に因りて必ず前内閣の末路に類するを信ぜんとす、縦へ進歩党にして果して政党内閣を確立するの一捷路として内閣と提携せりとするも、其黨員を以て議院の多数を制する能はず、之が為めに其の力能く内閣の政策を左右するに至らずして遂に藩閥元老の為に利用せらるるに終らん¹⁷

河野は、内務省など行政権による新聞の発行の禁・停止を廃止するという新聞紙条例の改正などで、自由党が進歩党を助け松方内閣下の政治改革を成功させることを、当面の課題として考えていたはずである。

第三に河野の理想は、自由党・進歩党が連合して大政党を作り、政党政治を実現し藩閥政治の弊害を是正することであった。河野は、「政界刷新の精神を作興し自主自立の人士を統合して」、「自党の独力能く議院を制し、内閣を組織するに足るの一大政党を樹立し」、「財政を整理し軍備を拡張し、外交を刷新する」ことを求めた。¹⁸

この他、一月一〇日に自由党を脱党した直原守次郎(岡山県選出)は、第二次伊藤内閣と提携して戦後経営の大方針を確立したことを是認しつつも、自由党が自らの政策と大差ないようにみえる松方内閣を敵視する姿勢をとったことを批判する脱党意見書を配布した。¹⁹

また評議員会長の石田貫之助(兵庫県選出)は、二月二一日の脱党趣意書で、「伊藤博文一派」との連携路線を破棄することや、板垣の総理辞任・政務委員の廃止などの党組織の改革を求めている。²⁰

3. 関東派(関東自由会)の動向

自由党関東派幹部で星直系の利光鶴松は、一八九六年一月二五日の自由党定期大会で、衆議院に松方内閣不信任決議案を提出することを提案し否決された(第一章)。星は藩閥政府と対抗するために自由党の統制と組織の強化を試み、進歩党(改進黨)と自由党の連

合は党の統一を弱め政党政治の実現を遅らせると考えてきた。また星と関係の深い陸奥宗光(第二次伊藤内閣の外相)は、自由党総理となつて政党政治を実現することを考えており、九六年五月の外相辞任の後、自由党入党を具体的に検討し始めていた。⁽²¹⁾星の意を受けている利光は、星や陸奥の路線を実現させるためには自由党と進歩党の連携を妨げなくてはならないと考へたに違いない。

しかしこのことから、一八九六年一二月段階で関東派全体が自由党の改革運動に敵対することで固まっていたとはいえない。星の失脚以来、関東自由会は自由党の非主流派となり、林―土佐派の主導する伊藤内閣との提携を積極的に支持していたわけではなかった。党大会の直前の一二月三日に開かれた関東自由会の大会(東京市一〇〇余名出席)では、「本会は第九議会に於ける吾党の政策に率由⁽²²⁾し以て戦後諸般の経営を大成するに務むること」との決議はあげたが、松方内閣不信任の明確な姿勢は示さなかつた。

一二月一五日の自由党定期大会後、星系新聞は、板垣総理の自由党における従来の役割を高く評価すると共に、これからは板垣が精神上の首領となつてゆくことを提言する、以下のような注目すべき社説を掲載した。

板垣伯の自由党に於ける、殆ど身を以て其の主義方針を代表するものにして、伯の存否の直ちに自由党の盛衰消長に關係せざるはなし、伯の自由党に重きを持する所以の者は夫れ斯の如し、自由党員たるもの誰か伯を仰ひて党中唯一の首領となさざるものあら

んや、唯た夫れ事情の不可なるものあり、即ち党の会に於て伯をして形式上の総理たらさらしむるのみ、而して伯も亦た自ら精神上の首領たるに甘んずるを知る⁽²³⁾

このことは、関東自由会主流が、土佐派と連携することで自由党と進歩党の連携を妨げ、また板垣を精神上的の党指導者に祭り上げて陸奥が党の実質的指導者になる基盤作りを試みていることを意味した。

同新聞は、九七年一月上旬、「(自由党の代議士七名が脱党したことに関し)政府党の機関紙は兼て期したる所なりけん、左も大袈裟に分裂とか内訌とか大々の標題を掲げて自由党を離間せんと試むるも、同党の全体として些の動揺を感せず⁽²⁴⁾」等と、自由党内の脱党騒動に加担しない姿勢を示した。しかし一月下旬になると、反自由党的な新聞は三多摩地方を中心に関東自由会でも脱党の動きがあり、関東自由会の脱党者と東北会の脱党者とが連携して新党を作ろうとしていると報じた。⁽²⁵⁾これに対し一月二六日、関東自由会主流派は代議士や党員の有志者四〇余名が自由党本部に会し、関東自由会臨時大会を開くこと等を決めた(後日、二月一四日と決定)⁽²⁶⁾。議会中に臨時の地方団大会が開かれることは極めて異例であつた。

二月一四日予定通り関東自由会臨時大会が開かれた(東京市、出席者約五〇〇名)。大会では、「我党の政敵たる現内閣及進歩党等の言動を視れば、其の無責任の甚しき、其の非立憲的の甚しき」等と、松方内閣批判を明示した宣言が可決された。また板垣総理が出席し

松方内閣批判の演説を行った他、伊東巳代治・中島信行・末松謙澄らにも招待状が発せられ、彼らはいずれも出席できなかったが、伊東の祝詞が朗読された。⁽²⁷⁾このように関東自由会は、土佐派系との連携を示す一方で、陸奥系(中島信行)とのつながりも公然と提示した。

臨時大会は関東自由会の組織を固める以下の協議案も可決した。

(一) 関東は各府県下に同志者の大会を開き団結を強めること、(二) 党勢の拡張をはかるため各府県下に適宜委員を設け計画すること、(三) 関東自由会事務所を東京に設置すること、(四) 関東自由会幹事を三名増員すること、(五) 第一〇議会開会中、院外運動として各府県より各二名以上の委員を滞京させること。⁽²⁸⁾

さらに注目すべきは、臨時大会が、山梨支部から提出された次の建議案を可決したことである。

関東自由会及び其他各地自由党所屬の団体より定数の代表者を選出し、其代表者をして総て本部評議員と同一の権利を有せしむべきことを本部に請求すること⁽²⁹⁾

第三章以降で述べるように、一八九七年三月から自由党内で地方団代表の発言力が強まってくる。関東自由会でのこの建議案の可決は、そうした状況を形成する契機をなす決定といえる。すなわち、関東自由会臨時大会は、松方内閣―進歩党との連携の方向を否定したが、従来の伊東―林―土佐派ラインの自由党支配も大きく修正しようとし、各地方団代表に党運営の権限を与えて党の統一を再確立

しようとする方向を萌芽的に示したのであった。

関東自由会臨時大会の結果、関東地方の脱党をめぐる動揺はおさまっていった。この大会までに関東派(関東自由会)所属代議士から六名(一名は復帰)の脱党者が出たのに比べ、大会以後は二月一日に水島保太郎(神奈川県選出)が一名脱党したにとどまった(第1表)。

- (1) 『国民新聞』一八九六年二月二三日。
- (2) 同右、一八九六年二月二七日。
- (3) 『自由党党報』第二二四号(一八九七年一月一〇日)。
- (4) 『大阪朝日新聞』一八九七年一月一日、『国民新聞』一八九六年二月二九日など。
- (5) 『国民新聞』一八九六年二月二九日、『大阪朝日新聞』一八九七年一月一日。
- (6) 前掲、『自由党党報』第二二四号。
- (7) 同右。
- (8) 同右。
- (9) 同右。
- (10) 『自由党党報』第二二三号(一八九六年二月二五日)―第二二七号(一八九七年二月二五日)。
- (11) たとえば、自由党関東派系の新聞は、当時最も問題になった新聞紙条例改正問題について以下のように述べている。一八九七年一月六日、自由党本部で党の内務部会が開かれ、松方内閣の新聞紙条例改正の方向および集会及政社法の政府提出改正案に賛成することが決まった。これらは、他日評議員会並に代議士総会を開きたる上、更に審議を尽くして党議として成立すべきは、未だ之を確報する能はざる

次第なりと云へり」(『東京新聞』一八九七年一月七日)。

(12) 伊東已代治「翠雨荘日記」(写)一九〇〇年四月二十七日、国立国会図書館憲政資料室所蔵。

(13) 『大阪朝日新聞』一八九七年一月七日。

(14) 「河野氏脱党処分報告願末」(『自由党報』第二二八号、一八九七年三月一〇日)。この話は、一月二十八日に林・松田・河野の三政務委員が会見した際に河野に確認したこととして、林政務委員が河野の脱党後に公表。

(15) 升味氏は河野が自由党を脱党した要因を、(一)伊藤内閣との提携に際し河野が最も積極的であり、伊藤内閣が辞職したとき最も被害を受けたのは河野であること、(二)議長選挙問題や自由党を脱した代議士が新自由党を結成した問題でいや気がさしたこと等で説明している(升味準之輔『日本政党史論』第二巻、東京大学出版会、一九六六年、二六九―二七三頁)。升味氏が(一)の根拠としている前田蓮山『自由民権時代』(一九六一年、五〇〇頁)は、史料的根拠の面で信頼できる著作ではない。伊藤内閣との提携に河野は迷いながら応じたのであり、板垣総理や林―土佐派が提携の中心となり(拙稿「第二次伊藤内閣期の政党と藩閥官僚」『名古屋大学文学部研究論集』一一三号、一九九二年三月)、本稿第一章で述べたように、打撃を受けたのも林や板垣総理・土佐派である。河野は、議長選に推されたように、伊藤内閣の倒閣で土佐派が著しく不評判となり、むしろ一時的に党内の期待を集めたといえる。また伊東已代治の日記(注(12))や利光鶴松「利光鶴松翁手記」(小田急電鉄、一九五七年、二二〇―二二二頁)に、脱党者が松方内閣から買収された云々の記述があるが、伊東は土佐派に近く利光は関東派主流で、いずれも脱党グループに敵対感情を持っており、それらは割引いて考えるべきである。河野の脱党や自由党の混乱の問題を、本稿のように自由党の政策や政治路線の問題として再考察すれば、買収問題は一つの脱党促進要因としてとらえるべきであろう。

(16) 『大阪朝日新聞』一八九七年二月二〇日。

(17) 同右。

(18) 同右。

(19) 『大阪朝日新聞』一八九七年一月一日。

(20) 同右、一八九七年二月二十八日。

(21) 拙稿「初期議會期の自由党」同「自由党政友会系基盤の変容」(山本四郎編『近代日本の政党と官僚』東京創元社、一九九一年)。

(22) 『自由党党報』第一二三号。

(23) 『東京新聞』一八九六年二月一七日「総理問題」(社説)。関東自由会幹部で星直系の利光鶴松が、「星氏に米中ハ、土佐派ヲ援助シ、伊藤侯及伊東已代治氏ト親交ヲ保ツヲ以テ、関東派ノ方針トナスベキヲ切言シ来レル」と回想している(前掲「利光鶴松翁手記」三〇四頁)。

のは、このような記事と合致する。なお、これは星と伊東が不仲であること(同前、三一五頁)を前提とした指示である。

(24) 同右、一八九七年一月七日。

(25) 『国民新聞』一八九七年一月二十八日、『大阪朝日新聞』一八九七年一月二十八日。

(26) 『自由党党報』第二二六号(一八九七年二月一〇日)。

(27) 同右、第二二七号(一八九七年二月二五日)。前出の星直系の利光鶴松は、第二次伊藤内閣倒閣後、一八九七年二月上旬までに、「伊藤信者トナリ、且伊東親者トナリ、党内ニ於テハ土佐信者トナレリ、其後ハ極力、板垣伯、林有造氏ノ為ス所ヲ援ケ、伊藤侯ト伊東已代治ヲ弁護シタルヲ以テ、関東派ノ或者ハ、予ヲ以テ星氏ニ背キ、土佐派ニ変化シタルト陰ニテ非難スル者ヲ生ズルニ至レリ」と、陸奥宗光と親しい伊藤博文、伊東已代治を評価し、土佐派との連携を深めた(前掲「利光鶴松翁手記」二九七―三〇三頁)。

(28) 『自由党党報』第二二七号(一八九七年二月二五日)。

(29) 同右。

第三章 自由党の土佐派支配の崩壊

1、板垣の自由党総理辞任

二月一五日までに一五名の代議士が自由党から脱党し、その中に政務委員の河野広中が含まれていたことは、板垣総理・林政務委員を基軸に総裁・政務委員が中心となっていた自由党の運営様式を大きく変化させる結果となった。

二月一六日から三月二六日(第一〇議会は三月二五日閉会)までに代議士総会が二一回、評議員会が一二回も開かれた⁽¹⁾。評議員会はそれまでは一月一〇日の臨時党大会以降開かれていなかった(第二章1節)。

しかも総裁・政務委員の構成にも変化が生じ、その指導力の弱体化が促進された。すなわち、一月一〇日の党臨時大会以降、代議士総会には、林有造・河野広中・松田正久の三政務委員が出席するのが普通であった。しかし二月一五日河野が脱党すると、二月二一日の代議士総会(河野の脱党の説明)を最後に、林政務委員は代議士総会・評議員会ともに出席しなくなった⁽²⁾。林は実質的に政務委員の職務を離れたといえる。河野など脱党騒動の混乱の責任をとったためであろう。

二月二六日の代議士総会(二月二一日の次)以後、板垣が総理を

辞任する三月一九日までは、板垣総理・松田政務委員が代議士総会・評議員会に出席するのが普通となった(三月一六日の評議員会が板垣総理出席の最後のもの)。松田政務委員は、三月一七日、一八日の評議員会に一人で出席するが、三月二一日から評議員会・代議士総会ともに出席せず、三月二五日政務委員の辞表を提出した⁽³⁾。

板垣・松田の党役員辞任には、松田が陸奥宗光を自由党総理にしようとした問題が関係している。松田は、すでに述べたような自由党における土佐派支配が崩壊した中で、実質的に唯一の政務委員となり、三月九日陸奥が自由党に入党し総理に就任することを要請した。松田は伊藤博文とも関係の深い陸奥を総理にし、自由党の体制を立て直すと共に、将来的に政党内閣を実現しようとしたのである。陸奥は一八八〇年代末の駐米公使時代から政党内閣に關心をもっていた。そしてこの頃、陸奥は二月二一日に海援隊以来の友人の中島信行(元イタリヤ公使)を、二月二五日に腹心の岡崎邦輔(和歌山県選出)を自由党に入党させ、自らの入党への準備としていた。しかし松田の総理就任要請に対し、陸奥は結核が悪化し体調が良くないことから直ちに入党することを避けた⁽⁴⁾。

松田の板垣を引退させ陸奥を自由党総理にするという裏工作は、『大阪朝日新聞』(一八九七年三月一六日)や『国民新聞』(一八九七年三月一九日)などにスクープされたように、遅くとも三月半ば以降には板垣総理の耳に入ったはずである。また、衆議院で大きな問題となっていた大阪築港問題で、三月一六日自由党代議士総会は板

垣総理の意向に反する決議を行った(2節で詳述)。板垣はこれらのことから総理を続けることに嫌気が差したと思われる。自由党の元事務員で板垣と親しい龍野周一郎(長野県会議長)は、三月一六日の日記に、「本部山田氏と要談し、板翁邸に於て、翁より総理辞任の心事を聴き、辞表の下書を認め」と記している⁽⁵⁾。このように三月一六日には板垣総理の辞意は示されたのである。板垣の総理辞任は評議員会と一九日の代議士総会をへて承認された(ただし板垣はその後も自由党員であり続ける⁽⁶⁾)。

松田が三月一八日の評議員会を最後に、評議員会・代議士総会に出席しなくなり、二五日政務委員の辞表を提出したのは、板垣総理の辞任に松田の陸奥引き出し工作も関係していたことが露見し、その責任をとったのであろう。こうして自由党は総理・政務委員の最高幹部が不在となった。

この善後処置は三月二五日の評議員会で協議され、林・松田・中島信行の三人を政務委員とすることが決まり、翌日の代議士総会でも承認された⁽⁷⁾。松田と中島は陸奥を自由党総理にしようとしている人物であり、板垣総理の辞任と合せて、自由党の土佐派支配の崩壊は再確認されたといえる。

自由党では総裁・政務委員という最高幹部より下のクラスでも党構造の変化が進展し、土佐派支配の崩壊を促進した。それは地方団体が連携して行動し、党の運営への発言力を強めようとしたことである。三月一日北信・東北・関西・関東・中国・九州・東海・自由

倶楽部(院外団)の各団体から一〜四名の代表が自由党本部に集まった。そこで三月三日に一団体につき二名の委員を出し、党の運動方針などを協議することになった。三日、板垣総理・松田政務委員と各団体より二名ずつの代表が党本部に会合し、今後の運動方針を協議した。集まった各団体とは、東北会・関東自由会・近畿会・九州自由会・北信八州会・四国会・中国会・東海十一州会・自由倶楽部の九団体で、一八名の代表中で九名が代議士であった⁽⁸⁾。これは二月一四日の関東自由会臨時大会で可決された建議案(第二章3節)が自由党全体で実行され始めたことを意味する。

また従来、自由党の地方団は、東北会・関東自由会・関西会(四国会は一八九四年三月から関西会と重複して存在)・九州自由会・北信八州会・東海十一州会の六つであった⁽⁹⁾。この中で土佐派の中心基盤で最大の勢力をもつ関西会が、近畿会・四国会・中国会の三つに分離し始め、土佐派の自由党支配の崩壊を促進したのであった。

自由党の土佐派支配の崩壊は、第一〇議会の法案審議にも大きな影響を及ぼした。第一〇議会で重要な争点となったのは新聞紙条例改正法案であり、新聞の発行禁止・停止を廃止するかどうか問題となった。衆議院は、山県系官僚閣に妥協した松方内閣の提出案を、取締を緩和するべく修正し、行政権(内務大臣・拓殖務大臣)による新聞発行の禁止・停止を廃止した(ただし行政権による新聞紙の発売頒布を停止する条項、司法権による発行禁止権は残された)。松方首相や大隈外相など松方内閣主流は衆議院の修正案を支持し、貴

族院も衆議院の修正どおり可決し、改正法案は一八九七年三月一日に成立した。言論の自由に関し、このような不十分な改正でさえ山県系官僚にとっては大きな打撃であった。山県系官僚の中核の一人である平田東助枢密院書記官長は、山県に次のように法案通過の状況を伝えた。

新聞紙法衆議院ニ於て修正を加へ、政府は公然之二同意を表し貴族院議場ニ於て之ニ賛成を求め候程之事ニ御坐候故、過日来政府及衆議院の動議運動不一方、小子等反対同感之士研究会を中堅トし兼而御承知被遊候主旨ニ基キ修正案を提出致随分運動も勤メ候得共、昨日之會議ニ至て二十九票之差を以て敗軍致申候。第一期議會以來極力争ひ來候行政権守護之一刀ハ七ヶ年防拒之後遂ニ折れ果て申候。今更言ふを要セざる事ニ候得共、政府ハ自ラ法案を提出したるニ不拘、却て之を主張セすして衆議院案之通過を公然希望し更ニ之を勧誘するに至てハ、信義ト主義ト其の焉ニ在るを知る能ハす候。將又議員ニ至てハ無申迄、全く衆議院之狀況ニ異ならず、足元より鳥の立つ勢ニ候得共、無已次第ニ御坐候。唯々六十六名之同志者節を守て討死致候一事ハ永く御記憶ニ御存置被下度奉願候。

自由党土佐派に影響力のある伊東巳代治の系統である『東京日日新聞』も、第一〇議會前に、新聞の発行禁止・停止全廃に反対する主張をしていた。⁽¹¹⁾ 第一〇議會で、山県系官僚の強い反対を抑えて、不十分なながら新聞紙条例の改正が成立したのは、松方内閣―進歩党

の政治改革の動きに自由党が大枠において賛成したからであった（ただし進歩党は当初発行禁止・停止の全廃を唱えたのに対し、自由党は貴族院を通過できる現実的な改正案を考えた）。⁽¹²⁾ 自由党の土佐派支配の崩壊と自由党のこのような行動は関連していたといえる。なお、この問題も含め松方内閣―進歩党と、自由党や山県系官僚間の政治改革法案をめぐる対抗関係に関しては別稿に譲りたい。

2、大阪築港問題と自由党近畿会の成立

明治維新直後より考慮された大阪築港の計画は、一八九二年大阪府庁内に大阪湾築港測量事務所が開設され、測量や工事設計材料の調査が始まった。九六年五月一三日、大阪市会は総事業費一四一三万（三分の一は国庫補助）の築港費予算案を可決した。そしてそれは内務省（板垣内相）の指導で総事業費二一六八万円（うち公債一三四五万円、国庫補助四六八万円と市内国有浜地の無代価下付分一九八万円）に修正され、第一〇議會にかけられることになった。⁽¹³⁾

大阪市当局や商工業者など築港推進派は、九六年五月以後大阪府選出の衆議院議員らに働きかけはじめた。⁽¹⁴⁾ 当時、大阪府選出衆議院議員一〇名中で、自由党三名・進歩党一名にすぎず（自由党の三名は一月に実業団体から入党したところ）、元来大阪府選出議員は自由・進歩（改進黨）の旧民党系二大政党と関係が強くなかったが、大阪築港（国庫補助）が二〇世紀初頭に向け進展していく中で、関係性を強めた（第2表）。大阪築港問題は実業に関係している大阪府とそ

の周辺部の名望家たちの関心を、旧民主党系の二大政党である自由党・進歩党、とりわけ自由党(政友会)に向けさせる刺激となったのである。

一方神戸市でも大阪築港の動きに対抗して、神戸築港問題を具体化させるべきであるとの空気が強まり、九六年七月一五日市参事会は築港調査費を市会に提出することを可決した。神戸市も第一〇議

第2表 大阪府選出衆議院議員の党派別人数

総選挙後の議席	自由党系	改進黨系	その他
	自由党	改進黨	その他
第1議会終了時(1回総選挙)	3	0	6
第3議会 "(2回")	1	0	9
第6議会解散時(3回")	0	0	10※
第7議会終了時(4回")	0	0	10※
	自由党	進歩党	その他
当時(1896年5月)	3	1	6
第12議会解散時(5回")	2	0	8
	憲政党	憲政本党	その他
第13議会終了時(6回")	4	0	6
	政友会	憲政本党	その他
第17議会解散時(7回")	7	2	4

(備考) 1. 数字は前掲『議会制度百年史(院内会派編衆議院の部)』9~125頁より作成。

2. ※には後に進歩党に合同する立憲革新党の東尾平太郎が含まれている。

に行った¹⁵⁾。神戸築港推進派の要求は、神戸築港の測量を一年間で実施するので、大阪築港の決定を一年延期し、一年後に大阪・神戸両港をどのように築港するかを決めることであった。これに対し、大阪築港推進派は、大阪築港計画は二十余年の年月をかけてきたのであり、神戸築港計画が一年で完成する保証がない以上、とりあえず大阪築港を実施すべきであることを主張した¹⁶⁾。この対立は、大阪と神戸の商業上の競争を背景に、築港準備の遅れた神戸側が、大阪築港のみが先に実施され神戸が衰退していくことを恐れて生じたものであった。

板垣自由党総理が、一八九三年一月八日の東京商工相談会秋期大会(帝国ホテル)で、鉄道敷設・航路拡張・築港を重視する演説をしたように、自由党最高幹部は日清戦前から商工業者たちを自由党に加入させようとしていた。これは農村部中心の選挙制度であった当時において、衆議院の議席拡大の問題よりも政治資金の問題が大きかったと思われる¹⁷⁾。少し後であるが、一八九七年五月八日、板垣は大阪築港期成会(大阪市)で、「大阪築港の件は余の年久しく感ずる処なり」と述べているように、大阪築港に積極的であった¹⁸⁾。また板垣はすでに第二次伊藤内閣の内相として大阪築港計画に基本的同意を与えていた。

一八九七年三月上旬、衆議院本会議で大阪築港補助の採決を前に、自由党では、大阪築港を「国家問題」として党議で賛成を決めるか、「地方問題」として自由投票とするかが大きな問題となった。

自由党大阪支部は党議で賛成とすることを熱心に主張し、板垣総理もそれに同意した。こうして、三月一五日の自由党代議士総会（松田政務委員他、代議士四三名出席）は、大阪築港を党議として賛成することを決定した。ところが、兵庫県選出代議士や一五日欠席の代議士は板垣総理や政務委員に再議を請求し、受けいれられない場合の脱党すらほめかした。こうして一六日再議することになった。評議員会は一人の多数で党議として賛成することに決めたが、代議士総会は二五対一六で自由投票にすることに決し、一五日の代議士総会と、一六日の評議員会の決定はくつがえされた。このことが板垣が自由党総理を辞任する直接の契機となった。

衆議院では、大阪築港費補助法案は一七日予算委員会を二三対一四で通過、一八日本会議を一七二対七三で通過し、貴族院本会議も三月二四日一〇六対五五で通過した。¹⁹ こうして大阪築港事業が実行されることになった。

この過程で注目されることは、第一に大阪市という一地方から提起された公共事業（築港）問題が、自由党で「国家問題」か「地方問題」かの争いになり、議会で承認されることで「国家問題」としての位置を得たことである。このことは、第二次伊藤内閣が軍事のみならず産業発展も含めた日清戦後経営の論理を提示したにもかかわらず、一八九七年三月まで、政党側が地方の公共事業が「国家問題」につながるのと論理を十分に組み立てていなかったことを示す。これ以降、星亨らを中心に地方の公共事業が地方の経済発展から「国

家問題」につながるのと論理が一八九九年春までに組み立てられ、²⁰ 政友会成立後に原敬らによって主唱され、政友会の政策の重要な柱となっていたのである。

第二に、大阪築港問題をめぐり、自由党の大阪支部と兵庫支部が激しく対立したにもかかわらず、総理・政務委員という党最高幹部も、関西会（地方団）も、党の政策専門部会である内務部会も調整能力がなかったことである。これを契機に、以下で示すように、関西会から近畿会が分離して関西会は分解し、最終的に近畿会・中国会・四国会の三つが形成された。

すなわち大阪築港問題への対応が自由党内で論争を呼んでいた一八九七年三月一〇日、『大阪朝日新聞』は自由党関西会が一三日に開かれる予定であるとの記事を載せた。しかし、一三日大阪市で開催されたのは関西会ではなく、大阪・京都・滋賀・奈良の近畿地方の自由党員の会合で、各府県支部より五、六名ずつ二六名の出席者があった。しかし兵庫県支部からは「通知行違ひ」のため出席者がなかった。会合参加者は、関西会は区域が広すぎて一年に一度の会合があるのみで、党事整理・党勢拡張などに便利でないので近畿地方のみの一団体を作ること、発会式は四月初旬に決行することを協定した。²¹

自由党近畿会の発会式は、天皇の京都滞在での延期もあり、五月五日京都市で開かれ、会の規約書・決議案・趣意書・建議案を可決した。その内容は、(一)近畿会は自由党の京都・大阪・奈良・滋賀・

兵庫・和歌山の各支部所属の黨員をもって組織すること、(二)事務所を京都支部内におき、常務幹事一名と幹事若干名を置くこと(以上規約)、(三)本年夏、本部遊説員の派出を要請し各地方黨員と協力して選挙区を巡回し、演説会・談話会を開くこと(決議案)、(四)自由党の「政綱を鮮明」にし、「情弊を排除」し、地方の党勢拡張に関し党本部より助力すること(建議案)等であった。⁽²²⁾

この特色は第一に、近畿会形成の主導権を大阪府支部と京都府支部が掌握していることである。五月四日の発起人会(趣意書・決議案・規約草案などを議定)に出席した有力者は大阪府・京都府・滋賀県からであり、⁽²³⁾大会の議案は、高田一二(大阪)・西原清東(大阪)・羽室亀太郎(京都)の三名が修正を托された。発会式では、奥繁三郎(京都)が開会の趣旨を述べ、菊池侃二(大阪)が推されて座長となった。⁽²⁴⁾当時の自由党代議士数は、兵庫五・京都三・大阪二(一月六日に一名脱党、第1表)・滋賀一・和歌山一・奈良〇と兵庫県支部が最大の勢力をもっていた。そのことを考慮すると、兵庫県支部が近畿会形成の主流からはずれているのは異常である。これは大阪築港問題で兵庫県支部と対立した大阪府支部が従来より関係の深い京都府支部と連携して近畿会形成の主導権を握ったからである。⁽²⁵⁾その後も、近畿会の近畿地方遊説を相談する会合に兵庫県支部から参加者がいないなど、兵庫県支部の近畿会への参加は消極的であった。⁽²⁶⁾結局兵庫県支部は一八九八年五月より後は中国会に参加するようになった(第五章)。

近畿会形成の第二の特色は、建議において自由党の「政綱を鮮明」にし「情弊を排除」することを求めているように、自由党中央の幹部が党の支持者を納得させ、党勢を拡大するような明確な政治方針を示していないという不満が示されたことである。自由党元総理の板垣も、「近時政党的墮落は世人をして政党を厭ふの念を生せしめれば、政党の刷新は固より之を行はざる可らず」と、政党の行き詰り状況を公然と認めていた。しかし板垣は、「方今我国政界の悪弊を除き立憲政体の完成を期するには政党組織を完全にして政党内閣を樹立するに在り」等の抽象的な対応策を述べるにとどまった。⁽²⁷⁾産業革命が進展する中で、都市部の商工業者や新たに商工業に参入し始めた地主層は、農業国日本を如何にして工業化するかを考え始めていたはずである。すでにみえてきた自由党の脱党騒動などの混乱や土佐派の没落は、伊東巳代治を媒介とした伊藤博文との連携を主張するのみで、新しい理念と路線を提示し地域の名望家層を魅惑できないところに広い意味の原因があった。

近畿会の成立以外に、既存の地方団でも自由党(政党)の不振の打開を目指し地方団の活動と機能を強化しようとする動きが現れてきた。一八九七年四月一八日、東海十一州会大会(静岡市、演説会の聴衆一〇〇余名)は、第一一議会に対する政務調査のため各県において委員を選出し、適当の時機において名古屋市に集会すること、委員の数は代議士とあわせて一県六名とすることなどを決めた。⁽²⁸⁾地方団が議会にむけ委員を選出し、本格的に政務調査をしよ

としてゐることは從來になかったことである。同年五月一日には、自由党信濃支部（長野県）が、北信八州の支部と連携して党勢の拡張に尽力することを決議した。また同じ北信八州会に属する福井・石川・富山の三県支部は、六月一三日に三県自由会を金沢市で開き（座長は福井県の有力者の杉田定一、前代議士）、春秋二回各県より委員を出し時事問題を論ずることになった。²⁹

同年一月三日、東北大会（山形市、出席者一〇〇余名）が、次のように、乙号決議で公共事業を中心とした産業振興の要求を提示したのは注目される。

甲号

- 一、我党は屹然我党の主義本領を以て立ち憲政の完成を期する事
- 一、我党は現内閣の内治・外交・財政の失政ニ対し第十一議會ニ於て其責を問ふ事

乙号

- 一、奥羽『大阪朝日新聞』では東北、以下（ ）の中は同じの党勢を拡張する事
- 一、奥羽鉄道ハ一日も速ニ完成せしむるに尽力する事
- 一、奥羽（東北）の進歩は教育と実業との奨励ニ在ると（を）認め此二者の為に尽力する事
- 一、奥羽（東北）ニ二大学校を設くる事、但農科大学より着手する事

日清戦後の自由党の改革と星亨（伊藤）

- 一、奥羽（東北）ニ一大開港場を設くる事

一、北海道ニ県制を敷く事（この項は『大阪朝日新聞』にはない）

一、次回の東北会ハ明年四月岩手県盛岡市ニ開く事³⁰

乙号決議の公共事業要求は、近畿会設立の一つのきっかけとなった大坂築港要求と類似した積極政策要求である。甲号の増税反対要求と乙号の公共事業要求が並存しているところは東北会が本格的に積極政策要求に傾いていないことを示している。しかし産業革命の進展に伴い、一八九七―八年以降、公共事業要求が全国的に強まり政党活動や党の構造（近畿会の成立など）にも影響を及ぼしてきたのであり、第五章・第六章で示す地方団活動の活発化はこのような背景を有していた。

3、自由党と松方内閣の提携問題

陸奥宗光は、星や関東派に加えて松田正久からも、板垣にかわる次の自由党総理と期待されたが、結核の病状が思わしくなく入党を見合せているうちに、五ヶ月後の一八九七年八月二四日、病勢が進んで死去した。松方内閣と進歩党の関係が第一〇議會後悪化しつつある中で、板垣は九月中旬、次のように伊藤博文の出馬を促し、増税にも協力する姿勢を示した。

若し夫れ衆庶の幸福を目的とし、為政者か自ら信する所の主義方針に抛り自ら立て之を断行せば、国民は却て忠愛の情を起し、国家の負担を辞せざるへし。^{（傍点は引用者）} 侯は他日朝に立ち、果して能く之を断

行するの決心あらは、余は野に在て之を助け、以て全国に遊説し、竹槍の下に斃るゝも敢て辞する所に非ず。⁽³²⁾

板垣は陸奥の死で自由党総理となるライバルが当面いなくなったこと、松方内閣が動揺してきたことから、伊藤が政権を担当し、板垣や土佐派を中心に自由党が協力することで再び自らが自由党の中心(総理)になることを考えたのであろう。⁽³³⁾ また約一ヶ月後であるが、自由党の東海・北陸遊説など地方における板垣人気には根強いものがあり、⁽³⁴⁾ 板垣の人望が凋落しきったわけではなかった。しかし板垣の申し出に対し伊藤が積極的に対応した形跡はない。伊藤は当面事態の推移を見守ることにしたのであろう。

一方、山県系の清浦司法大臣によると、以下に示すように、松方内閣は一八九八年度予算編成に関し、九七年八月末段階で歳入不足から増税する方針を固めていた。またその方針に進歩党の大隈外相も含め閣員の反対はなかった。

昨日内閣ニ於テ予算概算會議有之、廿一(一八九八)年度ニ於ケル各省要求ノ総計ハ弐億五千八百八十三万六千七百六十六円ニシテ、之ヲ大蔵省ニ於テ査定減額シタルハ弐千八百六十万四千四百円也、而シテ猶弐千参百三十三万弐千四百四十円ノ歳入不足ヲ生ス、各省ハ大蔵ノ査定減額ニ從フ能ハサレハ猶幾分ノ増費ヲ要スヘシ、左スレハ歳入ノ不足今少シク多キニ上ルヘシ、此補填整理ハ増税ニ求メサルヲ得ス、増税ニハ閣員一同格別異議アルナシ。⁽³⁵⁾ 一
しかし松方内閣が一〇月中に地租を増税する方針を固めると、一

〇月三十一日、進歩党は党勢の拡大が不振の中で、松方内閣の地租増徴に協力しても大きな見かえりが期待できないため、松方内閣との提携を断絶した(別稿に譲る)。こうして松方内閣は、議会で増税案通過を考えると政権維持の見通しが立たなくなった。そこで樺山内相と自由党の松田正久政務委員や党幹事を中心に、松方内閣と自由党の提携の話が進展した。すでに述べたように樺山内相と松田の接触は第一〇議会中からあった(第二章2節)⁽³⁶⁾。この提携の話にはアメリカから一時帰国中の星亨も賛成であった。⁽³⁶⁾ 松方内閣側は地租増徴法案の議会通過と政権の維持を期待したのであろう。自由党の松田と星らは土佐派の勢力復活を抑制し、かつ進歩党に打撃を与え、自由党の求める諸政策を松方内閣に実施させることで、党勢を拡大して政党政治への一步を進めようとしたのであろう。

この提携の話は一月一五日の評議員会にかけられた。その結果、自由党にとって十分な条件を掲げて松方内閣側と交渉してみることになった。板垣は松方内閣と交渉を試みることにすら反対であったが、政務委員の林有造は党内の調和を重んじて交渉することを了承した。自由党側が提示した条件は、以下の内容であったらしい。

- 一、二大臣のポストを譲ること
 - 二、五名以上の知事を挙ること
 - 三、自由党の政見を採用すること
- 自由党と松方内閣の交渉は、星に司法大臣のポストを与え、議会后、さらに一大臣のポストを自由党に譲り、選挙運動費を補助する

という程度でまとまった。しかし一八日の評議員会は条件に不満足で提携を否決した。この責任をとり、松田・林の両政務委員（中島は病気で九月に辞任）と山田東次（元神奈川県選出代議士）・田中賢道の両幹事が辞任を申し出、一九日の評議員会で認められた。そこで再び片岡健吉が仮政務委員となり、幹事の後任は菅原伝が仮幹事となった。³⁷

提携を条件が不満足で否決した自由党評議員会は、どのような要求をもっていたのであろうか。それを山田為暄警視總監が徳大寺実則侍従長兼内大臣に宛てた政党の現況の報告にある、林有造の要求で推定すると、次のようである。

- 一、自由党ヨリ一二名内閣員トスル事
- 一、衆議院議員ノ三百名ヲ二百名増加スル事
- 一、来年自由党議員撰挙ニ便宜ヲ与ヘラレン事ヲ乞フ
- 一、松方ハ総理ノ任ヲ解キ大蔵大臣ニ専任シ総理大臣ヲ他ニ譲ル事³⁸

林は松方内閣と自由党の提携に元来反対であり、これは提携反対最強硬派の要求とみなすことができる。その内容は、自由党が二大臣のポストと総選挙の支援を得るのみならず、衆議院議員を二〇〇名増加して五〇〇名（約一・七倍）とし、代議士に次ぐクラスの院外団幹部にも代議士になる保証をすること、松方の総理辞任後に、板垣内閣かそれに準ずる政党内閣に近い内閣を作ること等、政党の政治参加を飛躍的に拡大させるものであった。林は提携交渉を失敗

日清戦後の自由党の改革と星亨(伊藤)

させるつもりでこのような要求を示したと思われる。

松方首相は提携交渉失敗後の一月二日、明治天皇に、(一)星亨を大臣にすること、(二)衆議院議員を五〇〇名に増加し、自由党の選挙を保証することなどの自由党の申請を奏上し、「松方流」を以て政党の力をからずに議会にあたることの了解を求めた。明治天皇も、「政党内閣タランヨリハ汝充分尽力シ松方流ヲ以テヤリ遂クヘシ、議会ハ解散スルモヨシ、瞬味模稜ヨリハ主善ヲ立テ貫クベシ」との意を示し、松方内閣の政党との対決方針は最終的に固まった。³⁹

以上の提携問題の特色は、第一に元来松方内閣との提携に反対である板垣元総理や林政務委員の意向に反して党として提携交渉が実施されたように、土佐派有力者の党運営への発言力は著しく低下したままであることである。

第二に、評議員の多くは、増税に賛成せざるを得ない松方内閣との提携に、増税反対の原則論から反対であったのでなく、提携条件に不満足で反対したことである。自由党最高幹部の板垣・林や松田・星より下のクラスの党有力者の間にも、一八九七年一月には地租増徴は条件次第ではやむを得ないとの認識が広まっていたのである。⁴⁰

第三に、明治天皇も含め藩閥勢力内部で、政党に大きく妥協せず、地租増徴法案を掲げて議会の強行突破を図ることが、一八九七年一月下旬には共通の方針となりつつあったことである。それが松方内閣の後にできる第三次伊藤博文内閣の方針をも拘束していく。

第一一議會を前にして、一八九七年二月一五日に開かれた自由党定期大会でも、一月の松方内閣との提携問題と同様の状況がみられた。大会では自由党全国青年大会(自由党本部で青年二〇〇余名が出席)により、板垣を自由党総理に推薦する建議案が提出された。しかし党幹部は混乱を恐れそれに積極的に対応しなかった。栗原亮一(三重県選出、土佐派、党の陸軍省部長)から、板垣は時機が宜しくないと言明があり、江原素六(静岡県選出)が板垣は「党則上」の総理でないが「事実上」の総理であり、今後は評議員会や代議士会に臨席して「高説を吐かれんこと」を希望すると提議し、満場一致で決した。このように板垣の自由党総理再就任は党の多数の支持を得るに至らなかった。そのため自由党は片岡政務委員を政務委員とし党運営の中心とすることになった(幹事は片岡政務委員の推薦で、仮幹事の菅原伝が就任⁽⁴⁾)。片岡政務委員では強い党指導はできず、当面は評議員を含めた集団指導体制の継続が大会で承認されたといえる。

また党定期大会では自由党と進歩党の合同に反対することが多数で可決された。これには板垣も同意見であった。板垣は二月十三日に開催された自由党青年大会での演説で、合同反対の理由として、(一)大同団結運動や立憲自由党の結成例にみて、多数の異分子を抱合しても党の統一を欠き混乱し分裂するのみであること、(二)松方内閣は薄弱な政府であり、内閣を倒すことは困難でないが、それを合同した政党で引き受ける設計が難しいこと等をあげた⁽¹⁰⁾。

以上、産業革命の進展により名望家層の関心が一八九七年頃ら変化し始め、それに自由党が十分対応できない中で混乱が生じ、党の土佐派支配の崩壊は定着してしまったことを示した。

さて松方内閣は地租増徴で財源難を解決しようとした。二月二五日衆議院で、進歩党・自由党らにより内閣不信任決議案が上程されると、松方首相は衆議院を解散し、明治天皇に辞表を提出した。

- (1) 『自由党党報』第二二七号(一八九七年二月二五日)→同二三〇号(一八九七年四月一〇日)。
- (2) 同右、第二二六号(一八九七年二月一〇日)→同第二三〇号。
- (3) 同右。
- (4) 拙稿「自由党・政友会系基盤の変容」(山本四郎編『近代日本の政党と官僚』東京創元社、一九九一年)。
- (5) 龍野周一郎「明治卅年一月一日より五月一日迄 旅行日記」(龍野周一郎関係文書)、国立国会図書館憲政資料室寄託。
- (6) 『自由党党報』第二二九号(一八九七年三月二五日)。
- (7) 同右、第二三〇号(一八九七年四月一〇日)。
- (8) 同右、第二二八号(一八九七年三月一〇日)。
- (9) 自由党の地方団の形成と変容については、拙稿「初期議会の自由党」第三節・第四節参照(前掲、山本四郎編『近代日本の政党と官僚』)。
- (10) 山県有朋宛平田東助書翰、一八九七年三月一八日、「山県有朋文書」、京都女子大学所蔵マイクロフィルム(国立国会図書館寄託のものと同じ)。
- (11) 『東京日日新聞』一八九六年二月一七日「発行停止」(再び下)、一九日、二二日。熊本権党(二月一四日の宣言)や国民協会(一

- 二月二〇日の決議)も同様の主張をしていた。
- (12) 『第十議會自由党代議士報告書』(『自由党報』第一三一号、一八九七年四月二十五日) 参照。
- (13) 大阪市役所編纂『明治・大正大阪市史』第三卷・経済編・中(一八九三四年、日本評論社)一〇七頁〜一〇七八頁。一八九〇年代までの大阪市政は、「土着の名望資産家」が主導していた(原田敬一「都市支配の構造」『歴史評論』第三九三号、一九八三年一月)。原田氏の大阪市に関するこの時期の研究は、名譽職の選挙を中心としたものである。大阪築港問題など具体的な政治問題をふまえた形での大阪市政研究が望まれる。山中氏は、大阪市において一八八八年に一般市政が施行され、一八九〇年代に名望家支配が形成されていくことを論じており(山中永之佑「市制特例撤廃運動と都市名望家」(一)『阪大法学』第四一卷二・三号、四号、一九九一年一月、九二年三月)、大阪築港の動きも名望家支配の形成と日清戦後の工業発展に応じて進展していったのである。
- (14) 『大阪朝日新聞』一八九六年五月一日、二三日、二六日、六月五日。
- (15) 同右、一八九六年七月一七日、九月二九日、一〇月一日、一二月一〇日、九七年一月七日、九日、一九日、二七日。
- (16) 同右、一八九七年一月二九日、二月五日、二〇日〜二三日。
- (17) 前掲、拙稿「初期議會期の自由党」、同「第二次伊藤内閣期の政党と藩閥官僚」(『名古屋大学文学部研究論集』一一三三号、一九九二年三月)。
- (18) 『自由党党報』第一三三三号、一八九七年五月二五日。
- (19) 『大阪朝日新聞』一八九七年三月一〇日、一六日、一七日(欄外記事)、一九日、二五日。『東京日日新聞』一八九七年三月一八日。『自由党党報』第一二九号、一八九七年三月二五日。
- (20) 有泉貞夫『星亨』(朝日新聞社、一九八三年)二六七〜二七〇頁。日清戦前にも鉄道建設ブームが起きるが、これは松方内閣という政府

日清戦後の自由党の改革と星亨(伊藤)

- が提起したもので、当初から「国家問題」の位置付を受けていた。なお日清戦後、港湾改良問題は、大阪市と神戸市以外にも多くの都市に広まっていた。たとえば長崎市は、市の負担一四〇万、国庫補助一〇〇万、地方債補助二五万等の築港を計画していた(『大阪朝日新聞』一八九六年八月一四日)。
- (21) 『大阪朝日新聞』一八九七年三月一〇日、一五日、二三日。
- (22) 『自由党党報』第一三三三号、一八九七年五月二五日。なお第一〇議會中の三月上旬の自由党地方団体として、近畿・中国・四国等がある(本章一節が、旧関西会に含まれる形で存在した四国会以外は正式なものではない)。
- (23) 『大阪朝日新聞』一八九七年五月六日。
- (24) 注(22)に同じ。
- (25) 京都の名望家たちは、記念祭・博覧会・京都鉄道などで大阪の名望家たちに協力してもらうなど京都・大阪の関係は深く、大阪築港への協力の気持が強かった(『大阪朝日新聞』一八九七年三月一三日)。
- また、大阪築港は京都の生産品の輸出入に便利との見方もあった(『経済談話』『京都市出新聞』一八九七年三月一九日)。
- (26) 『大阪朝日新聞』一八九七年六月二九日。
- (27) 板垣退助「立憲政体の妙用」(『自由党党報』第一四七号、一八九七年二月一〇日)。
- (28) 『自由党党報』第一三三三号、一八九七年四月二五日。
- (29) 同右、第一三六号、一八九七年七月一〇日。
- (30) 龍野周一郎「明治卅年八月廿六日より十二月卅一日迄の分 遊説目録」(『龍野周一郎関係文書』)一八九七年一月三日。『大阪朝日新聞』一八九七年一月一〇日。龍野は元総理の板垣退助の随員として東北大会に出席した。自由党の機関誌である『自由党党報』第一四五号(一八九七年一月二五日)の東北大会決議には、甲号と乙号中の最後の項目のみ記載され、乙号中の公共事業要求はあげられていない。しかし、党報も「宮杜孝一氏は乙号即ち奥羽鉄道の完成及東北大

学設立に関する修正意見を述べ、猶ほ二三の演説ありたる後、結局大
多数を以て左の如く決定したり」と、公共事業要求のあったことを報
じ、それが否決されたとは明示していない。党本部より東北大会に出
張した龍野の日記は信頼がおけ、『大阪朝日新聞』の記事もそれを補
強する。党報の印刷ミスで乙号の大部分が脱落したのであろう。

- (31) 自由党東北大会の同日、その前に開会された自由党山形県支部大
会は、奥羽鉄道を予期の如く完成させることを決議として通過させた
〔自由党党報第一四五号〕。長野県においても、多数派である自由
党県議団が、県会に信越鉄道改良の建議書を提出することを決めた
〔前掲、龍野周一郎「明治卅年八月廿六日より十二月卅一日迄の分
遊説目録」一八九七年十一月四日〕。政党の基盤の弱い和歌山市に
おいても、遅くとも一八九七年夏には市内の公共事業の実施が、日清
戦前よりも現実性をもって積極的に唱えられはじめた。そしてその積
極的な実現を求め、九八年春に公民会派という新政派が、伝統的政派
である市会派に対して結成された〔拙稿「都市と政党——一八九三—
一九〇三年の和歌山市——』「ヒストリア」第一二九号、一九九〇年一二
月〕。

- (32) 伊藤博文宛板垣退助書翰、一八九七年九月一六日、伊藤博文関係
文書研究会編『伊藤博文関係文書』(以下『伊藤文書』と略す)第三
巻(搞書房、一九七五年)四一—四三頁。

- (33) 日清戦後の第二次伊藤内閣と自由党の提携に関し、自由党の提携
条件の一つとして、「首相現時ノ政略ニ換レハ首相ハ寧ロ自由党ニ加
入スルヲ可トスル事」と、伊藤の自由党入党(自由党総理)が提示さ
れた〔伊藤公爵家記録〕、京都大学文学部博物館古文書室所蔵の影写
本)。この提携以降、究極の理想として、伊藤が自由党総理になるこ
とを求める声は自由党内に根強く存在した〔『大阪朝日新聞』一八九
七年二月一九日など〕。板垣は一八三七年五月二日生れ、伊藤は
一八四一年一〇月一六日生れで、板垣は伊藤より四歳年上であり、将
来板垣が自由党総理を引退して党の名譽職的ポストに就き、伊藤が自

由党総理に就任しても不自然でない。

- (34) 前掲、龍野周一郎「明治卅年八月廿六日より十二月卅一日迄の分
遊説目録」一八九七年一〇月二日、一三日など。また十一月二
日、自由党岩手支部は支部総会で、「板垣伯を自由党総理に推す事」
を支部決議の一つとしてあげた〔『自由党党報』第一四六号、一八九
七年二月一〇日〕。

- (35) 山県有朋宛清浦奎吾書翰、一八九七年八月二五日、「山県有朋文
書」。

- (36) 利光鶴松「利光鶴松翁手記」(小田急電鉄、一九五七年)一九七
頁。

- (37) 伊藤博文宛伊東巳代治書翰、一八九七年一月一七日、一八日、
一九日、『伊藤文書』第二巻、三七四—三七六頁。『自由党党報』第一
四五号(一八九七年一月二五日)一第一四六号(一八九七年二月
一〇日)。なお自由党と松方内閣の提携話が起きる前から、松方内閣
が増税しようとしていることは公然となっていた〔『東京日日新聞』
一八九七年一〇月二日、二四日など〕。

- (38) 「徳大寺実則日記」一八九七年十一月二日(写)〔旧渡辺文庫〕、
早稲田大学図書館所蔵〕。

- (39) 同右。

- (40) 坂野氏も、「第二次松方内閣が地租増徴を決議して以来〔坂野氏の
論証史料は「松方伯談話筆記—明治三十年十二月四日」であるが、い
つ松方内閣が地租増徴を決議したのか明示されていない〕第三次伊藤
内閣が正式に自由党との提携を絶つまでの期間に試みられた様々な
提携工作は、「提携条件次第では地租増徴に賛成してもよいという態
度を政党が示しはじめたこと」を意味すると述べている〔坂野潤治「明
治憲法体制の確立」東京大学出版会、一九七一年、一四七—一四九、
一五六頁〕。条件次第ではさらなる増税もやむなしと考えていたのは
大隈が八月末(注(35)の清浦奎吾書翰)、板垣が九月中旬(注(32)
の板垣の書翰)と考えられる。しかし当時増税は地租と酒税などの間

接消費税の両面で考えられており、数ヶ月後の一八九八年六月に成立した第一次大隈内閣の松田正久蔵相は、地租増徴を避け、酒税など間接消費税の増徴を計画していたことから、政党内の地租増徴への抵抗も強かった。自由党には九八年五月からの第一二特別議会で、地価修正の立場から地租増徴を認めても良いとの代議士が出てくるが、自由党が本格的に地租増徴容認に傾くのは、星が米国から帰国し、関東俱樂部(旧関東自由会)を率いて地租増徴容認の姿勢を公言し始めてからである(第六章)。

(41) 『自由党党報』第一四七号、一八九七年二月一〇日。
(42) 同右。

第四章 東アジア情勢の変容と藩閥・政党

政党と藩閥の関係は、一八九七年秋からの列強の中国分割の進展によっても変化した。九七年一月ドイツが膠州湾を占領すると藩閥の危機感が高まり始めた。とりわけ山県系官僚がそれらに強く反応した。野村靖通信大臣は、ドイツの動きを列強の中国分割の始まりと警戒感を示した⁽¹⁾。山県の側近の平田枢密院書記官長は、二月二三日ドイツに続いてロシア・イギリス・フランスも中国分割を目指している可能性が強いが、その情報は日本にまったく入らず孤立する恐れがあるとし、「此の通り之内閣なれば唯々狼狽して決する所有之間布、小生ハ此際速ニ処決を為しめ先つ内を定むる事最も急務ト存候⁽²⁾」と、一二月二三日に松方内閣を倒閣する意を示した。

中国分割問題のみならず、同じ頃、朝鮮においても、朝鮮政府が

日清戦後の自由党の改革と星亨(伊藤)

ロシアの士官を朝鮮兵士訓練のために招くことになった。このためロシアの朝鮮への影響力が増大する可能性が出てきた。日本側は山県—ロバノフ協定(一八九六年六月九日)で、閔妃殺害事件後の朝鮮における日露関係の調整を企て、ロシアに対し大きな譲歩を余儀なくされた。しかし日本は、朝鮮兵訓練のためロシア士官を派遣するというロシア側の要求を、両国士官で朝鮮兵を教育することで緩和した(協定には盛り込まず)⁽³⁾。ロシアが士官を朝鮮兵訓練のために派遣することは、山県—ロバノフ協定の交渉過程の内約を破るものであり、協定の交渉の当事者であった山県有朋大将の以下のような憤りとなった。

朝鮮傭兵ノ事、世ノ問題ト相成候以來、小生ニ向テ協商ノ際ニ於ケル事情ヲ問来リ候者多ク、今回朝鮮ニ於テ露国士官ヲ雇聘シ、更ニ忌憚スル所ナキハ、畢竟、協商ノ当時既ニ露国士官ノ韓兵訓練ヲ承認シタルニ由来スト云フ者往々有之、果シテ然ラハ、特リ我國ノ露韓ニ対シテ保有スヘキ權利ノ消長ニ関スルノミナラス、延テ彼我外交ノ進退ニ関係致候⁽⁴⁾

九七年一月四日ロシア艦隊は旅順に入港し、一六日ロシアは清国に、借款供与の条件として満蒙の鉄道建設・黄海沿岸の一港租借などを要求した。九八年一月五日、平田枢密院書記官長は、清国が下関講和条約を履行することの担保として、日本が保障占領している威海衛の占領を、危険を犯しても継続することすら次のように考えた。将来の大陸発展の余地を残そうとしたのである。

彼膠州灣及旅順事件ハ今日回報ニ接し候処ニ依ルニ別紙之趣に有之、果て先日之予見ニ違ハす杞憂已ニ事実ニ顯れ来り、国家之大事ト相成申候。……中略……願ふニ露より支那ニ償金之返還を迫り、支那ハ之を拒むニ術なく終ニ茲ニ至候ものニ可有之、唯此上ハ危険を犯して、威海衛占領の東洋の平和を保持する上ニ於て我ニ權利ある事と主張する之一事あるのミニ有之候。若し不然ハ爾後我邦ハ台湾以東ニ退守する之外無之候、別紙機密書類ハ若シ右件ニ付伊侯ニ御話被遊候も御示之儀ハ御見合被成下候様奉願候。⁵⁾

平田は枢密院書記官長という職にとどまらず、山県系官僚閣の中心である山県の秘書室長的役割を果していた(のち第二次山県内閣が成立すると法制局長官として同様の役割をする)。「別紙機密書類」とは、山県系官僚の間で威海衛占領継続が検討の対象となっていることを推定させる。

さて、松方内閣が辞表を提出すると、九七年二月二十九日、天皇は伊藤博文に組閣を命じた。伊藤は大隈重信(進歩党)と板垣退助(自由党)に協力を要請したが、見返りの入閣ポストで折合がつかず、九八年一月二日、二大政党のいずれの協力もないまま第三次内閣をスタートさせた(第五章1節で詳述)。

第三次伊藤内閣は、その閣僚が、総理・伊藤博文(長州、元老)、外務・西徳二郎(留任、薩摩出身の外交官)、内務・芳川顕正(山県系官僚)、大蔵・井上馨(長州、元老で伊藤の親友)、陸軍・桂太郎(長州、山県系官僚)、海軍・西郷従道(薩摩、元老で海軍の重鎮)、

司法・曾祢荒助(長州、山県系官僚⁶⁾)、文部・西園寺公望(公卿、伊藤系官僚)、農商務・伊東巳代治(伊藤系官僚)、逓信・末松謙澄(伊藤系官僚、妻は伊藤の長女)と、伊藤も含め伊藤系五人、山県系三人を中心に、薩派(西郷)の協力を得たものであった。

伊藤は組閣の過程で御前会議を開くことを奏請し、一月一日御前会議が開かれた。出席者の人選は伊藤が行い、⁷⁾天皇から出席を求められ参内した者は、伊藤博文・山県有朋・西郷従道・黒田清隆・大山巖・井上馨の六人であった。伊藤は会議で、ロシアが満洲より清国に迫り遼東・大連・旅順をねらい、フランスは南より雲南地方を、イギリスは揚子江(長江)口を、ドイツは膠州湾・山東地方を領せんとしていると、列強の中国分割への危機感を示した。また朝鮮の仁川港にイギリスの軍艦が碇泊しており、イギリスとロシアの間で争いが生じたら日本がどちらに味方すべきかの見通しがないと、朝鮮における日本の立場が不安定なことを述べた。そして伊藤は日本の軍備・財政が整わないので局外中立で自ら安全を図るしかない⁸⁾と結論づけた。山県をはじめ元老はその説に賛成し、天皇もそれを可とした。

以上から、伊藤は山県系官僚と同様に中国と朝鮮における列強の動向に強い危機感をもち、組閣にあたっても東アジア情勢の変容を最も重視し、元老の協力を求めたことがわかる。元老の協力でも、陸軍(桂太郎中将)や貴族院(平田東助枢密院書記官長や清浦奎吾法相らの勅選議員)・官僚層(芳川顕正元法相・野村通相ら)に勢力

を拡大している山県系官僚閣の指導者である山県の協力は特に重要であつた。山県系はすでに述べたように、中国大陸分割に日本が参加する保証を得るため、威海衛の占領継続まで検討していたが、日露協商を結んで朝鮮での日露対立を緩和し、中国大陸分割への日本の参入を有利にすることは賛成であつた。⁹⁾このように、山県系といへど列強と強引に対決する姿勢はなく、外交面で伊藤との協調は可能であつた。

しかし山県系官僚は伊藤や松方のような元老が政党に接近することに強い嫌悪感を有しており、次のように、山県が第三次伊藤内閣に入閣することすら好まなかつた。

而回之御賜書拝読仕候。国家之前途ニ照し万一御入閣等之場合ニ至る間布哉ト頻ニ苦慮罷在候処、唯今之垂教ニ因り始めて愁眉を開き申候。¹⁰⁾

また薩派の重鎮である黒田清隆は、政党に対し山県に類似した政治姿勢をとつていた。そのため伊藤が第三次内閣を組織して、元老や山県系官僚閣の協力をできる限り得て外交問題を解決しようとする、政党にあまり多くのポストを与えることはできなかった。

一方、政党の側も東アジア情勢の変化を認識していたが、そればかりのように、自由党が反対党である進歩党の大隈重信元外相を攻撃したり、進歩党が提携を断絶した松方内閣を批判するといった反対派攻撃の手段としての側面が強かつた。政党側は藩閥勢力に比べ、細部まで情報知らされていないこともあり、危機感は少なかつた

といえる。

すなわち、九八年一月自由党は、「第十一議會自由党代議士報告書」で、「大隈伯ハ外交家ヲ以テ自ラ居リ、而シテ終始外交ノ失敗大隈伯ヨリ甚シキ者ハ莫シ」、¹¹⁾「日露協商条約第二条ニ拠レハ韓兵ノ訓練ハ独リ之ヲ露国ニ委ヌ可ラサル事ヲ協定シタル者トス、露国ハ協商ノ趣旨ニ戻リ韓廷ヲシテ露国士官ヲ召聘セシムルモ我國ハ之ヲ咎ムル能ハス」、¹²⁾「今日東洋ノ大勢ハ一変シテ愈々危急ヲ告ク、対韓ノ政策ハ復タ如何ントモス可ラサルニ至レリ、前内閣ハ膠州湾占領ノ如キ大事眼前ニ起リシモ之ヲ傍觀シテ策ノ出ル処ナク、自ラ其責任ヲ免レテ累ヲ賠セルノミ」と、大隈元外相と前松方内閣を批判した。また九七年一月二月二八日進歩党は、進歩党・丙申俱樂部前代議士一同（議會解散）の宣言五項目の一つで、「松方内閣は東洋の危機、国家の利害を度外視して其の職責を蔑如したり」と、松方内閣を非難した。¹³⁾

このように、東アジア情勢が緊迫化するなかで、伊藤は山県や山県系官僚・他の元老などの意向を考慮し、政党に多くのポストを与えるというような政党への宥和姿勢を弱めたため、外交への強い危機感をもつていない政党側との接点が少なくなつた。これが第三次伊藤内閣組閣時に政党との提携が成立しなかつた国際的要因である（国内的要因については第五章で述べる）。

伊藤内閣は、九七年四月二四日、清国が福建省内および沿海一帯を他国に譲与したりまたは租借させたりすることはないとの協商を

清国と結び、二五日朝鮮に關しても西ローゼン協定により、山県
 ローゼン協定の趣旨を尊重する形で日露間の利害の調整を行った。
 西ローゼン協定の成立の見通しがついた四月中旬になると、芳川
 内相の四月一六日付の山県宛の次の書翰にみられるように、藩閥の
 東アジア情勢への当面の危機意識は弱まり始めた。

朝鮮ニ関スル日露交渉之事ハ夙ニ閣下之御経営ニ係ルモノ不少、
 其移局果し而如何哉、吾人之深憂ニ候処、一昨々日於臨時閣議首
 相ニ輓今交渉之次第演説有之、閣員大ニ愁眉ヲ開申候。即兩國ハ
 互ニ朝鮮之独立ヲ確保シテ内政ニ干与セザルコト、財政軍隊教練
 等之事ニ関シ、同政府ト兩國何レ之政府ニ対シ援助之請求有之モ、
 互ニ知照叶商之上ナラデハ独立シテ着手スル事アルベカラズ、又
 日本人が従於鮮地商業上工業上ニ享有スル利益ニ対シ露國ハ異議
 ナキノミナラズ、其将来之發達ヲ妨害セザルベシト之我之提案ニ
 同意可致旨之返答有之候由、是一昨年於モスコ閣下ニ御提出之
 旨趣ニ恰合スルモノ、定而御満足之事致拝察候。¹³

一八九五年一〇月の閔妃殺害事件後、日本は朝鮮においてロシア
 に対し政治的に劣勢となった。しかし、清国商人に比べロシア商人
 の活動は不活発で日本商人の脅威とならず、日本は綿布を輸出し、
 下層民の食料となる朝鮮米を輸入するという形で、経済的には朝鮮
 とのつながりを順調に深めた。¹⁴ 藩閥首脳は、ロシアがこれ以上に朝
 鮮での政治的影響力を拡大しないことを承認したことで、日本は経
 済的方面から朝鮮への影響力を拡大していけると満足したのである。

また清国から福建省不割譲の承認を得たことで、山県も次に示す
 四月二八日付の桂陸相宛書翰のように、非常に満足した。これで山
 県は保障占領していた威海衛からの撤兵をする決心がついたので
 あった(五月七日清国から補償金残額を受取、一〇日威海衛占領軍
 に引揚を命令)。

扱先般於草庵得面晤、縷々痛論之末、我外交政略上威海衛撤兵ニ
 付我國将来利益關係云々之点ハ、英國之回答而已ニテハ該政略ヲ
 シテ漠然架空之談柄ニ帰セシメ、実ニ将来進取ノ主義ノ關聯之一
 線ヲ裁斷シ天下之事止候ト、爾来瞬時モ腦裡ヲ不離憂慮慨歎不堪
 候処、我政府より清国政府へ福建省要求事件照会セラレタルトノ
 内報ヲ五六日前伝承シ、心窃ニ歎喜耳ヲ傾居候。折柄今朝新聞ヲ
 一読スルニ該事件ニ付清政府より承諾之電報ヲ掲載セリ。果して
 然ラハ為國家大賀至極ニ候。就而も首相ハ勿論世外伯(井上馨蔵
 相―伊藤注)及び老兄之痛心高配ニより斯る好良之結果ヲ頭シタ
 ル事と致遙察候。¹⁵

福建省不割譲の承認を清国政府から得たことで、伊藤首相・井上
 蔵相ら藩閥内の政党に宥和的であつたグループと、山県や山県系官
 僚閥という政党に強硬な姿勢を示すグループの連帯意識が、一時的
 に高まった。また一八九七年秋から、藩閥政治家を中心に強まった
 東アジア情勢の変化への危機感は、九八年四月中頃から後半を境に
 減少していった。藩閥首脳は、いずれ中国情勢に大きな変化が生ず
 るかも知れないが、当面は中国・朝鮮での列強の動きがおさまり、

福建省への手がかりも得たと満足したといえる。伊藤は藩閥勢力間の連帯意識の一時的な高まりを有力な要因とし、第一二議会で地租増徴案の成立を目指して強硬突破を企てた。そしてそれに失敗すると東アジア情勢への危機感の当面の解消を背景に大隈・板垣（政党勢力）への政権譲渡を考えたのであった（第五章・第六章）。

- (1) 山県有朋宛野村靖書翰、一八九七年一月二八日、「山県有朋文書」(京都女子大所蔵マイクロフィルム)。
- (2) 山県有朋宛平田東助書翰、一八九七年二月三日、「山県有朋文書」。
- (3) 松方正義宛山県有朋書翰、一八九七年一月三十一日に同封の別冊大久保達正監修『松方正義関係文書』第九卷(大東文化大学東洋研究所、一九八八年)一四一〜一四八頁。
- (4) 大隈重信宛山県有朋書翰、一八九七年一月、(注(3)の書翰に同封)。
- (5) 山県有朋宛平田東助書翰、一八九八年一月五日、「山県有朋文書」。
- (6) 曾祢が山県系官僚であるのは、「政党之近況ニ付テハ既ニ田中(光顕)・桂(太郎)・芳川(顕正)之子より委曲ニ申上候事ト奉存候」等と、山県系官僚と同行動をしていること等からわかる(山県有朋宛曾祢荒助書翰、一八九八年四月二四日、「山県有朋文書」)。
- (7) 山県有朋宛芳川顕正書翰、一八九八年(一)月八日、「山県有朋文書」。これは天皇が人選して会議を行うことにより慣例的に形成されてきた元老制度に関し、伊藤がその天皇大権ともいえる人選の権限を天皇から奪うことを意味する。それらについては別稿に譲りたい。なお、元老制度の形成と変化については、拙稿「元老の形成と変遷に関する若干の考察」(『史林』六〇巻二号、一九七七年二月)を参照されたい。
- (8) 宮内庁『明治天皇紀』第九(吉川弘文館、一九七三年)三七二〜三七四頁。
- (9) 山県有朋宛平田東助書翰、一八九八年一月一日、「山県有朋文書」。
- (10) 山県有朋宛平田東助書翰、一八九八年一月一日。京都府知事内海忠勝も同様のことを述べている(山県有朋宛内海忠勝書翰、一八九八年一月八日)。いずれも「山県有朋文書」。
- (11) 『自由党党報』第一四八号、一八九八年一月二〇日。この報告書は「第一財政ノ紊乱」(五頁)、「第二経済ノ恐慌」(六頁)、「第三外交ノ失敗」(二頁)、「第四内政ノ失態」(二頁)、「第五台湾ノ秕政」(二・五頁)と財政・経済が一頁(約七〇%弱)を占め、外交問題のウエイトは低かった。
- (12) 「宣言」(党論)、『進歩党党報』第一八号、一八九八年一月二日。
- (13) 山県有朋宛芳川顕正書翰、一八九八年四月一六日、「山県有朋文書」。
- (14) 村上勝彦「植民地」、大石嘉一郎編『日本産業革命の研究』下巻(東京大学出版会、一九七五年)。
- (15) 桂太郎宛山県有朋書翰、一八九八年四月二八日、「桂太郎文書」、国立国会図書館憲政資料室所蔵。すでに一八九六年六月、桂台湾総督は福建省への日本の勢力扶植と将来における領有を主張している(小林道彦「日清戦後の大陸政策と陸海軍」『史林』七五巻二号、一九九二年三月)。

第五章 第三次伊藤内閣と自由党

1、伊藤内閣の政党への強圧姿勢

前章でふれたように、伊藤は第三次内閣の組閣にあたり、大隈と板垣に協力を要請した。大隈は自らが内務大臣となり、進歩党から陸・海軍以外の枢要三大臣を得ることを要求した。^①進歩党は第二次伊藤内閣に反発するグループが結集してできた政党であり、伊藤内閣との提携を積極的に成立させようとする姿勢は弱かった。これに対し自由党は伊藤内閣にきわめて宥和的であった。四日後に、伊藤内閣の内相として入閣する芳川顕正の書翰は、次のようにその状況を山県に伝えている。

板伯ハ昨夜林ヲ以春翁(伊藤博文―伊藤注)之之伝言ニ対シ本日午前ホテルへ来訪春翁ト会见、其所言果然推察之通其黨員中より二入閣セシメ度、其事若シ能ハザレバ春畝内相兼撰之下ニ於而、林有造ヲシ而其次官タラシメ異度等之事ヲ申出候へ共、於春翁ハ其事決シ而能ハザル旨判然決答ニ及候而相別候。^②

第二次伊藤内閣総辞職後、伊藤は次に組閣する時も板垣を内相にすると板垣に密約していたにもかかわらず(第一章)、自由党は内務次官のポストを得ることができれば伊藤内閣に協力するとの妥協的な姿勢を示したが、伊藤は拒絶した。この直接の理由は三月に総選

挙が予定されており、政党出身者に内務省の重要ポストを与え、混乱させたくないことであった。しかしその背景となる重要な理由の一つは、一八九七年秋より東アジア情勢が中国・朝鮮をめぐる緊迫化し、伊藤は薩長藩閥の最有力者である元老、とりわけ山県や彼が盟主となり形成されてきた山県系官僚閥の協力を得ようとしたことであった(第四章)。右の芳川の書翰でも、山県や山県系官僚が、新たにできる伊藤内閣と政党との関係を非常に気にしていることがわかる。

右との関連で、元老で伊藤の親友である井上馨が大蔵大臣に就任したことも自由党との提携を困難にした。板垣は征韓論政変で下野する以前に、江藤新平と組んで藤田組・三井等との不正事件で井上を失脚させようとしており、それ以来、井上と板垣とはきわめて不仲であった。第三次伊藤内閣では、地租増徴の可否も含め財政問題が重要となるため、有力な蔵相が必要であった。伊東巳代治は井上が蔵相となると自由党との提携が困難になると考え、利光鶴松などを使いとし渋沢栄一に蔵相就任を求めたが、渋沢が承知しなかつた。^③

伊藤が自由党に強硬に対応した背景となるもう一つの重要な理由は、すでに述べてきたように、一八九六年一二月の自由党定期大会以来、自由党内で土佐派支配が崩れ始め、党内が混乱し(第一章)三章)、伊藤にとって自由党が一定の方針をもって建設的な協力ができず相手でなくなったことである。四ヶ月後ではあるが、伊藤内閣と

自由党の提携交渉が断絶した際に、伊藤首相は自由党を中心とする政党への不満を閣議で次のように述べた。

閣議之折首相云ク、憲法發布以來、是非共、同法ヲ満足ニ運行セシメ度種々苦心候へ共、斯ル政党之情勢ニ而ハ結局如何ト憂慮ニ不堪云々。⁽⁴⁾

伊藤が自由党に強い態度で臨んだことで、日清戦争中から自由党との主要な仲介者となってきた伊東巳代治の立場は困難になった。

その折、伊藤は伊東に農商務大臣、逓信大臣いずれでも就任するようにと伝え、伊東が逓相を選んで伊藤が内決した後、それを取り消して農商相になることを求めた事が起きた。それに対し伊東は入閣辞退の意を伊藤や井上に示した。⁽⁵⁾伊東は自由党との提携問題も含め、伊藤への甘えもあり不満を吐露してしまったと思われる。結局、伊東は農商相として入閣するが、一度入閣辞退の意を洩したことは、井上を憤慨させ、閣内における伊東の立場をさらに弱めることになった。山県系官僚である芳川顕正の一月八日付書翰は、井上が伊東や自由党への対応において、伊藤よりも山県や山県系官僚に近い立場になっていることを次のように示している。

本日帰路世外（井上馨―伊藤注）ヲ相訪候節、談巳代治ニ及、世翁モ頗ル切齒此ヲ機として春翁ハ絶交候方得策ナラント相話サレ申候。午後世翁亦ホテルニ来リ談次直接春翁ニ巳代治之無礼ヲ被談候。然ルニ春翁ニ於而ハ依然之ヲ寛和シ利用候方可然相考居候様傍人ハ致觀察被致候。⁽⁶⁾

日清戦後の自由党の改革と星亨（伊藤）

しかし伊藤は提携の成立しなかった自由党に対して、芳川顕正に、「然レトモ是決答ヲ以自由党ト決別致シタル次第ニハ無之と春畝相話居候⁽⁷⁾」と、三月の総選挙後の提携交渉再開の余地を残しておいた。総選挙で自由党又は進歩党が議席を大きく伸ばしたり、自由党の統制が回復する可能性にも備えた対応であったといえる。また二月六日、伊藤首相は板垣・林・松田や片岡政務委員ら自由党幹部を官邸に招き宴を行い、芳川内相・桂陸相・伊東農商相も列席した。これに対し三月一日、板垣ら自由党有力者は伊藤首相ら閣僚を紅葉館に招待し答礼した。⁽⁸⁾

三月一五日に予定された第五回総選挙は、伊藤内閣との提携が成立しなかったため、進歩党・自由党ともに、有権者の中心である地主層の支持を得るため地租増徴反対という一般論では一致しており、多くの地域の選挙戦は各党の政策争点が大きく問題となることなく遂行された。また伊藤内閣は勅令で、選挙運動員が人を殺傷することが可能な兇器を所持することを禁止したので、壮士の活動の余地は大幅に狭まった。これらの理由で、選挙戦は、最初の総選挙以来「未だ嘗て今回の如くに冷淡不熱心を以て待たれつ、ある総選挙はあらざる也⁽⁹⁾」と評されたように、不活発なものとなった。自由党は「単独の多数」を得て「政党内閣樹立の端を啓かん」と唱え、⁽¹⁰⁾現実的には、伊藤内閣との提携を有利な条件で実現するため、過半数である一五〇議席以上の獲得を目指して尽力した。

総選挙の結果、第一二特別議事に臨んだ議員の数は、自由党九八

名(解散時八二名)、進歩党九一名(同八七名)、山下俱樂部四八名・国民協会二六名(同二三名)等⁽¹¹⁾で、自由党が約一・二倍に議席を増加させ第一党となったが、過半数には遠く及ばなかった。桂陸相はこの結果を、「臨時総選挙も政府如希望無事ニ相済、御同慶此事ニ御座候」と、評価して山県に報じた⁽¹²⁾。自由党も進歩党も単独過半数に遠く及ばなかったことで、政党との提携を好まない山県系官僚などや、井上蔵相も含め伊藤内閣の閣僚の大多数は満足したと推定でき⁽¹³⁾る。こうして伊藤内閣と自由党の提携はさらに困難となった。

それにもかかわらず、三月末に自由党の林有造は伊藤首相に板垣の入閣を求め、さらに四月中旬に入ると、林は伊藤に督促したが⁽¹⁴⁾、四月一五日に伊藤首相は板垣の入閣を拒否し、一八日自由党は伊藤内閣との対決姿勢を公表した⁽¹⁵⁾。その間、伊東は提携交渉に進展の見通しがないと判断すると、四月一四日農商相の辞表を提出し、二六日辞任した。この提携問題に対する閣内や藩閥内の状況を、四月一六日付の芳川内相の山県宛書翰を中心に以下で検討したい。

板垣の入閣に閣内で唯一積極的であったのは伊東農商相で、伊東は次のように、同じ伊藤系官僚の末松通相に、板垣を入閣させるため自分は農商相を辞任してもよいとまで述べ、板垣入閣の支持を獲得しようとした。

独り私ニ可怪ハ已代治ト自由党ト關係ノ一事也。入閣之要求ニ付、林等ハ頻リニ已代治ニ泣付、已代治亦何乎内約ニ而も有之モノ、如ク頗ル極懊惱、現ニ板垣ヲ入閣セン自分ハ閣外ニ出、政府ヲ援

助スル乃得策ナラント、末松ニも談話被致候由ニ候⁽¹⁶⁾。

伊藤首相は先述したように、自由党も含め政党の状況に不満をつのらせていることを閣議で表明した。そして「首相又云ク、此際寧ろ全然政府ヲ挙ゲテ板垣等ニ明渡し、彼等ヲシテ自由ニ執政セシメハ如何ト」と、伊藤首相は、板垣らに政権を譲る話すら洩らした⁽¹⁷⁾。

伊藤首相のこの発言の真意は、政党に政権を譲るのでなく、その発言で山県系官僚らに伊藤内閣を強く支援する気持を固めさせようというものにあつたといえる。しかし二ヶ月後に、伊藤が大隈と板垣に政権を担当させることを天皇に進言し、第一次大隈(隈板)内閣が成立したように、伊藤首相の発言は半分本音を含んでいたものであつた。伊藤首相がこのような気持ちになつたのは、四月中旬になると、西ローゼン協定が成立する見通しが強まり(第四章)、東アジア情勢に対する危機意識が当面減退したからであつた。

第三次伊藤内閣の副総理格といえる井上蔵相は、閣議で「板垣入閣シテ大蔵之椅子ニ憑具候ハ、自分ハ大仕合ナリ」と発言した。しかし芳川内相によると、井上の真意は板垣の入閣反対論で、次のように、井上は板垣が入閣するなら蔵相を辞任する決意を有していた。井上は、伊藤が井上を蔵相として必要としており、板垣が財政を担当する能力がないことを見越して、右の発言をしたのであつた。

〔芳川内相に〕井伯云ク、政党等之懇望実ニ不知所底止、果然板垣伯之入閣談有之候ハ、敢而異議ハ公然不称モ、其翌日も自分ハ出務不致と兼而も決心致居候、迎モ一人二人之入閣位ニ而可濟事

ナラズ、寧ろ政府ヲ明渡ス乎、但シハ解散ヲ重ね政府之所思ヲ断行スルも他ニ方策ナカラント。⁽¹⁸⁾

井上の意見は、自由党の獵官は際限がないから解散を重ねても政党に妥協すべきでないということであり、山県や山県系官僚、薩派の元老黒田清隆枢密院議長らと同様であった。

山県系官僚の芳川内相も、「抑々無条件提携とハ自由党一時之⁽¹⁹⁾京言ニ過ズ、総選挙相済候暁ニハ必然大々の要求可有之ハ居恒小生等之所予想ニシテ、段々閣員間ニ談話候事モ有之」と、自由党の獵官を警戒し、そのことは閣員間の話題ともなっていた。芳川内相は閣議で、伊藤首相の政党への政権明渡し云々の発言を受け、「愚考ニハ即今之情勢全然政府ヲ明渡ス乎、左ナクバ議會政府ト衝突之折ハ、二次三次ト解散ヲ重ヌルニ不関終局迄遣付ル乎二者何レ乎其一ヲ執ラザルベカラズ」と、自由党からの入閣に反対し、たびたびの解散を覚悟して政党と戦うことを主張した。

黒田枢密院議長も芳川内相との会談の中で、「時宜ニ依リ憲法ハ一旦中止候とも、一意国家之前途ヲ経営セザルベラカズ杯ト種々之概談」をしたように、一時的な憲法中止の決意さえ示した。⁽¹⁹⁾ すなわち、伊藤首相は閣内や藩閥内で政党への強硬論が高まるなかで、自由党との提携交渉を最終的に断念したのであった。

2、自由党の地方団体連合団体化

第三次伊藤内閣との提携に失敗した自由党では、板垣・林や土佐

日清戦後の自由党の改革と星亨(伊藤)

派の指導力回復がならず、伊藤内閣への態度をめぐり、多くの新人代議士が中堅メンバーとなった党内は混乱した状況が続いた。桂陸相も一八九八年四月末になっても自由党の動向は予測できないと次のように述べている。

自由党ハ離別後内部之議一定セズ、或ハ部分攻撃ヲナスト云ヒ、又ハ世外伯ノ財政ニ略々不同意ト云ヒ、是又我力意ヲ以テ人ヲ判談スルノミニテ政府カ何事ヲ為カハ敢テ詮介セス彼是ト申候為、今後ノ形勢如何変化仕候哉相分り不申候。⁽²⁰⁾

この時期に自由党の動向に新たに大きな影響力を与えはじめるのは、関東自由会(この頃になると大井憲太郎一派が自由党を脱党した後)に一八九二年九月に再組織した関東会と混同されることがなくなったので、関東会と省略されることが多い)・北信八州会・東北会・近畿会・中国会・東海十一州会・九州自由俱樂部・四国会といった地方団をリードする中堅の代議士・院外幹部であった。九八年五月五日、自由党臨時大会を前に、右の八地方団から各二名の代表が選ばれ、彼らは大会議案を調整し、党最高幹部として政務委員を五名おくことを決め、その人選まで行った。選ばれた政務委員は、中島信行(関東自由会)・片岡健吉(四国会)・松田正久(九州自由俱樂部)・杉田定一(北信八州会、ただし後述するように中国会も支持)・江原素六(東海十一州会)である。この特色は土佐派有力者の林有造がはずされ、従来以上に非土佐派色と地方団体代表色が強いものになったことである。同日午後⁽²¹⁾の党大会はこれらを承認した。

以下、これらの動きの中心人物の一人となった北信八州会の龍野^{たつの}周一郎(長野県選出代議士)の動きを例に、自由党が地方団体連合団体化していくことを示す。龍野は一八六四年生れで、当時三四歳になる直前の当選一回の少壮代議士である。龍野は二〇歳代後半の日清戦前に、自由党事務員として党最高幹部の身近に働き、全国遊説にも度々随行したので、党内で広い顔をもっていた。九四年自由党信濃支部協議員となり、長野県会議長や自由党大会の長野県代議員に選ばれ、日清戦後にかけて信濃支部を掌握するようになった。²²そしてこの頃になると、第一議会前に立憲自由党として自由党が再建される頃から北陸地方の幹部であった杉田定一(福井県選出代議士、当選四回)と連携し、北信八州会をリードするようになるのである。四月一八日の自由党代議士総会で、龍野は林有造らから伊藤内閣との提携交渉が失敗した経過を聴くと、次のような気持を抱いた。

余等昨年来、未来記を読み居りし如く、我党の策士は失敗し、甘く伊藤に欺かれ、天下唯一の大政党にして此耻辱を受く、真二痛嘆の外なき也、余等予言者の名譽を得たると同時に、或る一派の輩ハ始めて覚醒せしならん乎。²³

右から龍野らは、伊藤内閣との提携路線にこだわりすぎる板垣・林ら土佐派の動向に批判的であったことがわかる。龍野は当日に北信八州会の政友と善後策を話し合い、翌一九日杉田定一(前掲)・伊藤大八(元長野県選出代議士、当選三回)らと会合、二九日北信八州会の代議士と秘密の会合を催し、三〇日北信八州会の協議会を行

い、五月二日大磯に中島信行(もと衆議院議長、陸奥宗光と親しく元自由党政務委員、貴族院議員)を訪れ、帰京後、杉田・林有造と要談を行った。²⁴龍野は杉田と連絡をとって北信八州会を中心に動き、土佐派の林や非土佐派の中島など元政務委員クラスの党幹部とも接触したのであった。

五月三日、龍野は杉田定一・利光鶴松(東京府選出代議士、当選一回、関東会幹部で星直系)・堀内賢朗(前長野県選出代議士、当選二回)らと要談を行った後、東京市で開かれた北信八州会に臨んだ(三三名出席)。この会合では、(一)北信八州会の事務所を設置し幹事二名をおくこと、(二)自由党の政務委員は五名で組織すること、(三)現内閣に対して反対の態度をとること、(四)機宜の運動は代議士会に一任すること、(五)選挙法改正運動を敏活になすべきこと等を可決した。会の幹事には竹内虎松(前石川県選出代議士、当選一回)・伊藤大八が、交渉委員には龍野周一郎・大瀧伝十郎(新潟県選出代議士、当選一回)が選ばれた。龍野が仮幹事として開会をつげたことを含めると、龍野は福井県の杉田定一という北信八州会の実力者や長野県自由党幹部の伊藤・堀内などと連携して北信八州会をリードするようになったといえる。

五月四日、自由党本部で党の組織変更に関し、各地方団体の協議委員会が開かれた。出席者はいずれも各地方団の有力者で代議士クラスの者であり、少しのち一六人中で一人が党の評議員(三〇名)に指名されている(第3表)。委員会は総理は現在のまま空席とする

第3表 1898年5月の自由党臨時大会前の地方団体協議委員会の代表

地方団体	代表
東北会	○山下千代雄(前山形県選出代議士), ○菅原 伝(宮城県選出代議士)
関東自由会	○利光 鶴松(東京府選出 "), 徳増源太郎(神奈川県選出 ")
北信八州会	○龍野周一郎(長野県選出 "), ○大瀧伝十郎(新潟県選出 ")
東海十一州会	○小室 重弘(愛知県選出 "), ○栗原 亮一(三重県選出 ")
近畿会	○奥 繁三郎(京都府選出 "), 竹中鶴次郎(大阪府代議員)
中国会	西谷 金蔵(鳥取県選出 "), 吉田吉十郎(兵庫県選出代議士)
四国会	○重岡薫五郎(愛媛県選出 "), 林 喬(香川県選出 ")
九州自由倶楽部	○志波三九郎(長崎県選出 "), ○多田作兵衛(福岡県選出 ")

(備考) 1. 出典は龍野周一郎「卅一年三月五日より七月一日迄日記」(1898, 5, 4) (「龍野周一郎関係文書」, 国立国会図書館憲政資料室寄託) で人名を拾い、衆議院・参議院「議院制度百年史(衆議院議員名鑑)」(同前、1990年) や『自由党党報』156号(1898, 5, 15) で人の説明をした。

2. ○は少しのち党の評議員になった者。

ことでは意見の一致をみたが、政務委員の数と人選をめぐる紛糾した。北信・中国の両団体が五人説を強く主張したが、旧来より伝統のある三人説に押し切られた。しかし三人の人選に関し、松田正久(九州)・片岡健吉(四国)、ただし林有造と関係がよくない)までは一一致したが、中島信行(関東)が病気を理由に見送られたため、各地方団一票の投票にゆだねられることになった。その結果、江原素六(東海)が四国・近畿・東海・関東の四票を得、杉田定一(北信)の三票(北信・九州・中国)などをおさえて選出された。この日の決定は、党内に強力な指導者がいない現状に照し、政務委員の数と人選に関して全党内を納得させるという点で、不安定であった。

地方団体協議委員会後、龍野は北信八州会の緊急協議を行い、のち中国会・九州自由倶楽部の幹部と会見した。龍野は北信八州会と中国会・九州自由倶楽部の連携を強め、政務委員を五人とし北信八州会から杉田定一を就任させようとしたのである。

五月五日、党大会を前に午前中に開かれた地方団体協議委員会は、政務委員の人数を再議することになった。前日三名に賛成した地方団からも、政務委員の人選の結果、自らの地方から選ばれなかったことに失望し、再検討に同意するところが出たのであろう。龍野は強硬に五名説を主張し、五名選ばれることになり、松田(九州)・片岡(四国)・江原(東海)・杉田(北信)・中島(関東)が候補として選ばれ午後後の党大会で承認された。こうして地方団の代表者が党の最高幹部の人数や人選を実質的に決めるまでになり、政務委員も五

人となって各地方団の代表色が強くなった。

この状況下で自由党の幹部選定全体も、土佐派全盛期に比べ、地方ごとの人数バランスが重視されるようになった。一八九七年一月(三月の脱党騒動(第二章2節))の影響で代議士数の激減した東北地方を含め、各地方から最少三名の評議員を選出し地方の役員バランスを尊重していることや、四国(主に土佐)の特別な優遇がなくなったことがそれらを確認させる(第4表)。

しかし党大会直後の自由党の状況は、『時事新報』が次のように報じているように、引き続き、各地方団を背景に党の中堅以上の幹部が種々の連携の策動を試みる不安定なものであった。

自由党の内部は地方に依りて幾派にも分立し、各派各々意見を異にして一致の方針に進むこと能はざる模様なるが、今や既に大会を終りて議会の開期も切迫したるを以て、昨今各派の重立ちたる人とは夫々集会を催して、代議士会の対政府策に付き協議する処あり、又他派に向て交渉するもありて政界漸く繁忙の兆ありと云ふ。⁽²⁹⁾

党大会後の五月中、北信八州会の龍野は、杉田政務委員や堀内賢郎(前掲)・伊藤大八(前掲)など北信八州会の有力者や、九州自由倶楽部の松田正久政務委員とたびたび会見した。⁽³⁰⁾一八九八年一月以降、「松田正久派」は九州と北信八州の一部を基盤にしているといわれたが、五月四日、五日の地方団体協議委員会での北信八州会と九州自由倶楽部の提携以来、両者の関係は強まったのである。

第4表 自由党の地方別代議士数と主要幹部数の比較

(1898年5月現在)

地方別	項目	自由党代議士数 (全国との比率)	評議員の人数 (全国との比率)	政務委員と評議員の人数 (全国との比率)
東北		1人(1.0%)	3人(10%)	3人(8.6%)
関東(山梨県含)		23人(23.5%)	6人(20%)	8人(22.9%)
東海(三重県含)		11人(11.2%)	3人(10%)	3人(8.6%)
北信		14人(14.3%)	5人(16.7%)	6人(17.1%)
近畿		12人(12.25%)	3人(10.0%)	3人(8.6%)
中国(兵庫県含)		14人(14.3%)	4人(13.3%)	4人(11.4%)
四国		12人(12.25%)	3人(10%)	4人(11.4%)
九州		11人(11.2%)	3人(10%)	4人(11.4%)
全国		98人(100%)	30人(100%)	35人(100%)

- (備考) 1. 自由党代議士数は1898年6月10日解散当時のもの。
 2. この時期において、評議員は政務委員に次ぐ格のポスト。
 3. 中島信行は土佐藩出身であるが第1回総選挙に神奈川県第5区から当選しているので関東にいられた。
 4. 当時の慣例に従い、山梨県は関東、三重県は東海、兵庫県は中国に含めた。
 5. 史料は『自由党党報』第155号(1898年4月25日)、同第156号(1898年5月15日)。

また龍野は、自由党評議員（五月九日）と衆議院議長候補者選挙交渉委員（五月二日）に指名された。衆議院の議長・副議長選は、龍野らの尽力で、自由党と国民協会の連合が成立した上に、実業系の山下倶楽部など中立系代議士の支持を取りつけることにも成功した。この結果、五月四日、議長に片岡健吉（自由党）、副議長に元田肇（国民協会）が最高得票を得て天皇に任命され、自由党の企ては成功した。これに加え、龍野は北信八州会の伊藤大八（前掲）を、衆議院議員に当選して党幹事の辞任を申し出た菅原伝の後任にすることに成功した（五月三日の政務委員会³²で選任）。党幹事の党内における地位は特に高くはないが、政務委員と共に党の枢機に關与できるポストになっており、自由党が地方団連合的色彩を強め党の動向が流動的である当時、新情報を知る意味で、党幹事は重要ポストとなっていた。このように、龍野は地方団（北信八州会）を背景に、当選一回にもかかわらず引き続き党への影響力を増大させたのである。史料の制約で他の地方団の例は示すことができないが、北信八州会や龍野に類似した例は他にも確認されると推定される。

3、自由党と進歩党の合同

伊藤内閣が第一二議會（一八九八年五月一日召集、六月一日解散）に提出した重要法案は地租増徴法案と衆議院議員選挙法改正法案である。地租増徴法案は、地価の三・五パーセントであった地租を四八パーセント上昇させ三・七パーセントとする増徴法案であ

日清戦後の自由党の改革と星亨（伊藤）

る。この法案は、直接にはロシアを意識した大規模な軍備拡張計画を中心とする日清戦後経営を遂行するために計画された。

選挙法改正法案は、日清戦後に産業革命が進展し、商工業者や都市部の経済的比重が高まったことに対応して、有権者を五倍以上に拡大し、都市商工業者を基盤とした代議士数を、現行法の全代議士の五・七パーセントから二三・九パーセントへ急増させようとするものである。その主な内容は、(一)有権者の納税資格を地租一五円以上から下げ、地租五円以上もしくは所得税または営業税三円以上をおさめる満二五歳以上の男子とする、(二)選挙区は、現行の小選挙区制をやめて各府県の郡部を一選挙区とする大選挙区制をとり、市部は独立の選挙区とする、(三)郡部は人口一〇万人につき一名の議員を、市部は人口五万人につき一名の議員を選出するが、人口五万人に満たない市でも一名の議員を出す、(四)議員総数を三〇〇名から四七二名、うち市部一一三名に増加させる、(五)投票は単記無記名制をとる等である。伊藤首相の地租増徴・選挙法改正両法案に対する意図は、産業革命の進展に応じ、農業部門に税金を重くし、商工業者の参政権を拡大することで、日清戦後経営を遂行しながら日本が農業国から商工業国へと転換することを促進することであった。

オピニオンリーダーといえる新聞は、選挙法改正への本格的なキャンペーンを張っていない段階にあったが、伊藤内閣の選挙権拡大、市部選挙区の独立と市部に郡部よりも優先して代議士を配分する方向について、多くは好意的であった³³。

地租増徴法案に関しては、山県や山県系官僚、薩派の黒田や松方も支持し、山県系官僚の平田東助枢密院書記官長は、次のように六月三日段階で成立の期待を抱いており、全力で伊藤内閣を支援しようとしていた。

如仰増税ハ此際否決ニ至候上ハ、所謂る意地を生し其累延ひて後年ニ及候故、何とかして通過為致度存、此頃来奔走運動罷在候。

昨今之有様ニテハ幸ニ通過可致哉も不可知形情ニ御坐候。⁽³⁴⁾

しかし選挙法改正法案について、山県系官僚の意向は伊藤首相の構想と大きく異なり、大規模な改正に消極的であった。平田枢密院書記官長(貴族院勅選議員、茶話会)は、伊藤内閣の選挙法改正法案で、選挙権が地租五円以上もしくは所得税または営業税三円以上に大幅に拡大されたことを、ほとんど普通選挙であると恐れた。そしてこれを利用して政党側の力がさらに伸び政党内閣を導くことにならないよう、貴族院の審議で防ごうと考えており、山県もその考えに合意していた。⁽³⁵⁾このように、第三次伊藤内閣成立以来四月頃まで一時的に団結を強めた藩閥勢力も、五月頃から体制変革構想(選挙法改正問題)をめぐる、改革派の伊藤首相と保守派の山県系官僚閥の間に裏面で対立が生じ始めた。

選挙法改正問題は、伊藤内閣が改正法案を提出しそうであるというところで、五月五日の自由党大会前後から自由党内の争点となっていくた。五月六日、九日、一日と党の選挙法改正案の調査委員会が開かれ、その結果が一五日の代議士総会にかけられたが決定に至

らなかった。同日第二部会(内務)の審議をへ、十七、十八、二〇日と評議員会で審議され、さらに各地方団体より委員二名ずつ出して協議会を開き党の意見の調整が試みられた。⁽³⁶⁾また地方団の中には二〇日の中国会のように、選挙法改正の内容について決議をあげるところも出てきた。自由党の意見は、直接国税五円以上に選挙権を拡大することについては、府県議選で五円以上という先例があるため、伊藤内閣案に大きな異論がなかった。しかし大きな市が独立選挙区となることは認めても、すべての市を独立選挙区とすることには不賛成で、市部選出議員の増加に消極的であった(以上の傾向は進歩党も同じ)。また大選挙区単記制か連記制かについては自由党内で意見が分れた(進歩党は連記制支持の空気が強い)。このように選挙法改正問題に関し、自由党も進歩党も、山県系官僚ほどではないが、伊藤内閣案(首相案)よりも保守的であった。これは地主層を中心基盤とし、党指導者に新しい時代への明確な改革構想がなかったからである。⁽³⁷⁾

自由党・進歩党は、右のように選挙法に大きな改正を加えないという方向で党内の調整を行い、六月四日衆議院本会議で政府案修正案を通過させた。その主な内容は、政府案の参政権拡大の方向は認めめたが(地租五円以上もしくは所得税または営業税三円以上)、⁽³⁸⁾ 業者の権利拡大を否定し(市部議員を二三・九パーセントに拡張しようとする案を八・九パーセントに縮小)、多数党有利になる大選挙区下の連記制(ただ無記名制は政府案を入れる)とすることであつ

た。選挙法改正法案は貴族院で審議に入ったが、地租増徴問題で六月一日議会が解散されたため、審議未了で廃案となった。³⁸⁾

選挙法改正問題は、代議士たちの利害に直結する問題であるため、商工業者たちが改正運動に参加し、実施の可能性が高まると、自由党と進歩党の対立のみならず、統制が弱い両党の内部抗争を引き起こす恐れが生じる問題であった。しかしこの段階では、伊藤の選挙法改正構想が、他の政治集団や世論の改正論議よりも突出しており、選挙法改正問題は、これらの対立を生じさせる要因とならなかった。

それに対し、地租増徴問題は、藩閥内で増徴することで意志統一がなされており、政党側は明確な対応を迫られた。第一二議会の頃までに、地租改正当時の農業後進地帯である東北・北陸地方の地租負担は、農業技術の向上のため実質的に軽くなっており、地価(地租)が重くつけられた近畿・中国地方など改正当時の農業先進地帯で不公平感が高まり、地価修正の要求が強まっていた。伊藤内閣は、地価が修正されるのであれば地租増徴に応じてよいという代議士が、地租増徴に賛成することを期待した。³⁹⁾ 自由党は進歩党に比べ、農業・工業の先進地帯の地方を基盤としていた(たとえば先進地帯の近畿地方の代議士数は、自由党一名、進歩党五名であり、後進地帯の東北地方は、自由党一名、進歩党二四名である)。自由党が最高幹部の統制が弱い地方団連合的な党構造となったことも関係し、地租増徴問題は自由党の分裂を招きかねない困難な問題として再登場してきた。

自由党では、五月二十七日に九州・中国・四国・近畿・東海・関東・東北の代表(各一・二名)と北信の龍野が会合し、六月一日に各府県一名宛の代議士が集議し、五日に地方団体協議会が開かれた。また六月五日(内容不明)・六日(増税問題)と北信八州会が開かれたことも確認できる。⁴⁰⁾ これらの会合の多くは地租増徴問題を中心とした自由党内の意見調整と推定され、五月五日の自由党大会と同様に地方団を単位とした党運営が引き続き実施されているといえる。こうして自由党は六月七日の代議士総会で地租増徴反対を議決した。進歩党は、すでに五月三〇日の代議士総会で行政整理を伴わない増税に反対する党議を確定していた。⁴¹⁾

伊藤首相は六月七日から九日まで三日間議会を停会とした。しかし六月一〇日再開となった衆議院本会議で、地価修正建議案は、一二七対一六五の三八票差で否決され、失望した地価修正派の多くは地租増徴反対にまわり、地租増徴法案は二七対二四七の大差で否決された。

この際、地価修正建議案賛成者一二七名中に自由党員が四一名もいた(最終的に地租増徴にも賛成したのは二名)。このうち三十余名は六月一〇日に脱党届を出した。⁴²⁾ これは自由党代議士九六名の三〇%以上におよぶ数であり、自由党は崩壊の危機に直面したといえる。これを防いだのが六月七日から進展していた自由党と進歩党の合同問題であった。

すなわち、六月三日に平岡浩太郎(山下倶楽部)・杉田定一・西山

志澄・栗原亮一(以上自由党)竹内正志(進歩党)・河野広中(同志倶楽部)が平岡邸に集まり、政党合同の話が出た。六月七日議会在停会となると、自由党・進歩党の有力者数名が再び平岡邸に会し、両党の合同に尽力することを約した。⁽⁴³⁾翌八日、北信八州会の龍野周一郎は、「此夜本部の秘密会ニ臨み林〔土佐派〕・松田〔九州自由倶楽部〕・杉田〔北信八州会〕・栗原〔旧土佐派、東海十一州会〕・伊藤〔北信八州会〕等諸氏と要談し、其他各県政友と新政党樹立の件ニ付意見を討はし、翌午前四時帰宅す」と記したように、合同問題は自由党では幹部を中心に全党的問題として広がり始め、一〇日の衆議院の解散ではずみがつき、⁽⁴⁵⁾一一日進歩党の常議員会・自由党の評議員会で承認され公式な問題となった。⁽⁴⁶⁾このように合同問題が熟してくると、一〇日に自由党からの脱党届を出した三〇余名の代議士の大部分は一二日に復党した。⁽⁴⁷⁾同一二日、自由党の栗原亮一、進歩党の竹内正志が新党の宣言書・綱領・申合書を脱稿し、それらはまず、楠本正隆(元衆議院議長、進歩党)邸の会合で多少修正された。出席者は、進歩党の尾崎行雄・鳩山和夫・大東義徹らの総務委員と柴四郎(元総務委員)・中村弥六・竹内正志、自由党の政務委員の松田正久・片岡健吉・杉田定一と林有造・西山志澄・栗原亮一(評議員)、山下倶楽部の平岡浩太郎、同志倶楽部の河野広中である。その後自由党在京前代議士総会(二四日)、進歩党前代議士総会(二三日)の賛成を得、一五日に大隈重信と板垣退助の賛意も公式に得て、二二日憲政党結党式を挙行了。⁽⁴⁸⁾

憲政党結党過程の自由党の特色は、第一に、五月五日の党大会で新たに決まった政務委員が責任をもって合同問題をまず処理し、全党の合意を得るといふ体制になっていないことである。これは、一八九七年以来自由党に生じていた、板垣総理の辞任に象徴される土佐派の没落と地方団を背景とした中堅代議士・院外幹部の台頭を再確認させる。

第二に、五月五日の党大会とその準備過程で強まった、龍野周一郎・杉田定一―北信八州会と松田正久―九州自由倶楽部の連携が継続し、杉田が自由党・進歩党の合同問題に早い段階から関与していることも重なり、龍野・杉田―北信八州会が自由党内での地位を高めていることである(六月八日の龍野の日記)。龍野と九州自由倶楽部の連携は、「(六月一三日)本部ニ於て政友と会談し、次に九州自由倶楽部ニ於て松田・志波(三九郎、長崎県選出で評議員)・征矢野〔半弥、福岡県選出〕・田中〔賢道〕氏と要談し」⁽⁴⁹⁾とその後も続いた。

(1) 大津淳一郎『大日本憲政史』第四卷(宝文館、一九二七年)七四三―七四五頁。伊藤は板垣退助に司法大臣、大隈重信に農商務大臣のポストを提示し、一八九七年二月三十一日までに辞退された(『徳大寺実則日記』一八九七年二月三十一日(写)(旧渡辺文庫)、早稲田大学図書館所蔵)。板垣―自由党は進歩党と共同して入閣することを嫌ったのであろう。

(2) 山県有朋宛芳川顕正書翰、一八九八年(一)月八日、「山県有朋文

- 書」(京都女子大所蔵マイクロフィルム)。前掲、大津淳一郎「大日本憲政史」第四卷、七四五頁や井上馨侯伝記編纂会編『世外井上公伝』第四卷(同会、一九三五年)五五六―五五七頁は、板垣が内務大臣のポストを要求して、伊藤内閣と自由党の提携が成立しなかったとしている。初期議会期の政治史研究として評価の高い、坂野潤治『明治憲法体制の確立』(東京大学出版会、一九七一年)も、それらを踏襲している(一五二頁)。しかし自由党は内相のポストも要求したのであるが、基本的態度は次官でもよいとする伊藤内閣への宥和姿勢であった。
- (3) 利光鶴松『利光鶴松翁手記』(小田急電鉄、一九五七年)二九一―二九三頁。
- (4) 山県有朋宛芳川顕正書翰、一八九八年四月一六日、「山県有朋文書」。
- (5) 伊藤博文・井上馨宛伊東巳代治書翰、一八九八年一月七日、伊藤博文宛伊東巳代治書翰、一八九八年一月九日、伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』第二卷(瑞書房、一九七四年)三八一―三八二頁。
- (6) 山県有朋宛芳川顕正書翰、一八九八年(一)月八日、「山県有朋文書」。
- (7) 同右。
- (8) 春歌公追会『伊藤博文伝』下巻(統正社、一九四〇年)三五三頁。
- (9) 『国民新聞』一八九八年三月六日。
- (10) 「単独の多数」(党論)『自由党党報』第一五一号、一八九八年二月二五日。
- (11) 衆議院・参議院『議会制度百年史(院内会派編・衆議院の部)』(同上、一九九〇年)八三頁。この選挙では、三〇〇議席のうち、過半数以上の一六二議席を新人が占めた。また新人の当選率が四四・三%と、これまでで最も高くなったことが特色である(川人貞史『日本の政党政治』東京大学出版会、一九九二年、八三頁)。新人が進出し代

(日清戦後の自由党の改革と星亨(伊藤))

議士の交代が進んだことは、自由党が地方団の連合団体的に構造変化していくことを促進した。

- (12) 山県有朋宛桂太郎書翰、一八九八年三月二五日、「山県有朋文書」。
- (13) 山県有朋宛芳川顕正書翰、一八九八年四月一六日、「山県有朋文書」。
- (14) 山県有朋宛桂太郎書翰、一八九八年四月一七日、「山県有朋文書」。なお、前掲『伊藤博文伝』下巻では史料をあげずに四月一六日を伊藤首相の板垣への入閣拒否の日としている(三五四頁)。
- (15) 『大阪朝日新聞』一八九八年四月九日、『自由党党報』第一五六号、一八九八年五月一五日。
- (16) 注(13)に同じ。第三次伊藤内閣と自由党の提携が成功しなかったことで、一八九八年一月以降、林や板垣の自由党内の地位は、次のようにさらに低下した。「昨来自由党内の形勢を相探り候に、重なる黨員は非常に板伯、林等の不甲斐なきを憤り、隨て閣下(伊藤博文)に対する悪感勃発致し迎も好意的に相纏まり候見込不相立、結局林は引責退身党内は如何様の態度を取り候やも難計、板伯も苦悶罷在候補様に御座候」(伊藤博文宛伊東巳代治書翰、一八九八年一月九日、前掲、『伊藤文書』第二卷、三八二頁)。
- (17) 注(13)に同じ。
- (18) 注(13)に同じ。
- (19) 注(13)に同じ。桂陸相も山県に、「(板垣の入閣を)断然聞届難キノ返答ハ今後ノ形勢ヲ一変セシムルノ良薬ト相考申候」(山県有朋宛桂太郎書翰、一八九八年四月一七日、「山県有朋文書」と、自由党の提携交渉不成立を喜ぶ気持を伝えている。提携交渉断絶後、伊藤首相・井上蔵相・桂陸相や芳川内相に会見した情報通の朝比奈知泉も、統制の弱い自由党の狼官熱への警戒を、山県に次のように示している。「林ト巳代治トハ板垣さへ入閣スレバ当分其余之もの、就官等ハ自由党一切望まず杯申候へ共、是レハ甚々浅見ニ有之、党中関東組、松田正久等九州組等様々之種類有之、迎も狼官を抑え切り候訳ニハま

- いるまじく、是点二付てハ已代治之見違疑ふべからず」(山県有朋宛 朝比奈知泉書翰、一八九八年四月三〇日、「山県有朋文書」)。
- (20) 山県有朋宛桂太郎書翰、一八九八年四月二七日、「山県有朋文書」。
- (21) 『自由党党報』第一五六号、一八九八年五月一五日。
- (22) 「龍野周一郎日記」一八九一年六月二十四日、一八九八年三月四日。「龍野周一郎関係文書」、国立国会図書館憲政資料室寄託。龍野はこの間に二三種類の日記を残し、それぞれ表題は異なるが、ここでは便宜上「龍野周一郎日記」とした。
- (23) 龍野周一郎「卅一年三月五日より七月一日迄日記」一八九八年四月一八日。
- (24) 同右、一八九八年四月一八日、一九日、二九日、三〇日、五月二日。
- (25) 同右、一八九八年五月三日。
- (26) 同右、一八九八年五月四日。龍野は関東自由会の利光とも協力の約束ができていたが、利光が違約したという。
- (27) 同右。龍野は五月四日の委員会の前にも九州自由倶楽部で「政友」数名と会見している。政務委員選における杉田への九州・中国の二票はこの成果であらう。
- (28) 同右、一八九八年五月五日。『自由党党報』第一五六号、一八九八年五月一五日。遠山茂樹・安達淑子『近代日本政治史必携』(岩波書店、一九六一年)では、選出された政務委員として、中島・松田・杉田・江原の四人のみ記し(一四四頁)、片岡が抜けている。
- (29) 『時事新報』一八九八年五月七日。
- (30) 龍野周一郎「卅一年三月五日より七月一日迄日記」一八九八年五月七日、九日、一〇日、一二日、一九日、二二日。
- (31) 『大阪朝日新聞』一八九八年一月二五日、二九日、四月一〇日、五月五日。
- (32) 龍野周一郎「卅一年三月五日より七月一日迄日記」一八九八年五月九日、一二日、一三日、一四日、一九日、二二日。
- (33) 拙稿「立憲政友会創立期の議会」(内田健三・金原左門・古屋哲夫編『日本議会史録』第一巻、第一法規出版社、一九九一年)。第三次伊藤内閣が選挙法改正案を提出した第二二議会の頃には、商工業者は未だその問題に強い関心をもっていなかったと、関東自由会の利光鶴松は回想している(利光鶴松『利光鶴松翁手記』小田急電鉄、一九五七年、四〇二頁)。
- (34) 山県有朋宛平田東助書翰、一八九八年六月三日。黒田・松方の態度については、山県有朋宛芳川顕正書翰、一八九八年五月一七日で判明する。いずれも「山県有朋文書」。
- (35) 「改正之箇条ハ殆ど普通選挙之結果ニ齊く御帰京を得て委細可申奉存候、此法にして行ハレ候上ハ政党政治ハ到底難禦、政府は一大政党ニ依て立ツ外無之、即チ政党内閣ト為す之外無之候、如斯くして朝ニ一濠を埋め夕ニ一郭を毀ち行くハ其意果て何辺ニ在るへきや、疑更ニ解く能ハス候」(山県有朋宛平田東助書翰、一八九八年五月一八日、「山県有朋文書」)。「選挙法は今日衆議院ニ於て定めて大多数を以て通過致候筈、愈々上院之戦期近き参候、明日は檄文を配布候心得にて手配仕居候」(同前、一八九八年六月三日、「山県有朋文書」)。
- (36) 龍野周一郎「卅一年三月五日より七月一日迄日記」一八九八年五月九日、一一日、一二日、一五日、一八日。『自由党党報』第一五七号、一八九八年五月二九日。
- (37) 注(33)に同じ。
- (38) 注(33)に同じ。
- (39) 前掲、坂野潤治『明治憲法体制の確立』一五七―一六九頁。
- (40) 龍野周一郎「卅一年三月五日より七月一日迄日記」一八九八年五月二七日、六月一日、五日、六日。
- (41) 『東京日日新聞』一八九八年五月三一日。
- (42) 『大阪朝日新聞』一八九八年六月一日、一二日、一四日、一五
- (43) 前掲、大津淳一郎『大日本憲政史』第四巻、七八九―七九四頁。

「憲政党勃興の始末」(『憲政党党報』第一号、一八九八年八月五日)。
 (44) 龍野周一郎「卅一年三月五日より七月一日迄日記」一八九八年六月八日。

(45) 前掲、利光鶴松『利光鶴松翁手記』三三三―三三四頁。

(46) 前掲、「憲政党勃興の始末」。

(47) 『大阪朝日新聞』一八九八年六月二五日。

(48) 注(43)に同じ。

(49) 龍野周一郎「卅一年三月五日より七月一日迄日記」一八九八年六月二三日。

第六章 隈板内閣と旧自由党系

1、隈板内閣の成立

自由党と進歩党の合同した憲政党が次の総選挙で圧勝することは明らかであった。後述するように伊藤首相は新党を組織して自由・進歩両党に対抗しようとしたが、山県有朋の他、黒田清隆・松方正義ら薩派の元老にも反対されたこともあり、その試みは成功しなかった。伊藤首相が辞意を元老らに洩らすと、六月二四日、天皇は伊藤・黒田・山県・西郷従道・井上馨・大山巖ら元老を召して、政局の善後策を相談させた(松方は兵庫県御影の別宅より帰京できず、列席せず^①)。

伊藤首相はその御前会議で、次の伊藤の井上宛書翰にみられるように、憲政党の大隈・板垣に政権を担当させるか、元老中の誰かが

日清戦後の自由党の改革と星亨(伊藤)

政権を担当する他はないと述べ、何れにも決しなかったが辞表を提出した。会議の後、天皇は、伊藤に自由党のみに政権を担当させることはできないかと相談し、伊藤から無理であるとたしなめられた。このように、天皇は大隈や進歩党に強い不信感を有しており、これが後に旧自由党系の隈板内閣倒閣の策動に有利に働くことになる(2節で示す)。

昨日御会議之席ニ於テ縷々陳上仕候通り、大隈・板垣兩人ヲ御採用相成候乎、又ハ元老之中ニ而大任ニ膺リ候乎之一ニ被為決候外無之ト極言仕候得共、何レモ不決為メニ最早致方無之候故、未定之儘ニ辞表捧呈仕候次第二有之候。其後再応被為召候故、拜謁仕候処、自由党ノミヲ用ユル訳ニハ行レヌ乎トノ御沙汰ニ付、合同ノ今日ニ相成難被行ト奉答仕り、隈板兩人ニ相話候外無之段上奏仕候^②。

翌二五日、伊藤は大隈と板垣を官邸に招き、後継内閣の担当者として二人を天皇に推薦したことを告げ、天皇の命があれば組閣するように勧めた。こうして二七日天皇から大隈重信(旧進歩党)と板垣退助(旧自由党)に組閣の命があり、六月三〇日第一次大隈内閣が成立した^③。この内閣は陸・海軍大臣以外のすべての閣僚を憲政党员から採用した日本で最初の政党内閣で一般に隈板内閣と呼ばれている。

閣員は旧進歩党系が、大隈重信首相兼外相(旧立憲改進黨系)・大東義徳法相(旧立憲革新党系)・尾崎行雄文相(旧改進黨系)・大石

正己農商務相(旧改進黨系)の四人で、旧自由党系の板垣退助内相(土佐派)・松田正久蔵相(九州自由俱樂部)・林有造通相(土佐派)の三人に比べ多数を占めた。また閣員は旧進歩党系でも大隈が党首格であった旧改進黨系が主流で、旧自由党系は土佐派が中心となった。

大隈と板垣のどちらが首相になるかは、板垣が儀式典礼に通じていないという理由で内相を選んだため、大きな問題とならなかった。⁽⁴⁾問題は当面大隈が兼任することになった外相のポストである。

旧自由党系は、旧進歩党系が一人閣僚を多く出しているの、「外務ハ自由党ニ譲ルノ内約ニシテ首相ノ兼撰トシ置キタルナリ」と理解した。⁽⁵⁾組閣直後に旧自由党系で外相の噂にのぼったのは、駐米公使の星亨(関東自由会)と、土佐派と関係が深い伊東巳代治である。⁽⁶⁾

板垣は組閣の過程で、竹内綱を使者として伊東に外相になることを求めたが、伊東は私に任官の可否を言えないと積極的に応じなかった。また板垣は伊藤首相に伊東を外相にすることを申し出たが、大隈からは伊藤首相に何の話もないので、伊藤首相は板垣だけの話として、そのままにしておいた。⁽⁷⁾このように板垣は星の入閣を積極的に推進する気がなかった。おそらく板垣は、約半年前の一八九七年一月に松田と組んで松方内閣と提携しようとした星(第三章3節)に、強い警戒心をもっていたのであろう。板垣は林・伊東と自らも含め三人の閣僚を土佐派とその支持者から出すことで、土佐派の没落を止めようとしたのである。一方、星と犬猿の仲である大隈

は、板垣―土佐派と星―関東派という自由党内の対立を利用して、外相を大隈兼任のまま空席にしておき、旧進歩党系四名対旧自由党系三名という閣僚数の差で閣議をリードするか、あわよくば旧進歩党系で外相ポストも占めようとしたのであろう。九月一日に、尾崎と並び閣僚クラスの実力者である鳩山和夫(旧改進黨系)を外務次官としたのは、その両方の可能性に対応できることをねらったことであつたと思われる。

ところで大隈内閣は、発足時から政策的に大きな矛盾を抱えていた。それは地租増徴反対を唱えた憲政党を与党として内閣が形成されたが、地租増徴の要因となった陸・海軍費の削減をすることで増税を避ける見通しがあるわけではなかった。桂太郎陸相と西郷従道海相は勅命で留任しており、その条件は軍備拡張計画を既定方針通り実施することであつた。⁽⁸⁾松田蔵相は組閣直後から、地租増徴を避け、酒税増加やそれでも不足するなら砂糖消費税を新設するなど間接税の増税で対応することを述べていた。⁽⁹⁾その方向は一〇月末段階で大隈内閣の方針となり、酒造税増加・葉煙草専売価格引上げ・砂糖消費税などの導入が第一三議會へむけて計画された。これは地主を中心とした農民層の負担を避け、商工業者やとりわけ細民層に負担を強いる方針であつた。⁽¹⁰⁾しかし第九議會に於て、軍拡を含んだ日清戦後経営予算を、政党側も大枠において承認したのであり、その推進は、大陸膨張主義を強めた日本国民の多くの原則的な主張となつていた。⁽¹¹⁾この段階になると、進歩党系に好意的であつた『大阪

朝日新聞』でさえ、次のように地租増徴の必要性を論ずるようになった。

吾人が新内閣に望む所のものは是等無方針の方針にあらずして、財政の基礎を永遠に確立すべきに在り、而して財政の基礎を永遠に確立し歳入を増して歳出に一致せしめんと欲せば、到底酒税増加と併行して地租増徴を行はざるべからざるは前日論ずる所の如し。¹³⁾

このような空気を反映して、憲政党内にも地租増徴に賛成する者が増大してきた。地租増徴論を主張する『大阪朝日新聞』の記事として割引きが必要であるが、一〇月中旬の状況は次のようであるといふ。

地租増徴の論昨今憲政党一派の間に揚りつゝ、あるは事実なり、既に屢次報ぜし如く、旧改進黨にては田口卯吉・島田三郎諸氏、旧薩派にては長谷場純孝氏等、旧自由党にては江原素六氏等齊しく増徴の是なるを説きて止まず、之に加ふるに星亨氏を中心とせる関東倶楽部は其の決議を以て松田蔵相に交渉しつゝ、あり、近畿・中国派も亦地価修正を質として地租増徴に傾かんとするの色を示せり。¹⁴⁾

憲政党内閣が持続すれば、地租増徴賛成派が増加し、それをめぐって憲政党が大きな混乱を生ずる可能性があったといえる。

また地租増徴問題ほどではないが、鉄道国有をめぐる憲政党内の政策対立も醸成されつつあった。幹線鉄道国有の意見は第一二議會

日清戦後の自由党の改革と星亨(伊藤)

前の一八九八年春から板垣退助・林有造・竹内綱・大江卓ら自由党土佐派の中心人物や井上角五郎(広島県選出代議士、無所属)・兩宮敬次郎(実業家)ら鉄道経営に関係した者により声高に唱えられ始めた。板垣は、不況下の経済界を救済するため鉄道国有を外債を發行して行い、外資を輸入することが必要と論じた(五月三日、関東自由会大会)。五月三十一日、東京商業會議所は鉄道国有を求める建議を政府と貴衆兩院に提出した。その内容は、産業発展のために交通機関を発達させること、額面二億円の外債を發行して買取資金とすれば、同時に外国から豊富な産業資金を得られることを中心的な理由として掲げていた。自由党は六月三日の代議士總會(板垣はじめ五〇余名出席)で鉄道国有建議案の提出を決めたが、地租増徴問題による解散のため建議案は提出されなかった。¹⁵⁾

大隈内閣の成立により、林有造は鉄道を監督する通信大臣に就任したので、七月下旬から逋信省は鉄道国有の調査を始めた。鉄道国有には板垣内相の他、国防上の観点から桂太郎陸相・西郷従道海相も賛成であるといふ。¹⁶⁾ さらに一〇月になると大隈内閣倒閣を目指す、旧自由党系の関東倶楽部(2節)も鉄道国有に関する調査を始めた。これに対し、大隈首相は年来の鉄道私有論者であり、また政府は行政・財政の整理や一三議會に提出する諸議案の調査、条約実施の準備など多くの仕事をもっていること等を理由に、鉄道国有に反対の意向を有していた。¹⁷⁾

鉄道国有は、次の第二次山県内閣と憲政党(旧自由党系)の提携

条件の一つとなり、第一三議会に憲政党・国民協会らにより鉄道国有建議案が提出され、憲政本党(旧進歩党系)は反対したが可決された。¹⁸⁾以上のことから、憲政党内閣が継続すれば、鉄道国有問題をめぐっても憲政党内閣が激化する可能性があった。

しかし実際は、地租増徴問題や鉄道国有問題による憲政党内の政策対立が激しくなる前に、内閣は憲政党内の旧進歩党系と旧自由党系の権力抗争のため自壊していった。本章では以下において、従来十分にとらえられてこなかった旧自由党系の権力構造と諸勢力の関係をふまえて、権力抗争の実態を示したい。

第一次大隈内閣に山県や山県系官僚は敵対的であり、政党内閣成立が決まると平田東助枢密院書記官長を中心に貴族院勢力をまとめる動きが始まり、一〇月初めには貴族院の過半数を占め、倒閣の準備が整っていたことは、すでに指摘されている。¹⁹⁾注目すべきは、薩派の元老中で、従来より保守的で山県と親しい黒田清隆のみならず、かつて進歩党と提携して組閣した松方正義まで、次のように山県宛の書翰で、伊藤博文の政党結成に反対であり、政党内閣の形成を嫌っていることを示したことがある。

〔山県有朋が〕御示之如く今日我国政党内閣之端緒ヲ開き候如き之挙動ニ至り而ハ拙老杯は甚難解事と窃ニ憂慮罷在、不得止黒田伯田之返答書ニは拙意充分ニ申遣置候次第御座候。然ルニ閣下之御書面拝見仕大ニ安心罷在候。²⁰⁾

松方は第二次松方内閣を組織し、進歩党と提携して新聞紙条例の

改正などの政治改革を進め、保守派の山県系官僚と対立したが、その努力にもかかわらず進歩党との提携が断絶し内閣が倒れると(別稿に譲りたい)、政党に強い不信任感を有するようになったと推定される。

七月に入ると大隈内閣への対応策が、黒田枢密院議長や松方・山県の間で話された。²¹⁾また七月末に黒田は、山県系官僚を中心とした倒閣の策動に共鳴を覚え、天皇も同じ気持ちであろうことを、次のように松方に書き送っている。

陛下ニ於テ如何之 叡慮、恐れ多くも目下深く倒閣之勢ヲ察し玉ヒ、御挽回之御所決、必ず被為在玉ハ、神策ヲそ講セサセ玉ハシム、今日之事態、実ニ幾んど、恰も元弘、建武之昔日ヲ想起サシム、誠ニ痛嘆俯仰之至ニ不堪候。²²⁾

すでに六月二十九日に天皇に拝謁した松方は、「聖上の憂色斯くの如く深かりしは、未だ曾て拝したてまつりしことなし」と、天皇の政党内閣(大隈内閣)への不安を感じていた。²³⁾

このように山県や山県系官僚のみならず、黒田・松方ら薩派と明治天皇までもが、大隈内閣を批判的にみており、この内閣の境遇には厳しいものがあつた。藩閥勢力で内閣に中立的であつたのは、大隈・板垣を政権担当者として天皇に推薦した伊藤博文と伊藤系の若干の人々ぐらいであつたと推定される。

また大隈内閣に対し、元來進歩党に好意的であつた『大阪朝日新聞』さえ、政党内閣(「責任内閣」)ができたことと伊藤の決断を評

働したが、松田正久の蔵相、大東義徹の法相など情実的任命であり、このようなことを続けていると次の議会まで内閣はもたないであろうと、論評した⁽²⁴⁾。大隈内閣は新聞すら十分な味方にする事ができずにスタートしたのであった。

その上大隈内閣を支える憲政党は短期間に結成されたため旧進歩党と旧自由党のあいだに十分な政策の合意がなされていない。たとえば憲政党の綱領は、(一)皇室の奉戴と憲法の擁護、(二)政党内閣の樹立、(三)自治制の発達、(四)国権の保全と通商貿易の拡張、(五)財政の基礎の強化と歳計の権衡の保持、(六)産業振作、(七)陸海軍は国勢に応じた適度の設備、(八)運輸・交通機関の速成完備、(九)教育の普及と実業の奨励⁽²⁵⁾を唱えていたが、統一された方向は示していない。つまり日清戦後、両党の方針は、政党の政治参加の拡大、産業振興・軍備充実という点では共通していた。しかし進歩党は自由党よりも財政全体のバランスを重視するので、多額の公債を伴う軍備充実や鉄道・港湾などの公共事業に消極的であった⁽²⁶⁾。憲政党の綱領は、進歩党系の主張(五)と、自由党系の主張(八)を並記し、共通の要求を列挙したものであった。これも、憲政党内閣が継続するなら、鉄道国有問題など財政が絡む問題での対立を引き起こす可能性があった。

次に憲政党の組織を検討してみよう。憲政党の本部役員は、大会で選挙し「本党一切ノ党務ヲ総理ス」る総務委員四名、同じく大会で選挙し「本党重大ノ事件ヲ評決ス」る評議員三〇名、総務委員が選任し「党務ヲ担当ス」る幹事五名等からなっていた⁽²⁷⁾。これは総理

の地位が欠けているものの、党の統制を重視する自由党が、初期議会以来基本的にとってきた組織形態である⁽²⁸⁾。しかし進歩党も第二次松方内閣の与党となった際、党の統制を強め党と内閣との連絡を密にするため、一八九六年一月に総務委員を設置しており、異和感はなかった模様である。それよりも、二大政党が合同して総理が定められないような党の統一のなさが問題であった。

党大会は、代議士・前代議士と各府県選出代議員(一府県四名)で組織することになった。これも、代議士中心となった自由・進歩両党がとってきた形態であった。

旧両党系の最有力者である大隈・板垣は、大会を機に入党したが党役員につかなかった。党役員には、総務委員が、大東義徹(進)・尾崎行雄(進)・松田正久(自)・林有造(自)が大会で選挙を省き指名され、幹事が、箕浦勝人(進)・竹内正志(進)・栗原亮一(自)・伊藤大八(自)・降旗元太郎(山下俱樂部)が総務委員により選ばれた。評議員は、八月に総選挙を控えているため、次の大会で選挙することになっていった(実際は憲政党の分裂で大会は開かれず)。憲政党の役員人選の特色は、閣僚の人選と同様に、旧進歩党系と旧自由党系の均衡を重視していることである。

地方組織は、自由党に比べ進歩党は改進黨以来弱体であった。すなわち、自由党は一八九三年一月段階で三府三五県に支部を設置していたが、改進黨支部は一八九四年五月段階で八県に一二ヶ所にすぎず⁽²⁹⁾、九六年三月の進歩党結党式当日には六県七ヶ所に減少して

いる。その後、約一年で支部は増加したが、合計一七県に一九支部(その他二つの党事務所、八つの通信所)となったにすぎなかった⁽³⁰⁾。自由党では地方団が発達し、一八九三年二月までに、関東自由会・東北会・東海十一州会・関西会(近畿・中国・四国)・北信八州会・九州自由会と、沖縄と北海道を除き日本全土をカバーする六地方団が成立した。その後、関西会が近畿・中国・四国の三つに分離し、九八年五月までに八地方団となった(第五章)。進歩党では、最初の地方団として九六年七月に東北同志会が、九七年二月に関左会(関東)が結成された程度である⁽³¹⁾。このように改進黨・進歩党の地方組織が自由党に比べ発達していない理由は、改進黨・進歩党が大隈の個人人気に負うところが多い政党であり、大隈自身も政党からの束縛を嫌い、自由党の板垣ほど政党の地方組織の充実を重視しなかつたからである。

憲政党ができる、一八九八年七月を中心に、判明するだけでも三七道府県三九ヶ所の支部が設立された(他に二つの出張所)(第5表)。地方団も、七月上旬までに、東北会・関東俱樂部・北信八州会が活動を始め、九月末までに、上記三団体に加えて中国会・東海十一州会・近畿会の三団体等が運動を行っていた。すなわち、憲政党の地方組織は地方組織が充実していた旧自由党系に影響される形で形成されたといえる。

形式は整ったが統一の弱い憲政党の内部対立を増大させた第一のものは、一八九八年八月一〇日に実施された第六回総選挙である。

第5表 憲政党支部の設立年月日

憲政党支部	設立年月日	福 岡	〃	7月15日	南 信	〃	7月
東 京	1898年 6月23日	岐 阜	〃	7月16日	兵 庫	〃	7月
静 岡	〃 6月26日	三 河	〃	7月17日	香 川	〃	7月
埼 玉	〃 7月3日	愛 知	〃	7月17日	徳 島	〃	7月
大 和	〃 7月3日	広 島	〃	7月17日	高 知	〃	7月
高 知	〃 7月4日	多 摩	〃	7月20日	熊 本	〃	7月
秋 田	〃 7月6日	福 井	〃	7月22日	愛 媛	〃	8月 1日
神 奈 川	〃 7月9日	長 崎	※	7月22日	札 幌	〃	8月24日
富 山	〃 7月9日	岩 手	〃	7月24日	鹿 児 島	〃	8月25日
大 阪	※	石 川	〃	7月24日	京 都	〃	9月29日
山 形	〃 7月10日	飛 騨	〃	7月26日	憲政党出張所		設立年月日
福 島	〃 7月10日	大 分	〃	7月30日	藤 枝	〃	7月
千 葉	〃 7月13日	茨 城	〃	7月31日	掛 川	〃	7月
滋 賀	〃 7月15日	群 馬	〃	7月31日			
新 潟	〃 7月15日	山 梨	〃	7月			

(備考) 1. 史料は『憲政党報』第2号(1898. 8. 20)～同第6号(1898. 10. 20)。※は『大阪朝日新聞』1898年7月10日、7月18日。

2. 設立日の記入していないものは未詳のもの。

旧自由党出身の党幹事が就官（第6表）したため、七月二六日龍野周一郎と共に幹事となった利光鶴松は、この選挙の枢機に関するようになる。

彼によると、まず憲政党の公認候補をめぐって旧進歩党と、旧自由党の間で対立が生じた。党本部では地租増徴案に反対した代議士はすべて公認し再選させる方針をとったが、旧進歩党系より途中で地価修正案に賛成するなど、「面白カラザル行動」を取った者は公認しない動議が出された。これを認めると、旧進歩党系は一〇名内外の者が公認されないのに対し、旧自由党系は半数近い前代議士の再選権を失うので、旧自由党側は旧進歩党側の党略として、党役員間で激しい議論が生じた。この動議は可とも否とも決定されず自然消滅となった。

また自由党関東派（関東自由会）のリーダーである星亨は、駐米公使となり自由党を脱党したままになっていたが、その星を栃木県で公認候補として立候補を認めるか否かも、旧自由党側と旧進歩党側の対立を引きおこした。結局選挙は旧進歩党の野沢武之助と星の競争となり、星が当選した。選挙における旧進歩と旧自由の対立は、「各県到る所ニ勃興シ、結局ハ実力解決ニ帰着シ、合同シテ一党トナリタルニ拘ハラズ、自由党ト改進黨（進歩党—伊藤注）ハ各地方ニ於テ盛ニ選挙ヲ競争シタリ」³⁶。選挙における旧両党系の対立は、七月末になると新聞でも公然と報道されるまでになり、元来進歩党に好意的であった『大阪朝日新聞』さえ、憲政党内閣が主義方針を選挙

日清戦後の自由党の改革と星亨（伊藤）

に際し明らかにしないまま、憲政党が同志討の泥試合を演じていることに、組閣時以上の失望感を表すに至った。³⁸

結局「この選挙の」終リニハ別々ニ選挙事務所ヲ設クル事トナリタリ、改進黨（旧進歩党）ハ武富書記官長ノ官邸ヲ秘密事務所トシ、自由党ハ日吉町ニ秘密事務所ヲ置キタリ、本部ニハ只相手方ヲゴマカス為メニ時々顔ヲ出ス迄ナリ³⁹」と、憲政党内に秘密に旧進歩党系と旧自由党系の別の機関ができるまでになった。

選挙の結果は、旧進歩・旧自由両党に対し中立的である『国民新聞』によると、憲政党二五五名、国民協会二〇名、無所属二五名であった。憲政党中旧進歩党系は一〇三名、旧自由党系は九六名、その他五六名である。憲政党が予想通り圧勝し、なかでも旧進歩党系が少し増加した。藩閥支持の国民協会は衰退した。『時事新報』・『日本』・『毎日新聞』の集計も同様の傾向である。⁴⁰

この選挙における自由党の伸び悩みを、利光は、「此選挙ニ於テ改進黨（旧進歩党）ハ軍備豊富ナリシモ、自由党ハ軍資甚ク乏シク」と選挙資金の問題に帰して回想している。⁴¹しかし旧自由党系は、板垣内相・鈴木充美次官はじめ知事に至るまで、選挙に関係する内務省の重要ポストを、旧進歩党系に比べはるかに多くおさえており（第6表）、問題を選挙資金のハンディのみに帰すことはできない。おそらく、地租増徴が大きな問題となるなかで、地租増徴を実施しようとする伊藤内閣との提携姿勢を最終段階まで完全には捨て去らなかつた人物の多い旧自由党系に比べ、旧進歩党系が、有権者の中心

第6表 憲政党内閣下の党員就管者（大臣を除く）

役 職	党派	氏 名	就官年月日	参 考
内閣				
内閣書記官長 ①	●	武富 時敏	1898. 7/7	
法制局長官兼恩給局長 ①	●	神鞭 知常	7/27	
総理大臣秘書官 ?	●	大石 熊吉	7/?	
外務省				
次 官 ①	●	鳩山 和夫	9/13	
参事官 ②	●	志賀 重昂	7/13	
政務局長 ②	●	早川 鉄治	10/29	
通商局長 ②	○	重岡薫五郎	7/13	
内務省				
次 官 ②	○	鈴木 充美	7/4	
県治局長 ②	○	山下千代雄	7/16	
警保局長 ②	○	小倉 久	7/5	
北海道局長 ②	○	中島又五郎	7/16	
秘書官 ③	○	斎藤 珪次	7/2	
警視總監 ②	○	西山 志澄	7/16	
北海道庁長官 ①	○	杉田 定一	7/16	
北海道事務官 ②	○	堀内 賢郎	7/16	
東京府知事 ②	●	肥塚 龍	7/16	
大阪府知事 ②	○	菊池 侃二	7/16	
富山県知事 ②	●	金尾 稜巖	8/3	
静岡県知事 ②	○	加藤平四郎	7/16	
長野県知事 ②	○	園山 勇	7/16	
石川県知事 ②	○	志波三九郎	7/16	
高知県知事 ②	○	谷川 尚忠	7/28	
栃木県知事 ②	●	萩野 左門	8/9	
群馬県知事 ②	○	草刈 親明	7/28	
香川県知事 ②	☆	小野 隆助	7/28	旧山下俱樂部。
大蔵省				
次 官 ②	☆	添田 寿一	7/5	7/7憲政党入党※。元大蔵官僚。
参事官兼監督局長 ②	○	栗原 亮一	7/7	前憲政党幹事
秘書官 ③	○	桜井 駿	7/7	
司法省				
次 官 ②	●	山田喜之助	7/5	9/2 辞任。
②	●	中村 弥六	9/2	
秘書官 ⑥	●?	宮脇 剛三	7/5	
文部省				
次 官 ②	☆	柏田 盛文	7/5	旧同志俱樂部。
参事官 ②	●	高田 早苗	7/13	
秘書官 ⑤	●?	中村 弼	7/5	
農商務省				
次 官 ②	●	柴 四朗	7/5	
農務局長 ②	●	菊池 九郎	9/8	
水産局長 ②	●	竹内 正志	9/8	前憲政党幹事
参事官兼山林局長 ②	☆	佐々木正蔵	7/5	旧山下俱樂部。
秘書官 ⑤	●?	対馬健之助	7/15	
通信省				
次 官 ②	●	箕浦 勝人	7/5	前憲政党幹事
参事官兼鉄道局長 ②	○	伊藤 大八	7/13	同上
秘書官 ?	○	松本 剛吉	7/?	

(備考) 1. 史料は、『官報』4502号(1898年7月4日)~『同』4602号(1898年10月31日),『憲政党報』第2号(1898. 8. 20),『同』第4号(1898. 9. 20)。

※『大阪朝日新聞』1898年7月7日。

2. ○は旧自由党系、●は旧進歩党系、☆はその他。

3. 参事官は、1898年10月23日発表の官制改正で参与官となる

4. 高等官1等は①、2等は②などと略記した。

である地主層から好意的にみられたのであろう。⁽⁴²⁾ 地主層は日清戦後の産業革命の展開に伴い、商工業への投資を増加しつつあり、公共事業など積極政策への期待を増していたと思われる。しかし、政党が党の政策として全面的・体系的に積極政策を提示しないこの段階においては、地主層には地租増徴による負担のみが意識されただけである。地租増徴支持の国民協会が野党としての選挙で衰退したこともそれを傍証する。旧進歩党系と対抗を続けている旧自由党系幹部は、この選挙で伸び悩んだことで、藩閥勢力や地租増徴に対する支持をめぐっていつまでも曖昧な態度でいられないことを自覚したはずである。

第二に、猟官と就官の問題も憲政党内閣の基盤を崩り崩していった。高等官一等〜二等クラス（秘書官のみ三〜六等）の高級官僚への憲政黨員の就官は、七月中に大半が終了し、倒閣までに延べ四二人に及んだ⁽⁴³⁾。鳩山和夫が外務次官に就任して以後実質的に就官がとだえた九月一三日までの就官の特色は、一つに旧自由党系一九名、旧進歩党系一七名（延べ一八名）、旧山下俱樂部・旧同志俱樂部系やその他四名と、旧自由・旧進歩党系が中心で、旧自由党系が旧進歩党系を数の上で若干上まわっていること、二つに、旧進歩党系は、内閣書記官長・法制局長官・次官・東京府知事などの高級ポスト七（延べ八）つをおさえたのに対し、旧自由党系の高級ポストは内務次官と北海道庁長官の二つ位であるが、それ以外にも県治局長・警保局長・警視總監や各県知事など内務省ポストをおさえ、

日清戦後の自由党の改革と星亨（伊藤）

選挙地盤である地方への影響力の拡大をねらったこと、三つに、各省の就官者は旧進歩・旧自由のそれぞれの閣僚が就任している省に多いことである（旧自由党系の内務省に対し、旧進歩党系の外務省・司法省・農商務省）。このことは憲政党内閣と党との関係が旧進歩党系と旧自由党系の別系統でなされる傾向を助長した。

たとえば旧自由党出身で党幹事となった龍野周一郎は、日記に記された限り、第一次大隈内閣期に、板垣内相または内務省・内相官邸を三七回、松田蔵相または大蔵省・蔵相官邸を二七回、林逋相または逋信省・逋相官邸を一五回訪れたのに対し、旧進歩党系閣僚・省・大臣官邸は、尾崎文相を党本部に一回、大東法相を官邸に一回、首相官邸を一回（党大会準備の協議）訪れたにとどまった。⁽⁴⁴⁾

しかし就官の最大の問題は、憲政黨員で就官できなかった多数者の憲政党内閣への不満である。八月末から就官を求める運動は拡大し、内閣を内部から崩壊させる大きな背景的要因となつていった。⁽⁴⁵⁾ 八月末は、七月に知事・秘書官クラスまでの就官が一段落し、九月上旬〜中旬に三つの局長ポストが新たに補充され（第6表）、現状では就官の見通しがあまりなくなつた時期であつた。

2、星亨の帰国と内閣倒壊への道

駐米公使の星は遅くとも一八九八年七月一〇日には米国より帰国する決意をしており、七月二〇日ワシントンを発し八月一五日横浜に上陸した。星の帰国に最も当惑したのは大隈首相兼外相で、彼は

星を米国へ追い返せと、公使の辞表受理を拒んだ。星の正式な
 辞任は一ヶ月後の九月一三日であつた。⁽⁴⁶⁾

星が帰国した頃の憲政党は、総選挙で旧進歩党系と旧自由党系の
 対立が激しくなり、また就官していない多くの黨員が、就官欲求を
 つのらせ始めていた(前節)。大隈首相は板垣内相に星を入閣させる
 と内閣を破壊すると説き、松田蔵相・林通相や他の在官者も大隈の
 言に乗せられ星を嫌忌していたという。星直系の利光鶴松は以下の
 ように回想している。

改進黨(旧進歩党)ハ星氏ノ帰朝ヲ嫌忌スル事最モ深シ、且ツ大隈
 伯ハ兼テヨリ板垣伯ヲ説キ、星氏ヲ外務大臣トナストキハ内閣
 破壊ノ恐レアリ、折角藩閥ヲ倒シテ政党内閣ヲ造リタルニ、之レ
 ヲ破壊サレテ再ビ薩長ノ人士ニ政權ヲ奪ハルル事アリテハ政党内閣
 為メ実ニ遺憾ナリト吹キ込ミ、板垣伯モ之レニ動カサレ、星氏ハ
 必ズ内閣ノ破壊者タルベシト信ジ居タリ、蓋シ板垣伯ノ此信念ハ
 松田・林其他自由党出身ノ在官者ハ皆悉ク之レニ同感ナリシモノ
 ノ如シ⁽⁴⁷⁾

西山志澄警視總監(旧自由党・土佐派)らが、九月一八日付で大隈
 首相に提出した、次のような「政党偵察報告書」は、星系の関東
 倶楽部を批判しており、大隈と板垣・林ら土佐派の連携がこの時期
 まであつたことを確認させる。

旧進歩派・自由ノ兩派其他ヲ打シテ一丸ト為シタル今日ニ在リテハ、各派互ニ相背馳スル事ナク俱ニ同一ノ方向ニ進マザルベカラ

サルニ、関東ニ於ケル自由派ハ事茲ニ出テズ、更ニ関東倶楽部ト
 称スル団体ヲ組織シ他派ノ入団ヲ許サザルカ如キ⁽⁴⁸⁾
 関東倶楽部は、自由党の関東自由会(略して関東会)の後身であ
 り、右のように憲政党ができて旧自由党系以外の入会を認めな
 かった。

関東倶楽部(関東会)は、東北会と同様に七月上旬には人材の登

第7表 憲政党内閣期の旧自由党系の地方別ポスト

ポスト	大臣	党総務委員 (大臣に準ず)	次官・局長・ 知事など (高等官1等 ~2等)	幹事 (局長に準ず)	合計人数
東 北			3		3
関 東			▲ 3	1	4
北 信			※ 3	1	4
東 海		1	※※ 2		3
近 畿			▲ 1		1
中 国			▲▲ 4		4
四 国	2	1	▲ 2		5
九 州	1		▲ 1		2

- (備考) 1. 史料は『憲政党党報』第1号(1898. 8. 5)と第6表の史料。
 2. ※次官(高等官2等)と同格以上の北海道庁長官(高等官1等)を含む。
 ※※内務次官を一人含む。
 3. ▲高等官3等の秘書官を一人含む。
 ▲▲高等官3等以下の秘書官を二人含む。
 4. 小倉久警保局長・松本剛吉逓信大臣秘書官は出身地から、それぞれ関東・中国にいた。

用について運動を試みている。それは関東・東北から一人の大臣も出なかったので、次官・局長等に多くの党員が採用されることをねらったのであつた。⁽⁴⁹⁾ また七月九日頃になると、関東俱樂部・東北会・北信八州会・愛媛同志会などは事務所を設置する動きを示した。⁽⁵⁰⁾

それとは別に、七月二日龍野周一郎(北信八州会)は板垣内相に人材登用について意見を述べ、翌三日松田蔵相・林通相に龍野と西山志澄(土佐派・四国)・重岡薫五郎(四国)・志波三九郎(九州)・改野耕三(中国)・山下千代雄(東北)・岡崎邦輔(近畿)・中島又五郎(関東)・堀内賢郎(北信)らが同様の問題について強く申し入れた。⁽⁵¹⁾ この結果、東北や関東は数の上ではそれぞれ三人・四人(格の低い秘書官一を含む)と一応の人数がポストに就いた。しかし、高等官一等の高級ポスト(内閣書記官長や法制局長官など)や各省の次官、東京府知事・大阪府知事など有力地方長官には一人も就けなかった。大臣やそれに準ずる党総務委員が一人も出ていないことを含め、両地方はポストの面でそれほど恵まれなかった。土佐派の中核であつた四国が異常に恵まれ、次いで大臣を出した点で松田正久のいる九州、松田―九州と連携を強めて自由党の新興勢力となつてゐる北信(第五章)が恵まれていた。北信は関東の代議士二三人に對し一四人と少数ながら、北海道庁長官(高等官一等)を含んで関東と同じ数の四ポストを確保したのである(第7表)。大隈・板垣両者に組閣の命があつたことで、板垣を盟主と迎ぐ土佐派が再び旧自

由党系の主導権を取りもどしかけたのであつた。これに對し、星が帰国の途中にある七月下旬に、関東俱樂部は星を外相に入閣させる運動を始めたり、政弊革新の建議などについて協議をした。⁽⁵²⁾

八月下旬になると、板垣内相が政治上の技能が皆無であるので大隈首相に利用されるのみであるとの不満が旧自由党内に高まり、それが土佐派への批判と星の外相就任を求める声となつてゐるとの報道がなされるようになった。⁽⁵³⁾ 総選挙での旧自由党系と旧進歩党系の争いや、ポストと旧進歩党系の政治主導への不満が、板垣や土佐派の政治指導への批判となつていったのである。

帰国した星は、龍野周一郎(長野、憲政党幹事)らの北信八州会と連携を求める動きをした。星と龍野は、星の帰国後わずか四日目にあたる八月一九日に初めて会談し、九月一日には「利光鶴松(憲政党幹事、関東俱樂部幹事)氏と共に星氏を訪ひ緊要の談を」するようになった。⁽⁵⁴⁾ 龍野・杉田定一(福井)・伊藤大八(長野)らの北信八州会は、一八九八年五月の自由党臨時大会の頃より、松田正久―九州自由俱樂部や中国会と連携を深めていた。また、土佐派の没落で地方団連合化した自由党内で、龍野は各地方団の少壮幹部との横のつながりも深めていた(第五章)。すなわち星―関東俱樂部(関東会)は、総選挙後の旧自由党系と旧進歩党系の亀裂の深まりや、旧自由党内の就官や板垣―土佐派の党指導への不満を利用して、一八九八年九月半ばに、龍野―北信八州会を媒介とし、松田―旧九州自由俱樂部を含め、土佐派以外の各地方団と連携の基礎を固めたのであつ

た。一八九七年二月〜三月におきた、自由党の土佐派支配の崩壊以来、土佐派は自由党の全国派閥から、四国を中心とした地方派閥に転落していた。大隈首相や旧進歩党系との宥和姿勢を取り続ける板垣・林や土佐派であるが、旧自由党系と旧進歩党系の対立がさらに激しくなれば、旧自由党系内で孤立しないために、星―関東倶楽部ら反・非土佐派の動きに同調せざるを得ない。それが星のねらいであった。

星―関東倶楽部の大隈内閣攻撃は、憲政黨員の多くが関心をもっている就官に係する文官任用令をめぐるなされた。すでに九月六日、関東倶楽部臨時總會(星亨ら四十余人の出席)で、憲政党臨時大会を開く請求をする事を決議した。その理由として中央地方の官吏の藩閥の余弊を根本的に改革すること、官吏任用令を全廃すること等をあげた。⁵⁵⁾

関東倶楽部の決議に応じ、九月二五日東北大会が文官任用令の全廃等の決議をし、⁵⁶⁾九月二六日北信八州会評議會は広く人材を登用する路を開くこと等の北信八州会大会用の決議案を可決し、⁵⁷⁾九月二九日中国会(代議士二十余人出席)も文官任用令を全廃すること等を決議した。⁵⁸⁾九月三〇日段階で再形成されている地方団は、東北会・中国会・関東倶楽部・東海十一州会・北信八州会の五つであり、そのうちの四つが関東倶楽部と同調する立場を表明したといえる。⁵⁹⁾こうして一〇月八日、十一月一日に憲政党大会が開かれることが通知された。⁶⁰⁾これらのことは、星―関東倶楽部が、旧自由党系を中心に

憲政党内における内閣批判の主導権を得つつあったことを示す。関東倶楽部の利光が記した、「自由黨員ハ星氏ヲ擁シテ京橋区山下町二一ノ秘密倶楽部ヲ設立スルニ至レリ、此ノ倶楽部ハ即チ内閣及ビ憲政党ヲ破壊スルノ総本部トナリタルモノナリ、自由党ノ不平家悉ク之レニ集マリ毎日内閣破壊ノ計画ヲ謀議シタリ」との事実は、この間のことであろう。

こうして星は、板垣・林や土佐派を大隈首相との宥和姿勢を捨てざるを得ない状況に追い込み、旧進歩党系の尾崎行雄文相のいわゆる共和演説事件や大東義徹法相の大審院検事総長横田国臣懲罰事件を利用して、倒閣と旧進歩党系への攻撃を始めるのであった。

尾崎文相の共和演説事件とは、尾崎が八月二一日帝國教育会の夏期講習会で、「日本に仮りに共和政治ありと云ふ夢を見たて仮定せられよ、恐らく三井、三菱は大統領の候補者になるであろう」と日本の押金熱の拡大を批判した演説である。伊東巳代治の経営する『東京日日新聞』などは、八月末〜九月中旬にかけ、「若しも吾国が千百歳の後共和政体」云々と述べたとして、尾崎文相の辞任を要求した。⁶²⁾しかしそれは直に大きな問題とはならず『大阪朝日新聞』も文相擁護の論を簡単に記したにとどまった。⁶³⁾

大東法相の大審院検事総長横田国臣懲罰事件は、大東法相が司法官の淘汰に着手するにあたって、種々の越権行為のある横田総長に辞任を求めたが、横田が応じなかった事件である。この問題も尾崎文相の共和演説事件とほぼ同時期に表面化したのが、共和演説事件は

ど話題にならなかつた。⁽⁶⁴⁾しかし、旧進歩党系にとりこの問題も重要であつた。大東法相は旧進歩党系中でも代議士の人数に比し旧改進黨系より冷遇されている旧革新党系であり、大東法相の方針が貫徹されないと旧進歩党系の亀裂につながる可能性もあつたからである。⁽⁶⁵⁾

一〇月五日になると、伊東巳代治の『東京日日新聞』は、尾崎問題と横田問題を再び取り上げ、大隈内閣の辞任を求めるキャンペーンを始めた。⁽⁶⁶⁾板垣・林や土佐派は従来から伊東との連携を重視してきており、すでに述べた旧自由党系内の状況の変化と合せて、このことは彼らが大隈首相との宥和策を放棄する要因となつたことであろう。一方、一〇月九日関東倶楽部の總會（星亨ら五十余名出席）は、尾崎問題と横田問題の調査をすること等を決議し、二一日の同倶楽部總會で尾崎文相と大東法相の引責辞任を決議した。⁽⁶⁷⁾こうして関東倶楽部は公然と内閣破壊の姿勢を示した。

この間、『東京日日新聞』の大隈内閣倒閣キャンペーンが始まつた。一〇月五日から一二日にかけて、北信八州会幹部で憲政党幹事の龍野周一郎は、星亨や齋藤珪次内相秘書官（関東倶楽部）、関東倶楽部・北信八州会と接触し重要会談を行う一方で、板垣内相や松田蔵相との重要な会見をなした。⁽⁶⁸⁾これは板垣内相を説得して旧自由党系を一丸として旧進歩党系との対決にもつてゆくための準備であつたと推定される。

そして一〇月一三日、龍野幹事は「内相官邸ニ於て、板垣、松田、

林、星、片岡（総務委員）・江原（総務委員）、利光（幹事）諸氏と、我党重大の件を協議す、本部出務、齋藤秘書官邸、及星亨氏邸の集會に臨む」。⁽⁶⁹⁾

板垣内相邸の會議は、旧自由党系の三閣僚と星、旧自由党系の憲政黨総務委員と幹事を集めており、以下の星の演説と合せて、旧自由党系として旧進歩党系との提携断絶を決めた會議であつたといえる。

星は、一〇月二一日の関東倶楽部の會合で二三日の内相邸會議を回想して次のように述べた。少し長いが重要なので主要部分を引用する。

十三日午前に於ける板垣伯邸會合の結果にして当時本論（旧自由党系と旧進歩党系と官職の均衡論）に就て口を開けるは板垣伯よりし、⁽⁷⁰⁾伯は近来自進兩派の間に兎角平衡を得ざるものあり、此ては在朝と党内とを問はず不都合甚しければ何とかせざるべからずと申出られ、之に次で林有造氏は盛に之に賛成し、憲政党内閣組織の當時に於て兩者の間に約せられたる均衡論は今に履行せられざるのみならず、中央官吏の均衡を得ざるに知事問題の如き今や進歩派は非常の望を有せるもの、如し、されば此問題に対し我党はよし分裂するまでも分離の覚悟を以て之に向はざるべからずと説き、松田氏亦之に賛同したり、而して最後に発言せるは僕なりき、僕は均勢論に反対するものにあらざれどかゝる薄弱なる論拠の問題を以て奮戦せんは面白からず、財政問題こそ前内閣の失敗

し来れる所にして現内閣が当さに基礎を確立せざるべからざるものに属すれば堂々此点よりすべし、但し均勢論とて僕は益進むで実行せむことを望むとの意を述べたる程なり。⁽⁷⁰⁾

板垣・林・松田の旧自由党系三閣僚が旧自由党系と旧進歩党系の官職均衡論(均勢論)を、旧進歩党系側が守っていないことを理由に、旧進歩党系との提携断絶を主張したのに対し、星は均衡論のみならず、財政問題を提携断絶の論拠に入れることを主張した。おそらく星は地租増徴論を考えており、それは本論の冒頭(はじめに)で提示したような星の政治改革構想につながるものであった。

星は一〇月二日の関東俱樂部総会で、大隈にのせられ星の外相就任を好まなかった板垣に対しても、「僕は曩に米國より帰朝の際、板垣伯は熱心入閣を勧められたれど堅く之を辞退したりき」と、板垣を弁護した。⁽⁷¹⁾ 大隈内閣の倒閣にあたり、星は何よりも旧自由党系の団結を重視したのであった。

このように旧自由党系で大隈内閣倒閣の決意が固まると、板垣内相は尾崎文相の共和演説問題を取り上げ、「身苟モ文部大臣ノ職ニアリナガラ尾崎ノ演説ハ不謹慎ナリ」と、閣議において尾崎を責めた。⁽⁷²⁾ 一〇月二一日板垣内相は天皇に尾崎文相を弾劾する上奏を行い、天皇は尾崎を罷めさせる決意をしたという。⁽⁷³⁾ 桂太郎陸相によると、二二日天皇は岩倉侍從幹事を大隈首相に派し、次のように、尾崎の辞任を求める沙汰をした。

尾崎文相が先般教育会ニ於テ共和云々之演説ヲ為シタル後、此間

題ニ関シ世論紛々将来如何ナル面倒を引起スモ難計故ニ、如此ノ大臣ハ信任ナシ、速カニ辞表呈出セシムベシ。⁽⁷⁴⁾

尾崎は一八九七年一月に、外務省勅任参事官在職のまま進歩党本部の会議に列席し内閣を攻撃したことで懲戒免官となっていた。

そこで彼が大隈内閣の文相に就任するにあたり、大隈首相が保証して、天皇が懲戒を特免する裁可を行っていた。⁽⁷⁵⁾ 保守的だが実直な性格の天皇はこのような尾崎を嫌っていたのであろう。また尾崎の文相辞任は、尾崎を保証した大隈首相の責任問題となる可能性もあった。桂陸相は一〇月二三日段階で、次のように、内外多事であるので内閣は一日も早く倒したほうが良いと山県に提案するに至った。

内外多事之今日ニハ候へ共、此ノ政府ヲシテ唯々党勢之平均或ハ獵官位ニ日ヲ送り、無為ニシテ送日セシムルモ内外万事ニ当ルノ妙案ハ決シテ出ツル氣遣ナシ、寧ロ一日も早く結局セシムルコソ帝國之為メ却而幸福トハ考へ申候。⁽⁷⁶⁾

結局、尾崎文相は天皇から辞任の沙汰のあった一〇月二二日に大隈首相に辞表を提出し、大隈は二四日天皇に尾崎の辞表を差し出した。⁽⁷⁷⁾ 大隈は自ら辞任する気はまったくなかった。後任文相の決定は一〇月二六日の閣議でもできなかった。後任に關し、旧自由党系は星亨か江原素六を主張し、旧進歩党系は進歩党系大臣の後任は進歩党系からと主張し妥協が成立しなかった。それにもかかわらず、大隈は独断で旧進歩党系の犬養毅を後任の文相に推薦し、一〇月二七日就任式を行った。⁽⁷⁸⁾

旧自由党系は、尾崎文相が速やかに辞職したので、旧進歩党系との提携断絶の材料を失った。そこで閣議で大東法相の横田大審院検事総長懲戒案に反対して提携断絶を目指した。懲戒案には西郷海相・桂陸相も反対したので、閣議は閣僚九人中旧自由党系閣僚と陸海相の五人が反対となり、旧自由党系が多数を占めた。このため旧進歩党系は大東法相を辞任させて面目を失うか、内閣の瓦解を覚悟しても旧自由党系閣僚や陸海相と争うか苦しい選択を迫られた。しかし横田検事総長は大東法相を攻撃する文字を含んだ弁駁書を閣僚に配布したので、そのことを大東法相から官吏服務紀律違反として批判された。それを旧進歩党系閣僚に加え、陸海相も賛成せざるを得なくなり賛成したので、旧自由党系三閣僚は立場をなくし、辞職する他ないようになった。そこで旧自由党系は、旧自由党系三閣僚の辞任の補充が旧進歩党系で行なわれないよう、内閣総辞職の工作を急いで行うことにした。星は西郷海相・桂陸相から山県に話をつけ、山県は岩倉侍従職幹事を動かし、板垣と大隈の連帯責任（内閣総辞職）となるよう宮中の空気を作った。またこの過程で星と桂の間で、山県系の内閣が成立したら旧自由党系が支援するという密約ができた⁽⁷⁾。二九日、旧自由党系は自派のみで憲政大会を開き、新たに同名の憲政党を組織し、板垣内閣ら同党所属の閣僚は辞表を提出した。星らによる前述の工作の成果により、大隈の内閣継続は認められず、翌三〇日大隈首相らも辞表を提出し、日本で最初の政党内閣は、わずか四か月でほとんど成果をあげることなく崩壊した。

日清戦後の自由党の改革と星亨(伊藤)

これには1節で述べたような、大隈内閣組織前からの天皇の大隈への不信感も関係していたと思われる。また憲政党は憲政党(旧自由党系)と憲政本党(旧進歩党系)に分裂した。

星亨は関東倶楽部を率い、第一次大隈内閣倒閣過程の旧自由党側の実質的指導者として活動することにより、龍野―北信八州会や松田―旧九州自由倶楽部等の非土佐派との連携を深め、土佐派の没落を促進する基礎を固めた。それは、星が次の第二次山県内閣期に商工業の発展に応じた新しい政策を展開するうえで、旧自由党系内の権力基盤となるものであった。旧自由党系の指導者として星が再登場したことによって、一八九六年一二月頃から約二年間にわたって続いてきた旧自由党の大混乱にようやく終止符が打たれたのである。それは旧自由党系が日清戦後の経済・社会状況の変化に対応して新路線をとり始めることを意味していた。

- (1) 宮内庁『明治天皇紀』第九(吉川弘文館、一九七三年)四五三―四五四頁。
- (2) 井上馨宛伊藤博文書翰、一八九八年六月二五日、「井上馨文書」(国会図書館憲政資料室所蔵)。
- (3) 前掲、宮内庁『明治天皇紀』第九、四五七―四五九頁。
- (4) 利光鶴松『利光鶴松翁手記』(小田急電鉄、一九五七年)三二二頁。
- (5) 同右、三三〇頁。
- (6) 『大阪朝日新聞』一八九八年七月一日。
- (7) 山県有朋宛朝比奈知泉書翰、一八九八年六月二九日、「山県有朋文

- 書」(国立国会図書館憲政資料室所蔵)。
- (8) 『大阪朝日新聞』一八九八年六月三〇日。鳩山はコロンビア・エール両大学に学び、外務省取調局長兼翻訳局長を経験している。
- (9) 坂野潤治『明治憲法体制の確立』(東京大学出版会、一九七一年)一七五―一七六頁。
- (10) 『大阪朝日新聞』一八九八年七月八日、七月一八日。
- (11) 前掲、坂野潤治『明治憲法体制の確立』一九二―一九六頁。
- (12) 拙稿「第二次伊藤内閣期の政党と藩閥官僚」(名古屋大学文学部研究論集)一一三号、一九九二年三月。
- (13) 『大阪朝日新聞』一八九八年七月三日、七月四日、「地租の増徴」(其一)(其二)。藩閥系の『東京日日新聞』も地租増徴に賛成している(八月一六日など)。
- (14) 『大阪朝日新聞』一八九八年一〇月一四日。
- (15) 拙稿「立憲政友会創立期の議会」(古屋哲夫他編『日本議会史録』第一巻、第一法規出版社、一九九一年)、松下孝昭「日清・日露・戦間期の鉄道国有化問題」(『日本史研究』三五八号、一九九二年六月)。
- (16) 『大阪朝日新聞』一八九八年八月二三日、八月二五日、八月二九日。『東京日日新聞』一八九八年一〇月一日。
- (17) 『大阪朝日新聞』一八九八年八月二日。なお、旧自由党系の松田蔵相も鉄道国有問題には財政困難の理由から消極的であった(同、八月二〇日)。
- (18) 前掲、拙稿「立憲政友会創立期の議会」二四八―二五〇頁。
- (19) 前掲、坂野潤治『明治憲法体制の確立』一七七―一八五頁。
- (20) 山県有朋宛松方正義書翰、一八九八年六月二三日、「山県有朋文書」。なお黒田の態度は松方正義宛黒田清隆書翰(一八九八年六月一八日、大久保達正監修『松方正義関係文書』第七巻、大東文化大学東洋研究所、一八九六年、三〇四―三〇五頁)に見える。
- (21) 松方正義宛黒田清隆書翰、一八九八年七月七日、一日、前掲『松方正義関係文書』第七巻、三〇八―三一〇、三五一頁。
- (22) 松方正義宛黒田清隆書翰、一八九八年七月二十九日、同右、三一―三二頁。
- (23) 前掲、『明治天皇紀』第九、四六〇頁。
- (24) 『大阪朝日新聞』一八九八年六月二十九日、六月三〇日。
- (25) 『憲政党党報』第一号、一八九八年八月五日。
- (26) 前掲、拙稿「第二次伊藤内閣期の政党と藩閥官僚」、同「立憲政友会創立期の議会」。山県等の藩閥首脳に近い立場の、情報通のジャーナリスト朝比奈知泉は、一八九八年四月未段階という、伊藤内閣と自由党との提携交渉が断絶し、自由党が伊藤内閣に敵対の姿勢を示しているときさえ、自由党と井上馨蔵相の積極政策は類似しているとみていた。朝比奈は伊藤・井上や桂陸相、芳川内相と会った後、次のように山県へ書送っている。「是ハ〔板垣が〕直接ニ井上伯ニあたり伯より大体積極之方針、生産的事业之為外債不得止之事、生産力誘啓之上増税も不得止事等を聞得て満足之容子ニ御坐候」(山県有朋宛朝比奈知泉書翰、一八九八年四月三〇日、「山県有朋文書」)。
- (27) 注(25)に同じ。以下、党則に関するものは同様。
- (28) 拙稿「第一議会期の立憲自由党」(名古屋大学文学部研究論集)一一〇号、一九九一年三月)、同「初期議会期の自由党」(山本四郎編『近代日本の政党と官僚』、東京創元社、一九九一年)、前掲、同「第二次伊藤内閣期の政党と藩閥官僚」。
- (29) 前掲、拙稿「第一次伊藤内閣期の政党と藩閥官僚」。
- (30) 『進歩党党報』第一号、一八九六年五月一日。
- (31) 『国民新聞』一八九六年七月三〇日。
- (32) 『毎日新聞』一八九七年二月二三日。
- (33) 旧自由党系で憲政党幹事であった利光鶴松によると、地方組織は、「中央ニ居ルモノハ大局ヲ達観シテ合同シタレドモ、地方ニテハ各地方夫レ々々ノ事情アリテ、支部ノ設立、役員ノ選定、代議士候補ノ決定等仲々円満ニ行ハレズ、種々ノ紛争ヲ惹起シテ、双方ヨリ本部ニ持込ミ来リ」という状況で、融合が困難であった(前掲、利光鶴松「利

光鶴松翁手記」三四二頁。

(34) 『大阪朝日新聞』一八九八年六月二十四日、七月二日、七月九日。

(35) 『憲政党報』第六号、一八九八年一〇月二〇日。

(36) 前掲、利光鶴松『利光鶴松翁手記』三四三―三四五頁。

(37) 『大阪朝日新聞』一八九八年七月二十八日、『東京日日新聞』一八九八年七月三十一日。

(38) 『大阪朝日新聞』一八九八年八月二日「総選挙に臨みて」。

(39) 前掲、利光鶴松『利光鶴松翁手記』三四三頁。

(40) 『太陽』四卷一八号、一八九八年九月五日。

(41) 前掲、利光鶴松『利光鶴松翁手記』三五一―三五二頁。

(42) たとえば和歌山県においては、一八九八年五月末伊藤内閣が地租増徴案を議会で提出して以降、地主層を中心に地租増徴反対運動が盛り上り、代議士の動向も一時的にそれに大きく影響された(拙稿「自由党・政友会系基盤の変容」(前掲、山本四郎編『近代日本の政党と官僚』)。

(43) 前掲、坂野潤治『明治憲法体制の確立』(二八一頁)は、「各省現在員並政党出身官吏」(「平田東助関係文書」)を使い、憲政黨員の就官表を作っている。しかし平田の集計は必ずしも正確でなく、憲政党内閣の最末期の一八九八年一〇月下旬の官制改革以降の状況を論じているので、坂野氏の就官表は不正確である。たとえば延べ四二人の就官に対し、坂野氏は三六人しかあげていないこと、東京府知事肥塚龍を菊池侃二と誤解していること、参事官と兼任のポストを、兼任ポストのみあげていること(一〇月下旬の官制改革で参事官は参与官となり格が落ちた形になるが、七月段階では参事官は次官に準ずるイメージでとらえられ、参事官であることが大きな意味をもつ)等である。

(44) 龍野周一郎「明治卅一年七月二日より日記」一八九八年七月二日
一〇月三十一日、「龍野周一郎関係文書」、国立国会図書館憲政資料室
寄託。龍野が内相官邸を訪れ、そこで板垣内相・松田蔵相・林逋相ら

と会議を開いたことが判明している場合は、それぞれ板垣一、松田一、林一と数えた。また内相官邸で会議を開いても、メンバーが明確でない場合は、板垣一とのみ数えた。

(45) 前掲、坂野潤治『明治憲法体制の確立』一八八―一九一頁。

(46) 有泉貞夫「星亨」(朝日新聞社、一九八三年)二四二―二四五頁。大隈は第二次松方内閣の外相の際も、一八九七年一〇月に星亨駐米公使が帰国すると、明治天皇に星の拝謁を申請し、「公使職務格別尽力致苦勞思召御沙汰」を星に与えるようにした(「徳大寺実則日記」一八九七年一〇月二十九日(写)、「旧渡辺文庫」、早稲田大学図書館所蔵)。このように大隈は、やり手の星を駐米公使として米国に滞在させ続けることを、自由党系と対抗する政策としていた。

(47) 前掲、利光鶴松『利光鶴松翁手記』三五三―三五四頁。

(48) 「政党内閣報告書」(大隈重信関係文書)マイクロフィルム、R 10
—A 30)、乙秘第四二二号、一八九八年九月一八日。

(49) 『大阪朝日新聞』一八九八年七月五日。

(50) 『大阪朝日新聞』一八九八年七月九日。

(51) 前掲、龍野周一郎「明治卅一年七月二日より日記」七月二日、七月三日。七月三日と同様の会見は、七月七日にもある(内容不明)。

(52) 『大阪朝日新聞』一八九八年七月二十七日、七月二十九日。

(53) 『大阪朝日新聞』一八九八年八月二日。同、八月二十六日も旧自由党内に土佐派排斥の動きが生じているとしている。一〇月に入り旧自由党系が旧進歩党系と提携断絶を決めた理由を、関東俱樂部の利光鶴松は次のように回想している。「其故ハ若シ改進黨(旧進歩党)ト此儘提携ヲ続クルニ於テハ、旧自由党ハ到底一致ヲ保ツ能ハズ、旧自由党ニシテ分裂センカ内閣ニ於テモ党ニ於テモ改進黨ニ蹂躪セラレ、旧自由党ハ支離滅裂シテ自ラ亡滅スルノ悲運ニ陥ルヤ明カナリ」(前掲、利光鶴松『利光鶴松翁手記』三六一―三六二頁)。星―関東俱樂部や龍野―北信八州会、松田―旧九州自由俱樂部らが旧自由党系と旧進歩党系の提携断絶に動いてゆくのは、星の政策刷新構想に加え、右のよ

うな旧自由党系の分裂を避けるという理由も重要であったと思われる。

- (54) 前掲、龍野周一郎「明治卅一年七月二日より日記」一八九八年八月一九日、九月一四日。
- (55) 『憲政党党報』第三号(一八九八年九月五日)。
- (56) 『同右』第五号(一八九八年一〇月五日)。
- (57) 『大阪朝日新聞』一八九八年九月二七日。
- (58) 『大阪朝日新聞』一八九八年一〇月一日。
- (59) 『憲政党党報』第六号(一八九八年一〇月二〇日)。九月三〇日の柳花苑での各団体委員会には、他に近畿会等が参加したとなっているが、近畿会の発起会は一八九八年一〇月六日であり、二三日に京都で発会式を行うことになっていた(『大阪朝日新聞』一八九八年一〇月八日)。
- (60) 『憲政党党報』第六号(一八九八年一〇月二〇日)。
- (61) 前掲、利光鶴松『利光鶴松翁手記』三五九頁。
- (62) 『東京日日新聞』一八九八年八月三〇日、八月三一日、九月二日、九月三日、九月八日、九月九日、九月一三日。
- (63) 『大阪朝日新聞』一八九八年九月一〇日。
- (64) 『東京日日新聞』一八九八年九月一日、九月二日。
- (65) 『東京日日新聞』一八九八年九月三〇日。
- (66) 『東京日日新聞』一八九八年一〇月五日「現内閣の因循姑息」、同一〇月六日「横田問題と大東大臣」、同一〇月八日「横田問題と大東大臣」(再び)。
- (67) 『東京日日新聞』一八九八年一〇月一日、一〇月二日。
- (68) 龍野周一郎「明治卅一年七月二日より日記」一八九八年一〇月五日一二日。
- (69) 同右、一〇月一三日。
- (70) 『東京日日新聞』一八九八年一〇月二日。
- (71) 『東京日日新聞』一八九八年一〇月二日。関東倶楽部の幹部で憲

- 政党の幹事であった利光の次の回想は、外相問題での大隈と板垣の立場をよく示している。「板垣伯が後日外務大臣ノ椅子ノ談ヲ大隈伯ニ提出スルヤ、江原又ハ片岡ナラバ何時ニテモ外務ノ椅子ヲ譲ル可キモ星亨氏ハ内閣破壊ノ恐れアリ云々ト巧ニアヤツラレ、正直ナル板垣伯ハ大隈伯ノ言ヲ信ジ江原氏カ片岡氏ナラバ外務大臣ノ椅子ハ手ニ入ル故何トカ星氏ヲ忍耐セシムルノ方法ナキヤト内相官邸ニテ予ニ談サレタル事再三ナリ、然レドモ是レハ大隈伯ノ掛引ニシテ江原氏ヤ片岡氏ガ星氏ヲ措キテ外務大臣ヲ引受クル事ハ絶対ニ無ク、又星氏ガ承知セザルヲ知りテ故ラニ苦肉ノ言ヲ吐クニ過ギズ、板垣伯ハ一概ニ星氏ヲ入閣セシムルトキハ内閣破壊ノ危険アリト信ジ居ルナリ、外務大臣專任問題ハ大隈伯ニ星氏ヲ入ルルノ意ナク、板垣伯モ星氏ニ対スル義理上大隈伯ニ談判スレドモ、実ハ星氏ヲ入ルルヲ危険トスルノ恐怖心アルニ依リ其談判ハ単ニ形式ニ止マレリ」(前掲、利光鶴松『利光鶴松翁手記』三五七―三五八頁)。
- (72) 前掲、利光鶴松『利光鶴松翁手記』三六〇頁。
- (73) 前掲、宮内庁『明治天皇紀』第九、五二一―五二三頁。
- (74) 山県有朋宛桂太郎書翰、一八九八年一〇月三日、「山県有朋文書」。前掲、「徳大寺実則日記」(一八九八年一〇月二日)にも同様の記述がある。
- (75) 『東京日日新聞』一八九八年七月一日、前掲、宮内庁『明治天皇紀』第九、四六三頁。
- (76) 注(74)と同じ。
- (77) 尾崎行雄『琴堂回顧録』上巻(雄鷄社、一九五一年)二八六頁、前掲、宮内庁『明治天皇紀』第九、五二五頁。
- (78) 前掲、宮内庁『明治天皇紀』第九、五二五―五二六頁、前掲、尾崎行雄『琴堂回顧録』上巻、二八八―二九〇頁。山県系官僚の清浦奎吾貴族院議員(第二次松方内閣の法相)は、次のように大隈の行動を批判している。「唯驚クヘキハ大隈ノ鉄面皮也、最初尾崎ヲ推撰スルニ付特免懲戒ノ御裁可ヲ仰キ陛下より御不問アラセラレタルニ、其人

物ヲ保証シテ親任ヲ仰キ終ニ今般ノ如キ事ニ成行キタルニ、之レヲ尾崎ノ個人的問題トナシ連帶シテ責ヲ負フノ念ナク、後任ニ均衡論ヲ主張スルナド、彼ノ腦中ニハ一点モ責任徳義ナド云フ思想ハ無之、貴族院モ大團結大打撃ノ手筈追々相運候」(山県有朋宛清浦奎吾書翰、一八九八年一〇月二六日、「山県有朋文書」)。書翰中の貴族院の動きをみても、山県系官僚の大隈への感情は、右の清浦と類似したものと思われる。後述するように、旧自由党系が旧進歩党系との提携を断絶し大隈内閣を倒すにあたり、山県系官僚が旧自由党系を支援したのは、地租増徴問題など財政基盤の確立問題に加えて、以上のような大隈や旧進歩党系への不信の問題があったといえる。

(79) 前掲、利光鶴松『利光鶴松翁手記』三六一—三七〇頁。

おわりに

本稿では、第二次松方内閣成立後から第一次大隈内閣期の約二年にわたる期間の自由党(および旧自由党系)の動向と構造や組織の変化を、藩閥官僚勢力や進歩党(および旧進歩党系)の変化を視野に入れて詳細に論じた。自由党では、伊藤首相が予想に反し余りにも早く政権を投げ出し、第二次伊藤内閣と自由党の提携の成果が乏しかったことから、一八九六年一二月頃より、提携の中心となった主流派の土佐派批判の動きが出現した。そしてそのことは九七年三月の板垣退助の自由党総辞任に象徴されるような自由党の土佐派支配の崩壊を導いた。自由党の土佐派支配は一八九三年一二月に、星亨の失脚により自由党の星—板垣総理体制が崩壊したのち、一八

日清戦後の自由党の改革と星亨(伊藤)

九四年秋以降形成されたものである。土佐派支配が崩壊した自由党は一八九七年三月から混乱の中で新しい段階に入っていた。

この自由党の土佐派支配の崩壊の背景となる重要な要因は、日清戦後に産業革命が進展し、商工業者が台頭したり、地主層が商工業への投資を始めるなど新状況が形成されたにもかかわらず、板垣・林ら土佐派指導者たちがそれに対応する明確な理念を提示し、その実現にむけた具体的な政治戦術を実施してゆけなかったことであつた。その中で大阪築港問題に関連して近畿会が成立するなど、地方の公共事業要求は自由党の構造や組織の変化まで起し始めたのである。

こうして自由党は一八九八年五月の臨時大会へむけて、東北・関東・北信・東海・近畿・中国・四国・九州の八つの地方団連合を基礎にした構造となつた。その中で、北信九州会の龍野周一郎のように、地方団の影響力を背景に、松田正久など旧来の党最高幹部とのつながりや、地方団の横のつながりを利用して台頭する少壮幹部も出現してきた。しかし彼らとて、土佐派が伊東巳代治(背後に伊藤博文)との人脈により自由党を掌握してきた政治戦術を圧倒するに足る、新しい理念や政治戦術を有していなかつた。そのため、第一次大隈内閣下の旧自由党系は、大隈首相の政治戦術に翻弄され、内部対立も深まって、分裂の危機さえ生じていた。星がアメリカから帰国した当時の旧自由党系の状況は以上のようなものであつた。星は失脚後、駐米公使として商工業と公共事業の発達したアメリカで、

政党政治を体得してきた。星はそのアメリカ体験を生かし、本稿の冒頭の「はじめに」で述べたような新しい理念にもとずき、高度な政治戦術を使って旧自由党系を掌握し、大隈内閣を破壊したのであった。その際、星が地方団連合化した旧自由党系の実態を前提に事を進めたことは注目してよい。それは続く第二次山県内閣期により明確に表れる(前掲、拙稿「立憲政友会創立期の議会」)。

以上、本稿では第一に、初期議会期から日清戦後にかけて政党が順調に発展してゆくという通説的理解に対し、政党は一つの権力集団として日清戦後の新状況に十分適応し得ず、一八九七年―九八年は混乱期にあり勢力を減退させたことを自由党および旧自由党系を例に示した。

本稿では第二に、列強の中国分割姿勢の強まりと朝鮮をめぐる日露対立の可能性が高まったことと、自由党の混乱を理由に、明治天皇も含め藩閥勢力が政党側に強圧方針をもって臨むようになったことを示した。第二次松方内閣末期から第三次伊藤内閣期はそのような時期であった。この時期、大陸政策において藩閥勢力と政党側は類似しているにもかかわらず(前掲、拙稿「立憲政友会創立期の議会」)、自由党の混乱をみて、藩閥勢力中の政党への宥和派であった伊藤系・松方系が宥和姿勢を弱めたため、藩閥勢力全体として政党の政治参加を認める立場を著しく弱めた。大陸における緊迫した状況が解消されず、伊藤首相の決断がなければ、第一次大隈内閣の成立はあり得ず、藩閥勢力は、憲法の一時的停止をも覚悟し、再度、

再々度の議会解散を実施した可能性もある。

そうならなかったのは、一八九八年四月下旬に福建省不割譲に関する日清の交渉が成立したことや、朝鮮に関し西―ローゼン協定が成立し、藩閥指導者の間に大陸政策に関し当面の安心感があつたからである。伊藤はそのことを前提に大隈と板垣に政権を担当させるよう天皇に勧めた。山県系官僚閥や薩派などの保守派が第一次大隈内閣の成立に徹底的な反対をしなかったのも、同様の事情からだといえる。

星亨は、政党側が衆議院において多数の議席を占め、しかも強い統一性がないと、藩閥勢力は常に強圧的姿勢で政党や国民に臨む傾向があることを、一八八〇年代後半から予測し、初期議会以来身をもって感得してきた。彼が一八九八年八月に帰国し、再び強い旧自由党系政党の編成を目指したのは以上の理由からであった。